山王廃寺跡第5次発掘調査報告書

前橋文化財研究会

1979.3

（表紙）**国認定重要美術品　石　製　鴟　尾**（昭和11年11月28日認定）
（山王日枝神社境内）

塔心礎の北方約60mの畑地から出土したと伝えられている。多孔質の輝石安山岩製であり，同所都丸民治氏所蔵のものとともに一対になる。現在，尾の先端を欠くが，高さ98cm，側面幅くびれ部で41cm，下方最大部80cm，厚さ52cmある。

表面には，大棟の棟木をはめ込む切り込み，降棟の瓦をさしこむための切り込み等が良く残っている。

鴟尾は火防のまじないのため大棟の両端に置かれたが，石製のものは少なく，現在あるものは全国でも４例のみである。その内の２例が山王廃寺跡より出土している。

序

近年の日本古代史にかかわる新発見は考古学文野に集中している感じがあります。これも発掘中の発見とともに，整理あるいは保存処理作業により発見される例が増加しているように見受けられます。埼玉古墳群の一つ稲荷山古墳出土の鉄剣の文字発見はこの典型と思われます。このことは文化財保護あるいは歴史研究の立場からすると誠に喜ばしいことであります。

山王廃寺跡の発掘調査は昭和49年度土地改良事業に関係して着手され，昭和50年度からは国・県補助を得て継続して実施してきております。発掘調査着手前の発見になる指定物件等のすばらしさに比較いたしますと，発掘調査の成果には弱さを隠せないものがありますが，昭和52年度並びに本年度の調査により方二町と推定していた寺域が東西二町・南北三町と推定し得ることになったのは大きな成果であります。とはいえ，この推定も寺の主要伽藍の配置が明らかにならないと推定の域を出ないとされております。このため山王廃寺跡の解明は今後の調査の進展とこれら調査資料の総合的な検討によるところが大きいと思われます。

山王廃寺跡の中心と推定される部分はほとんど人家になっているのが現状であります。このような土地を発掘調査のために提供し，さらに，物心両面にわたり御援助・御協力をして下さる地元の皆様には心からお礼を申し上げます。また，毎年のこととはいえ，真夏の炎天下での発掘作業に従事して下さる調査員の先生をはじめ一般の方々・大学生・高校生等関係者に対し深く感謝を申し上げます。

この発掘調査概報がより広く活用されれば幸甚であります。

昭和54年3月11

前橋市教育委員会

教育長　金井博之

凡　　例

1. 本報告書は，国庫・県費補助による昭和53年度埋蔵文化財保存事業山王廃寺跡発掘調査の概要をまとめたものである。
2. 発掘調査は前橋市教育委員会が主体となり，昭和53年7月10日～8月25日の期間実施した。
3. 報告書の執筆は，調査に当った社会教育課文化財保護係職員ならびに調査担当者他が以下のとおり分担執筆し，富沢が編集した。

   Ⅰ－1.2・Ⅱ－1.2(1)(2)(3)(4)(5)(6)　富沢敏弘，Ⅱ－3(1)(2)(3)　飯塚誠，Ⅲ　松島栄治

   遺構撮影　富沢敏弘，飯塚誠，鹿沼栄輔，田中広明

   遺構製図　富沢敏弘，飛田野正佳

   遺物実測製図　飯塚誠，飛田野正佳，野中弘久，鹿沼栄輔他

   遺物撮影　中林好彦
4. 出土遺物は，前橋市教育委員会が整理保管している。

目　　次

序

Ⅰ　発掘調査の経過……1

1. 調査にいたるまで……1

2. 調査の目的・方法……3

Ⅱ　発掘調査の概要……4

1. 地　　層……4

2. 遺　　構……6

(1) 概　　要……6

(2) 掘立柱建物跡……7

(3) 竪穴住居跡……24

(4) 溝状跡……29

(5) 井戸跡……30

(6) 掘立柱建物跡の平面構成について……30

(7) 遺構の相互関係……40

3. 遺　　物……42

(1) 瓦　　類……42

(2) 土器・陶器類……50

(3) 金属製品・その他……57

(4) 出土遺物のまとめ……59

Ⅲ　結　　語……61

挿図目次

1. 推定寺域北半現況図……1
2. トレンチ位置図……4
3. 掘立柱建物跡1平面実測図……7
4. 掘立柱建物跡1柱穴地層断面図……9
5. 掘立柱建物跡2平面実測図……10
6. 掘立柱建物跡2・3・4・5・6各柱穴地層断面図……13
7. 掘立柱建物跡3平面実測図……15
8. 掘立柱建物跡4平面実測図……17
9. 掘立柱建物跡5平面実測図……19
10. 掘立柱建物跡6平面実測図……21
11. 掘立柱建物跡7平面実測図……23
12. 12号住居跡実測図……24
13. 13号・14号・16号住居跡実測図……25
14. 15号住居跡実測図……26
15. 18号住居跡実測図……27
16. 20号・21号住居跡実測図……28
17. 井戸跡1実測図……30
18. 井戸跡2実測図……30
19. 掘立柱建物跡1と高麗尺方眼の適合図……折り込み
20. 掘立柱建物跡2と高麗尺(1)・唐尺(1)方眼の適合図……折り込み
21. 掘立柱建物跡3と高麗尺(1)・唐尺(2)方眼の適合図……折り込み
22. 掘立柱建物跡4と高麗尺方眼の適合図……折り込み
23. 掘立柱建物跡5と高麗尺(1)・唐尺(2)方眼の適合図……37
24. 掘立柱建物跡6と高麗尺(1)・唐尺(2)方眼の適合図……38
25. 軒丸瓦拓影及び断面実測図……44
26. 軒平瓦拓影及び断面実測図……47
27. 文字・刻印瓦拓影……49
28. 竪穴住居跡出土土器実測図……53
29. グリッド内出土土器実測図……56
30. 施釉陶器・その他……57
31. 金属・石製品実測図……58

表目次

表1 掘立柱建物跡1柱穴一覧……8
表2 掘立柱建物跡2柱穴一覧……12
表3 掘立柱建物跡2柱間数値……14
表4 掘立柱建物跡3柱穴一覧……16
表5 掘立柱建物跡3柱間数値……17
表6 掘立柱建物跡4柱穴一覧……18
表7 掘立柱建物跡5柱穴一覧……20
表8 掘立柱建物跡6柱穴一覧……21
表9 掘立柱建物跡6柱間数値……22
表10 掘立柱建物跡7柱穴一覧……22
表11 掘立柱建物跡7柱間数値……23
表12 掘立柱建物跡1柱間数値……31

図版目次

図版1 (1)発掘調査予定地
(2)掘立柱建物跡1（掘立柱建物跡6）
図版2 (1)掘立柱建物跡1
(2)掘立柱建物跡1
図版3 (1)掘立柱建物跡2・3・4・5
(2)掘立柱建物跡2・4
図版4 掘立柱建物跡2・4柱穴各部
図版5 (1)掘立柱建物跡3・5
(2)掘立柱建物跡3・5
図版6 掘立柱建物跡3・5柱穴各部
図版7 (1)掘立柱建物跡3P，10（右）掘立柱建物跡5P，9（左）
(2)掘立柱建物跡6P，6，P，7
図版8 (1)掘立柱建物跡6柱穴各部
(2)掘立柱建物跡7（溝状跡4，17号住居跡）
図版9 (1)12号住居跡
(2)13号住居跡（右），14号住居跡（左下）16号住居跡（左上）
図版10 (1)15号住居跡
(2)井戸跡1
図版11 軒丸瓦，文字・刻印瓦
図版12 軒平瓦，丸瓦
図版13 竪穴住居跡出土土器
図版14 グリッド内出土土器
図版15 金属・石製品
図版16 遺構全体図(1)
図版17 遺構全体図(2)

I　発掘調査の経過

1. 調査に至るまで

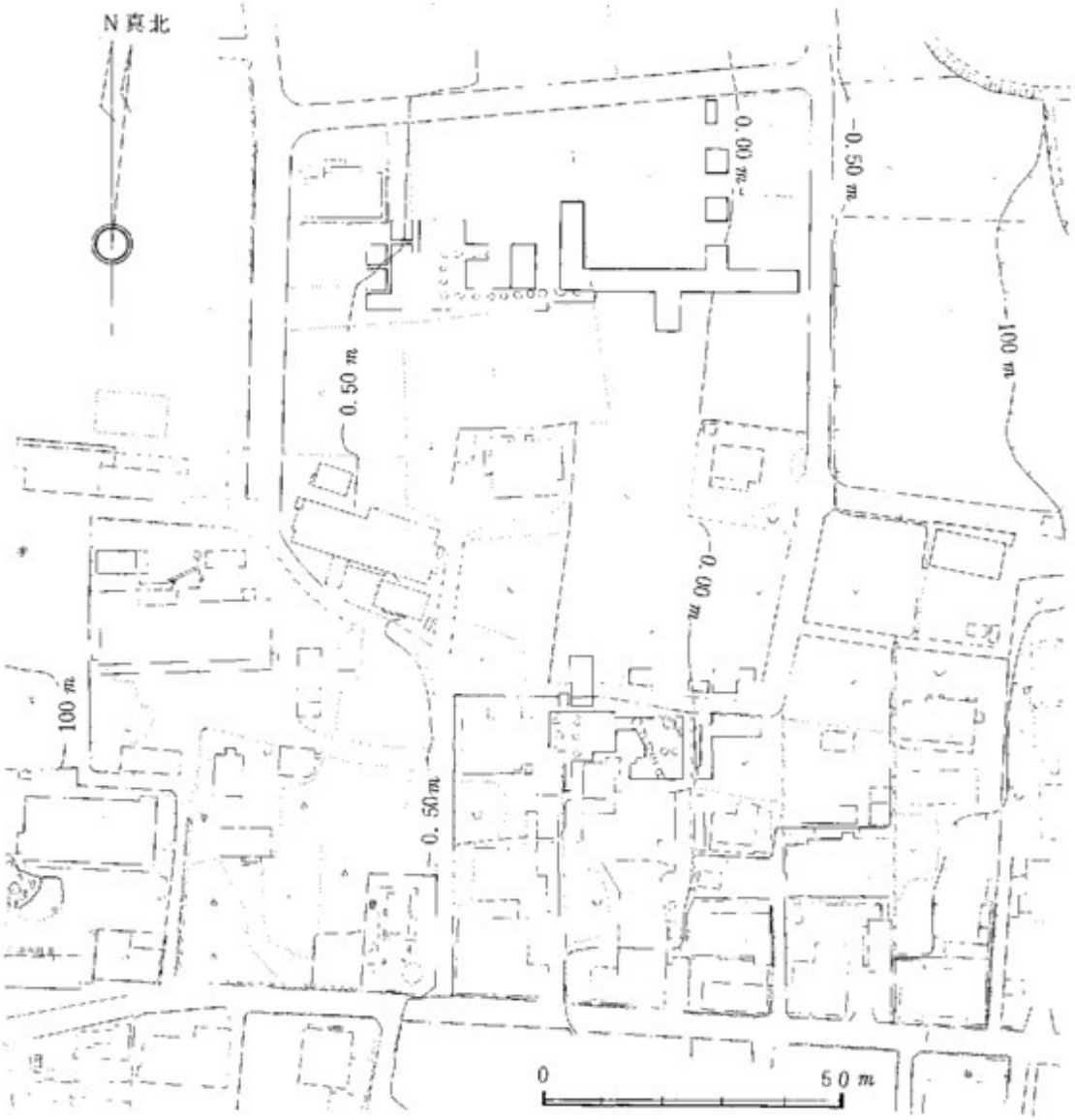

挿図1　推定寺域北半現況図

山王廃寺跡は，大正年間の始め山王の集落のほぼ中心に位置する日枝神社の境内で，塔の心礎が偶然発見され，その存在が始めて知られた。その後，山王廃寺跡からは，この塔心礎の他にも石製鴟尾，石製根巻石，緑釉水注・埦・皿・鋺椀，あるいは塑像仏頭片等，往時の壮大な伽藍の存在を想起させる貴重な遺物が発見されている。しかしながら，これらはいずれも耕作等の偶然の機会の発見によるものであり，今までに大正10年8月の塔心礎の発掘調査(注1)，昭和24年3月の塔心礎南側40m付近の発掘調査(注2)が行われたが，その他は断続的に塔心礎表面の実測調査等が行われてきたのみで本格的な山王廃寺跡の発掘調査は行われずに今日に至っている。

昭和48年，山王廃寺跡の周辺地域の土地改良事業が計画され，そのための事前調査が昭和49年7・8月に山王廃寺跡発掘調査団によって実施された。この調査が山王廃寺跡の本格的な発掘調査の第一歩とも言え，翌50年以降山王廃寺跡の重要性，そして周辺地域の宅地化の急激な進行等を考慮し，前橋市教育委員会の直営事業として毎年継続して発掘調査を実施してきている。

本年度は昭和49年度の発掘調査を第1次として第五次に当る。第1次～第4次発掘調査の概略は次のとおりである。

◦第1次発掘調査（昭和49年度）　　調査主体　山王廃寺跡発掘調査団　団長尾崎喜左雄

寺域限界の確認のため，推定寺域（心礎を中心として方2町）の縁辺部にトレンチを設定。その結果，塔心礎の北約110m付近で掘立柱建物跡の一部が発見され，その位置から北門跡と推定された。また北東隅部で寺院に関連する遺構・遺物が検出されたが，他の部分では寺院に直接関連する遺構・遺物は確認されなかった。

◦第2次発掘調査（昭和50年度）　　調査主体　前橋市教育委員会　　国・県補助事業

塔心礎の北40m東30mの畑地に現存する礎石群に隣接する地で，礎石の有無を確認するためトレンチを設定。その結果，この地には礎石群は存在せず，掘立柱の柱穴，竪穴住居跡，溝等が発見された。(注3)

◦第3次発掘調査（昭和51年度）　　調査主体　前橋市教育委員会　　国・県補助事業

第二次発掘調査の継続で，現存する礎石群の形状・規模等を確認するためグリッドを設定。その結果，礎石を伴う建物跡が重複して2棟存在することが確認され，その内の一棟は中世以降の時期に比定され，他の一棟が山王廃寺跡に関連するものと考えられた。また，この建物跡の東側に接して方向を違えた掘立柱の柱穴列等が発見されたが，いずれも，周囲を宅地によって囲まれており，それらの全貌を把握するには至っていない。(注4)

◦第4次発掘調査（昭和52年度）　　調査主体　前橋市教育委員会　　国・県補助事業

第一次発掘調査で発見された掘立柱建物跡の形状・規模の確認，そして，北門跡であるか否かを究明することを目的とし，塔心礎の北100m～120m付近の畑地一帯にグリッドを設定。その結果，第一次発掘調査時において北門跡と見られていた掘立柱建物跡は，梁行3間，桁行9間と見られる東西棟の建物跡であることが判明した。そのため，その規模・位置等からこの建物は，僧房ないし食堂と推定されるに至った。北の限界はさらに北へ延びることが予想された。(注5)

本年度の発掘調査は第四次発掘調査に継続するものであり，第4次発掘調査の発掘地点の東に隣接する畑地を中心にして調査を行なった。推定寺域の内，中央より南半にかけてはすでに家屋が密集しており，発掘調査の可能な地点はわずかなほどにしか残っていないが，北半分すなわち，今年度発掘調査を行なった付近は，幸いまだ畑地が広く残っており，以下の目的を遂行していく上で，充分な発掘面積を得ることができた。

発掘調査は7月10日より8月25日までの約一ケ月半行なった。国・県補助による開発関連の埋蔵文化財保存事業として前橋市教育委員会が直営で実施したものであり，その概要は以下のとおりで

ある。

遺跡所在地　前橋市総社町総社昌楽寺廻り一帯

発掘場所　前橋市総社町総社２４３４番地，２４３６番地，２４３９番地

調査期間　昭和53年７月10日～８月25日

調査組織
- 担当者　松島栄治・相沢貞順・福田紀雄・中村富夫・富沢敏弘・飯塚誠
- 調査主体者　前橋市教育委員会（主管　社会教育課）
- 調査員　藤岡一雄（共愛学園教諭）・亀井東雄（前橋工業高校教諭）
  川合　功（前橋市立七中教諭）・石川克博（群大附属中教官）
- 作業員　群馬大学歴史研究部学生・前橋工業高校歴史研究部生徒
- 整理員　共愛学園高等部地歴部生徒・その他

協力者　山王地区自治会・山王地区土地改良組合・山王農事組合・都丸甲子郎氏・阿久津利夫氏・小林忠男氏・都丸嘉雄氏・前橋工業高校（斉藤茂夫教諭）・共愛学園ほか

2　調査の目的・方法

山王廃寺跡の発掘調査は，寺域の確認，寺の規模・性格の究明を図り，遺跡の保護・活用を推進していくことを究極の目標とする。

本年度は第四次発掘調査に継続するものであり，以下の目標を設定し発掘調査を行なった。

①第四次発掘調査において検出した掘立柱建物跡は，その規模・位置等から「僧房」ないし「食堂」としての性格を有する建物の跡の可能性が出てきた。そのため，この建物跡の周囲に同様の建物の跡が存在するか否かを確認する。

②上記の掘立柱建物跡は，長大な建物の跡（東西長22.5ｍまで確認）であったため，梁行西端柱列および桁行南端柱列の確認に止り，その全貌を把握し得なかった。そこで，この掘立柱建物跡の東限の確認と合せて間仕切り等細部の確認をしようとする。

③瓦・土器等の出土遺物を整理・研究し，遺物面から遺跡の究明にあたる。

上記目標を達成するため，掘立柱建物跡の存在する畑地の東側に隣接する畑地を本年度の発掘予定地とし，塔心礎より北112ｍの地点で，心礎の東側28ｍより64ｍにかけて一辺４ｍのグリッドを９区設定し，掘立柱建物跡の東側に隣接する遺構の確認を行なった。また，心礎より東52ｍの地点において，北側136ｍまで４区のグリッドを設定し，東北方向の遺構の存否について確認した。一方，掘立柱建物跡の東限および細部の状況を確認するため，心礎の東20ｍおよび28ｍの地点で，北116ｍより128ｍにかけてグリッドを５区画設定した（挿図一２）。これらのグリッドの設定およびその呼称等は，基本的には第四次発掘調査で採った方法の延長線上にくるもの(注６)であり，一辺４ｍ×４ｍのグリッドを一単位とし，その北東隅の座標点の名称をグリッドの名称とした。すなわち，心礎の北116ｍ東16ｍの座標点はＮ112Ｅ16と表わし，Ｎ112Ｅ16，Ｎ112Ｅ20，Ｎ116Ｅ16，Ｎ116Ｅ20の各座標点によって囲まれたグリッドの区画名はその北東隅の座標点の名称を用いてＮ

116 E20区と呼称している。

遺物はその大半が遺物包含層（Ⅲ層）中より出土しているが，それらについては各グリッドにおいて層序ごとに取り上げている。また，レベルは塔心礎上面をレベル原点としており，各図のレベル数値は全て原点よりの高低差を示している。なお，今年度調査の目的が前述のとおりであるため，グリッド内で検出した遺構は，拡張してその全貌を確認することなくグリッド内で処理している。

（注１）大正10年８月，群馬県史蹟名称天然記念物調査会臨時委員福島武夫氏等によって調査された。『群馬県史蹟名称天然記念物調査報告書第一輯』昭和３年所収。

（注２）昭和24年３月24日～26日，群馬師範学校史学研究室調査。『前橋市史』第一巻（昭和46年）所収。

（注３）『山王廃寺跡第２次発掘調査概報』昭和51年３月　前橋市教育委員会

（注４）『山王廃寺跡第３次発掘調査概報』昭和52年３月　前橋市教育委員会

（注５）『山王廃寺跡第４次発掘調査概報』昭和53年３月　前橋市教育委員会

（注６）注３，４，５と同じ。

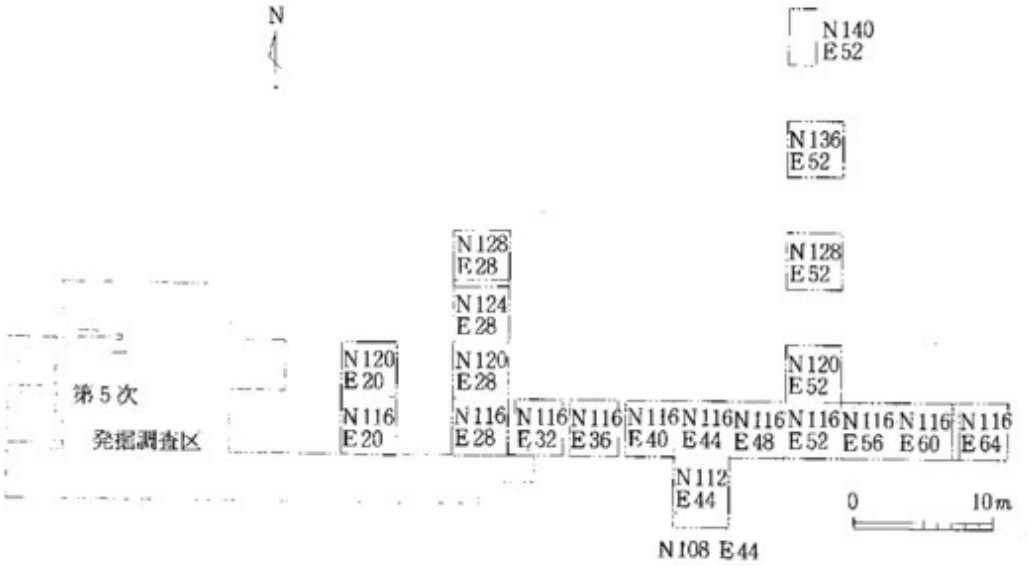

挿図２　　トレンチ位置図

Ⅱ　発掘調査の概要

1. 地　層

今年度の発掘調査地点は，昨年度発掘調査地点（第４次調査）の東側に隣接する。推定寺域の北側部分に当り，この付近はすでに第１次調査時（北区）を含めて３次に渡って調査を行ったことになる。

そのため，今年度調査地点の地層は，第１次調査，第４次調査の層位と基本的に同じものである。推定寺域北側の標準層位を示せば次のとおりである（注１）。

Ⅰ層　表土。砂質土層で，下半にはB軽石・ＦＰ・焼土粒・炭化物等が少量混ざる。

Ⅱ層　B軽石混りの砂質土層。天仁元年（１１０８年）降下あるいは弘安四年（１２８１年）降下と推定されるB軽石を主とする。部分的には純層も見られる。

Ⅲ層　遺物を多量に混ぜる焼土・炭化物・ＦＰ・C軽石含みの暗褐色粘質土。含有物，粘性の違いから３層に区分できる。

Ⅲの１層　焼土・炭化物・ＥＰ・C軽石等を多く混ぜる暗褐色土。遺物を多量に混ぜる。

Ⅲの２層　Ⅲの１層に比して焼土・炭化物・遺構の混入は少なく粘性が増す。

Ⅲの３層　焼土・炭化物はほとんど含まず，ＦＰ・C軽石等の浮石を混ぜる。

Ⅳ層　C軽石を混ぜる黒褐色粘質土層。遺物をわずかに含む。

Ⅴ層　浮石等を混ぜない黒色粘質土層。

Ⅵ層　茶褐色粘質土。

Ⅶ層　白色粘質土。

今年度の各調査地点では，１層はＮ１１６Ｅ40区で34cmＮ１１６Ｅ60区で60cmの厚さがある。平均厚さ50cm前後ある。Ⅱ層は明らかに認められる部分は少なく，ほとんどがⅠ層の下部に混入している。またＮ１１６Ｅ36区，Ｎ１１６Ｅ40区，Ｎ１１６Ｅ56区，そしてＮ１２０Ｅ52区ではⅢの１層の上にⅢの１層とⅡ層との混土層が存在する。Ⅲの１層はＮ１１６Ｅ52区以西，以北において10cm～30cmの厚さで認められるが，Ｎ１１６Ｅ60区，Ｎ１１６Ｅ64区では存在しない。Ⅲの２層は竪穴住居跡床面上，掘立柱建物跡の柱穴上を覆っており，各調査区に平均20cmの厚さで確認された。Ⅳ層は明確にはとらえられない。Ⅲの２層の下は直接Ⅴ層以下に移行している所が多い。

ほとんどの調査区域のⅥ層・Ⅶ層は水の影響を強く受け粘土化しているが，Ｎ１１６Ｅ64区のⅥ層は水の影響を強く受けておらず，ローム層に近い状態を呈している。

山王廃寺跡の位置する地点は，利根川右岸の平坦地であるが，北西方向より南東方向にかけて緩やかな傾斜を示している。推定寺域北側付近でもその傾向があり，西側の最高所と東側に接近して南東流する牛池川の右岸付近との高底差は約４ｍある。各調査区の下部に共通して見出せるⅥ層のレベルは，Ｎ１１６Ｅ20区で，-35cmであるのに比し，44ｍ東へ行ったＮ１１６Ｅ64区では－70cmとなり，35cmの高底差が生じている。現在の傾斜とほぼ同じ傾向にある。また，概して東側に行くにつれⅢの１層，Ⅲの２層の堆積してくる傾向がある。

地層と遺構との関係については，いずれもⅣ層堆積以降Ⅱ層堆積以前の範囲に限定されてくるがⅢ層をはさんで，その前後に大きく２分される。

すなわち，掘立柱建物跡７，井戸跡１，２はⅢ層堆積後に構築されており，Ⅱ層が覆っている。これらはⅢ層とⅡ層との間にさらに限定されてくる。他の遺構はいずれもⅢ層によって覆われており，Ⅳ層以降Ⅲ層以前に限定し得る。しかし，Ⅲ層はその中に２世紀以上の時間的な隔たりを用っているため(注２)，各遺構の前後関係は遺構の重複関係等から考える必要がある。

（注１）　「山王廃寺跡第２次発掘調査概報」（1976.３）前橋市教育委員会，「山王廃寺跡第３次発掘調査概報」（1977.３）前橋市教育委員会，「山王廃寺跡第４次発掘調査概報」（1978.３）前橋市教育委員会

（注２）　（注１）と同じ

2. 遺　構

(1) 概　要

今回の発掘調査で，掘立柱建物跡７，竪穴住居跡14，溝状跡２，井戸跡２を検出した。その概要は次のとおりである。

種類	番号	形状	出土グリッド	重複遺構
掘立柱建物跡	1	桁行９間梁行３間	N 116 E 4～N 116 E28	掘立柱建物跡６・11号住居跡・12号住居跡
	2	桁行３間梁行３間	N 116 E40・N 116 E44	掘立柱建物跡４・14号住居跡・16号住居跡・井戸跡２
	3	桁行３間梁行３間	N 116 E52・N 116 E54	掘立柱建物跡５・15号住居跡
	4	桁行１間梁行１間（現状）	N 112 E44	掘立柱建物跡２
	5	桁行３間梁行３間（現状）	N 116 E52・N 116 E56	掘立柱建物跡３・15号住居跡・22号住居跡・23号住居跡
	6	桁行３間梁行２間（現状）	N 116 E20・N 120 E20	掘立柱建物跡１・12号住居跡
	7	桁行２間梁行１間（現状）	N 128 E52	溝状跡４
竪穴住居跡	11	矩形	N 112 E28・N 116 E28	掘立柱建物跡１・溝状跡３
	12	〃	N 120 E20	掘立柱建物跡１・掘立柱建物跡６
	13	〃	N 116 E48	16号住居跡
	14	〃	N 116 E44	〃
	15	〃	N 116 E60	掘立柱建物跡３・掘立柱建物跡５
	16	〃	N 116 E44	13号住居跡・14号住居跡
	17	〃（？）	N 128 E52	
	18	〃	N 136 E52	溝状跡４
	19	〃（？）	N 144 E52	
	20	〃（？）	N 128 E28	21号住居跡
	21	〃	〃	20号住居跡
	22	〃	N 120 E52	掘立柱建物跡３・掘立柱建物跡５
	23	〃	〃	
	24	〃（？）	N 116 E36	
溝状跡	3	—	N 116 E32	11号住居跡
	4	—	N 128 E52・N 136 E52	掘立柱建物跡７
井戸跡	1	素掘り	N 116 E40	
	2	〃	N 112 E40	掘立柱建物跡

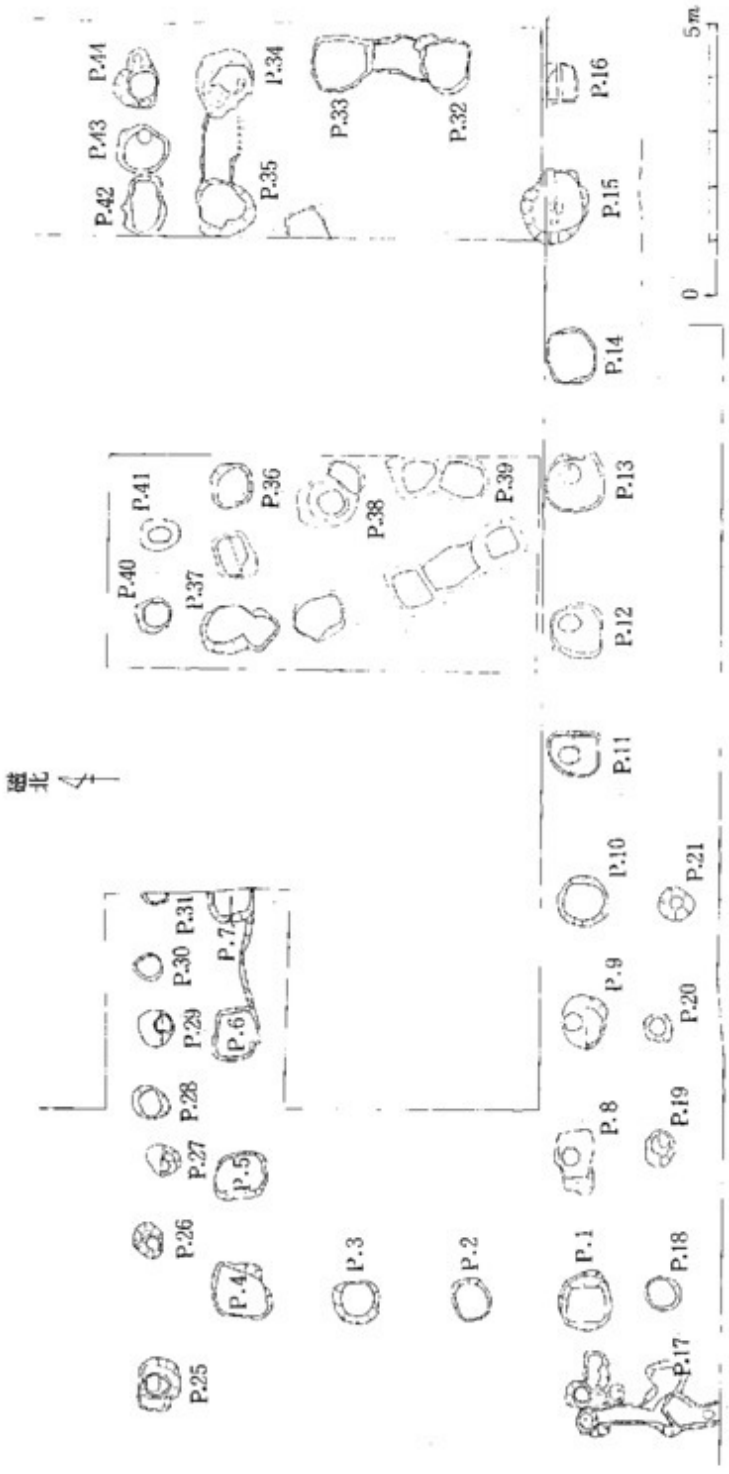

(2) 掘立柱建物跡

①掘立柱建物跡1

（挿図 -3）

桁行9間梁行3間の東西棟建物である。切妻造りで南面・北面に「庇」を付けると推定される。

心礎の北111mの東西線上に南側桁行柱列が位置し，心礎の東5mの南北線上に西側梁行柱列が，また心礎の東27mの南北線付近に東側梁行柱列が位置する。

すでに昭和49年度の第一次調査で西側梁行柱列が発見され，昨年度の第4次調査で南側桁行柱列，および北側桁行柱列の一部が確認されている。昨年度の調査の結果，梁行3間桁行9間の規模を持ち，残存する8個の柱痕から桁行柱間は，西端より6間めが280cm（高麗尺8尺），他が245cm（高麗尺7尺）等間隔，梁行柱間は210cm（高麗尺6尺）等間隔と推定された。しかしながら，桁行柱列の東限，東側梁行柱列，そして内部の状況等については，明確にとらえられなかった。

今年度の本掘立柱建物跡に関するグリッドは，

N 116 E 20・N 120 E 20の2グリッド，N 116 E 28・N 120 E 28・N 124 E 28・N 128 E 28の4グリッドである。この位置は本掘立柱建物跡の中にあって，前者の2グリッドは東端付近とその北側外方にあたる。昨年度に引き続いて上記の6グリッドで建物の東端，そして間仕切り等内部の状況の確認をおこなった。

その結果，上記グリッド内において柱穴を13，柱穴と推定されるもの5，その他のピット7，竪穴住居跡4等を検出した。この内，本掘立柱建物跡と関連する柱穴は13個（P，32～P，44）であり，他の7個の柱穴は異なる建物の柱の柱穴と考えられる。P－32・33・34の3個の柱穴は，昨年度検出のP－16の北側へ直線上に等間隔で並んでいる。この柱列の東側外方に柱穴の存在しないことからして，P－16・P－32～34の柱列が身舎の東端梁行柱列にあたる。また，P－34～37は昨年度検出した北側桁行柱列（P　4～7）の延長線上にのり，南側桁行柱列の各柱穴と対応するように並んでくる。これらは身舎北側桁行柱列中の柱穴と考えられる。

今回検出した柱穴の形状・規模等は表1のとおりである。

各柱穴は平面不整の方形を呈し，壁は直立している。底面は平坦で，柱穴内には白色粘土，褐色土をブロック状に混ぜるC転石含みの良く締った黒褐色粘質土（　層）が詰めてある。またP－34では，上記の埋土の中央付近に，焼土・C軽石を含む褐色砂質土（　層）が柱穴底より円柱

遺構番号	平面形	規模 上縁 南北	上縁 東西	上縁 レベル	底面 南北	底面 東西	底面 レベル	深さ	壁	遺構確認面	掘り形内埋土	備考
P.32	不整方形	91	100	58	82	88	−87	29	直	Ⅳ層上面	シルトブロックを多く混ぜるC軽石含みの褐色土層	P－33と「布掘り」の技法が見られる。
P.33	不整方形	115	101	−36	96	90	−91	55	直	Ⅳ層上面 C軽石含みの黒褐色土層	同　上 固く締っている。	P－32との間に「布掘り」の技法が見える。
P.34	同上	101	128	−55	76	52＋α	−118	63	直	Ⅳ層上面	C軽石を含む褐色粘質土	柱痕あり(平面) P－35との間に「布掘り」あり
P.35	同上	103	106＋α	−39	84	84	−88	49	直	Ⅳ層上面	白色粘土，シルトブロックを主体とした黄褐色土層。よくしまっている。	柱痕あり(推定) P　34との間に「布掘り」あり
P.36	隅丸方形	75	81	58	56	65	−99	41	直斜	V層上面	白色粘土，褐色土をブロック状に混ぜる黒褐色粘質土層。	H－12号と重複
P.37	同上	98(?)	89	−54	84(?)	65	−90	36	直斜	V層上面	白色粘土，黒色粘土褐色土のブロック状混土層。	H－12号と重複
P.38	不明	45＋α	40＋α	−52	35＋α	38＋α	−83	31	直	V層上面	不　明	掘立6 P，3と重複
P.39	隅丸方形	90＋α	75	−47	80＋α	63	−81	34	直	Ⅳ層上面	不　明	掘立6 P，4と重複
P.40	不整円形	65	65	−60	49	44	−92	32	直	V層上面	シルトブロック，白色粘土の粒子を含む暗褐色粘質土層。	H－12号と重複
P.41	〃	70	59	−62	41	37	−79	17	直斜	V層上面	〃	H－12号と重複
P.42	長楕円形	74	109	−36	51	94(?)	−73	37	直	V層上面	〃	
P.43	円　形	97	90	−37	73	75	−98	61	直斜	V層上面	〃	東壁際に柱痕あり
P.44	隅丸方形	56	65	−37	50	50	−68	31	直	V層上面	〃	東壁外に柱痕あり

表1　掘立柱建物跡1柱穴一覧　　(注) 1. 単位はcm
2. 各掘り形規模の数値は最大長をとり，レベルは上縁では遺構確認面，底面では最深部の数値をあげている。
3. レベルの数値は塔心礎上面を0cmとする。

状に堆積している。これは柱の朽ちた痕跡（柱痕）と見られ，底面付近で径約30cmある。しかし，他の柱穴では，柱痕は明確にとらえられなかった。

柱痕はすでに昨年度の調査において，P－7・8・9・10・11・12・13の各柱穴で確認されており，P－34の柱痕もそれらと同じものである。

各柱間の心心距離は，前述のとおり昨年度において高麗尺（1尺＝35cm）を基準尺として用いており，梁行が210cm等間隔で総長630cm，桁行が西端より6間めが280cm，他が245cm等間隔で総長2240cmあると推定されている。これらの柱間の数値については後で若干の検討を加えてみたい。

ところで，昨年度の調査の際，P.5とP.6，P.9とP.10の間において推測されていたことであるが，P.34とP.35，P.32とP.33が上幅30cm～40cm，深さ15cm（現状）の溝状の掘り込みによって繋がっていることが明らかとなった。内部は柱穴の上半分を埋める焼土，C軽石を混ぜる暗褐色粘質土（挿図4－1層）が埋めている。柱穴を穿つ際，2個の柱穴を溝で繋いでおり，いわゆる「布掘り」の技法が用いられている。

身舎の北側柱列の外方には約160cmの間隔をあけて5個の柱穴が並列する。これらの柱穴列は昨年度の調査時，桁行北側柱列の西側で，その外方に検出したP.25～P.31の柱列の東側延長線上にのる。P.40～P.44の柱列もP.25～P.31の柱列と同一のものとして考えられる。身舎北面の庇の柱穴である。

これらの5個の柱穴の形状・規模等は表1のとおりである。いずれも円形ないし楕円形を呈す

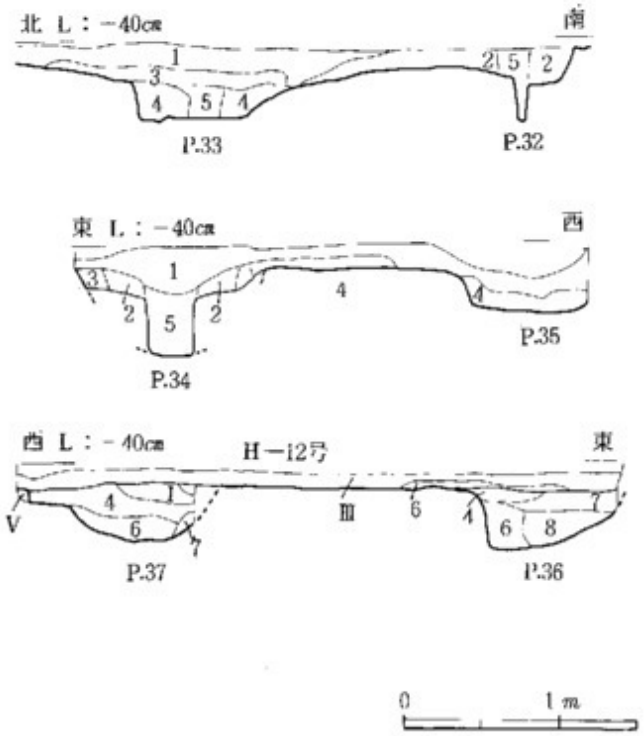

1. C軽石，シルト粒を含む褐色土層（砂質）
2. 1層と近似するが，シルトブロックを含む
3. 白色粘土，シルト粒を多く含む粘質土
4. シルトブロックを主とする粘質土，固く締っている
5. C軽石を含む黒色砂質土（柱痕）
6. 白色粘土，黒色粘土，褐色土のブロック状混土
7. 黒褐色粘質土
8. 黒色土（やや砂質ぽい）
9. 焼土

る。身舎の各柱穴が方形ないし隅丸方形を呈するのに比し異り，また規模は小さくなっている。底面のレベルはP40が－91cmあるが，他はいずれも－70cm～－80cmである。深さは現状で30cm～40cmある。V層上面で確認され，柱穴の内部は，焼土・シルト粒を若干含む均質な暗褐色粘質土が埋っている。そしてその上面をⅢ層が埋めている。

P.40，P.42，P.43，は身舎の柱穴P.37，P.35，P.34の北側に対応し，P.41，P.43はそのほぼ中間に位置してくる。

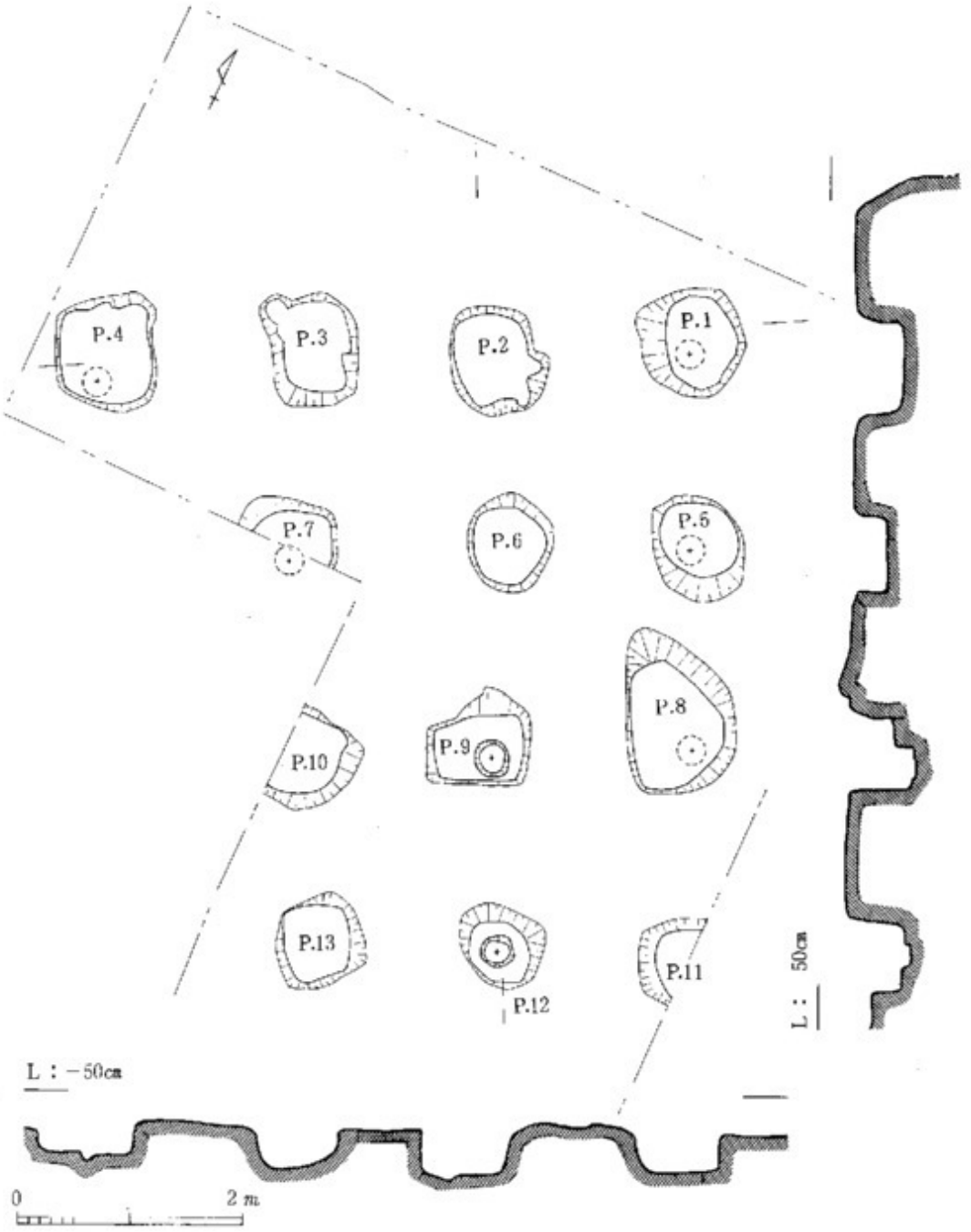

昨年度検出のP.27，P.29，P.30は身舎の各柱穴の北側の対応する位置に存在し，P.26，P.28，P.30はほぼその中間に位置する。しかし，P.28は10号住居跡廃棄後に掘りこまれており時を異にする。P.27～P.29の中間には柱穴は存在せず，またP.25～P.26の中間，すなわち身舎の柱穴P.4の北側に対応する位置には柱穴は存在しなかった（注1）。これらの柱穴を比面庇の柱穴と見れば，庇の各柱間はP.29以東が身舎桁行柱間数値の2分の1（122.5cm）をとっていたと推定できる。しかしP.25～P.26，P.27～P.29の2柱間には中間には柱穴は存在していない。なお，P.44以東については確認していないため，P.44が庇の柱穴の東端にあたるかどうかは明らかでない。

妻側東面については溝状跡3が存在しており，何らかの施設があったか否かは明らかにし得なかった。

掘立柱建物跡1は12号住居跡・掘立柱建物跡6と重複する。12号住居跡に先行するが掘立柱建物跡6との前後関係については明らかにし得てない。

②掘立柱建物跡2（挿図5）

北北西方向に梁行方向をとる桁行3間梁行3間の総柱の掘立柱建物の遺構である。

N116E40区・N116E44区を中心とした地点に位置する。西側には10mの間隔をあけて掘立柱建物跡1が存在し，南側に掘立柱建物跡4が接している。また東側には約7mの間隔をあけて掘立柱建物跡3・5が並列する。

柱を埋めた柱穴を，合計13個検出した。今これらの柱穴を便宜上北東隅の柱穴をP.1とし，P.2，P.3，P.4と呼び，南西隅に検出した柱穴をP.13と呼称する（挿図5参照）。今回の調査で本掘立柱建物跡を全掘したわけではないが，P.3の北側外方，P.4の西側外方，P.12の南側外方そしてP.5の東側外方の各対応する位置に柱穴の存在しないことからして，調査範囲内で納まる建物であることが分る。すなわち，桁行3間梁行3間の規模を持つと推定される。

柱穴の形状・規模等は表2のとおりである。平面的にはP.1，P.2，P.3，P.4，P.9，P.13に見られるごとく，梁行あるいは桁行方向に長軸方向をとり，平面隅丸方形ないし方形を呈するものが多いが，P.5，P.6のように角のとれ楕円形に近いものも存在する。底面はほぼ平らで，そのレベルは，北側2列の各柱穴は－120cm前後に集中し，南側2列はやや深く－130cm前後に集中する傾向がある。壁はP.9にその典型が見られるごとく直立するものが多いが，中にはP.8のように東壁・北壁の直斜状に立ち上るものも見られる。深さはP.8が現状で78cmあるが，P.3，P.4では34cm・38cmありばらつきがある。これらの違いは柱穴の確認面の違いから生ずるものであり，各柱穴の確認面（上縁レベル）の内，最高所はP.8のⅢの3層上面（－49cm）であることからすると，P.3，P.4においても当初の上縁レベルは現状より30cm前後高かったことが推定される。なお，この確認面は柱穴の掘り込み面（生活面）でないことは言うまでもなく，掘り込み面は現状のV層よりあと10数cm上位に来ると考えられる。

柱穴は，その中に砂質土あるいは白色粘土をブロック状に混ぜる暗褐色粘質土（表2－1～5層）を詰めて柱を固定しており，中でもP.3，P.4は砂質土ブロックを版築様に築き固めている。柱穴内よりの出土遺物はほとんどなく，P.2より平瓦片1片のみが出土している。

柱穴の中には，上記埋土の中に℃軽石の混じるやわらかい黒褐色土（挿図6－a層）が円柱状

事項 / 番号	平面形	規模 上縁 南北	規模 上縁 東西	規模 上縁 レベル	規模 底面 南北	規模 底面 東西	規模 底面 レベル	深さ	壁	遺構確認面	掘り形内埋土	備考
P. 1	楕円形	97	92	−63	84	63	−113	50	直	V層	赤褐色土の砂質土ブロックを含むC軽石混りの暗褐粘質土(1層)	柱痕あり(断面)
P. 2	隅丸長方形	97	75	−50	76	66	−122	72	直	Ⅲの3層	暗褐色土をブロック状に混ぜる粘質土(2層)	柱痕あり(?)(断面) 出土遺物 平瓦片1
P. 3	〃	99	76	−78	80	52	−116	38	直	V層	黄白色の砂質土ブロックを互層に築き固めた土(3層)	掘り形内北半分未完成
P. 4	〃	102	86	−77	83	82	−111	34	直	V層	3層と同じ	柱痕あり(断面)
P. 5	楕円形	96	81	−60	66	69	−118	58		V層	2層と同じ	柱痕あり(断面)
P. 6	〃	89	77	−61	69	65	−119	58	直	V層	1層と同じ	柱痕あり(?)(断面)
P. 7	隅丸方形(?)	45+α	47+α	−58	35+α	42+α	120	62	直	Ⅲの3層	シルト粒，白色粘土を混ぜるC軽石含みの黒褐色粘質土(4層)	南側半分未掘 柱痕あり(断面)
P. 8	楕円形	146	97	−49	92	45	−127	78	直斜	Ⅲの3層	4層と同じ	柱痕あり(断面)
P. 9	長方形	64	92	−62	57	80	−134	72	直	V層	茶褐色の固く締った砂質土ブロック(5層)	掘り形内北半分未完成 柱痕あり(平面)
P. 10	隅長方形(?)	91	71+α	−56	73	54+α	−132	76	直	Ⅲの3層	2層と同じ	西側半分未掘
P. 11	〃	47+α	46+α	−62	37+α	32+α	−117	55	直	V層	4層と同じ	東側半分未掘
P. 12	隅丸方形	75	77	−71	53	55	−134	63	直	V層	4層と同じ	掘り形内未完掘 柱痕あり(平面)
P. 13	〃	78	77	−72	66	59	−130	58	直	V層	2層と同じ	西側半分未掘

表2　掘立柱建物跡2柱穴一覧　（注）1. 単位はcm

2. 各掘り形の規模の数値は最大長をとり，レベルは上縁では遺構確認面，底面では最深部の数値をあげている。

3. レベルの数値は堵心礎上面を0cmとする。

に埋める部分がある。これは柱痕と見られる。この柱痕の残るものは13個の柱穴の内9個あり，P9，P12において平面的に，他は断面においてその存在が確認された。柱はP9，P12の各柱痕からすると，その直径25cm前後のものが用いられたと思われる。柱穴内は撹乱されておらず，建て替え等の行われた形跡は見られない。

各柱間の数値は表3のとおりである。

なお，この数値は，P9，P12においては柱痕の位置が平面的にとらえられているため問題はないが，他の柱痕についてはそれが前述のごとく地層断面によっているものであり，柱痕の位置

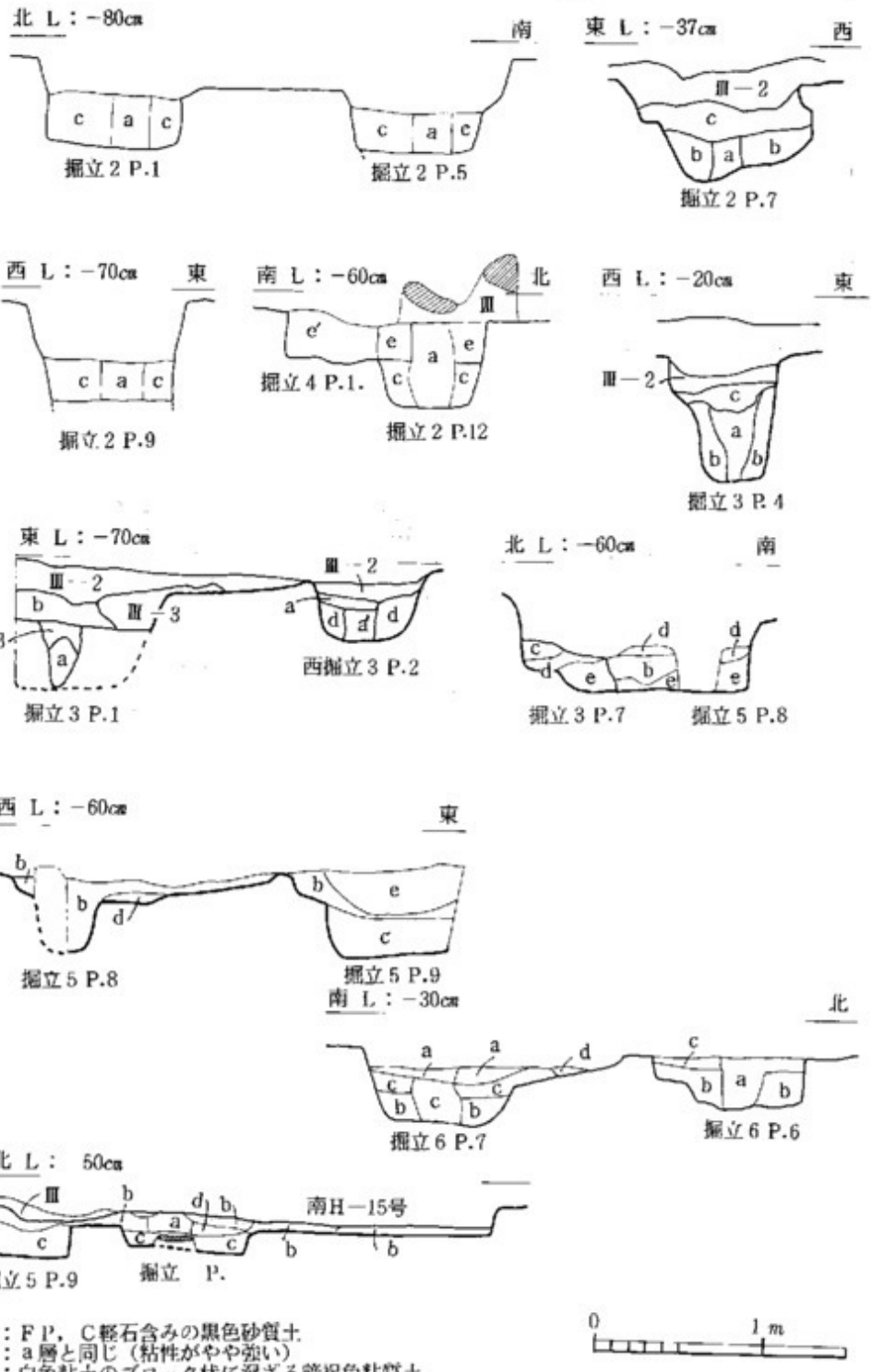

a：FP，C軽石含みの黒色砂質土
a′：a層と同じ（粘性がやや強い）
b：白色粘土のブロック状に混ざる暗褐色粘質土
c：b層と同じ（白色粘土の混入少なく黒みが増す）
d：白色粘土
e：シルトブロック，C軽石を多く含む黒褐色粘質土
e′：e層と同じ（C軽石の混入がやや少ない）

を平面的にとらえるにはむりが生ずる。すなわち，P.1，P.2，P.4，P.5，P.6，P.7，P.8の各柱痕の平面的な位置については，以下の操作を行った上で，妥当と思われる柱痕の中心を得たものであり，前記2個の柱痕に比しその平面的位置のより流動的であることを付け加えておきたい。

①地層断面によって得られた柱痕の位置，及び柱痕の幅を平面図（縮尺10分の1）に落とす。

②地層断面で得られた柱痕の幅が，径25cmの円（柱の推定径）の弦になるように円を描き，その中心の位置を平面的に推定する。

③②の段階で円は地層断面を中心線として線対称に2個できる。この2個の円の内，柱穴との関係あるいは全体の中でより妥当なものとしてとらえられる方をその柱穴の柱痕の位置として推定復原する（注2）。

以上の操作をして柱痕の位置を落としたものが挿図5であり，表3の柱間数値となる。また，この図によれば本掘立柱建物跡の梁行方向はN－25.5°－W方向をとるものと推定される。P9とP12の柱間数値は171cmあり，他の柱間の一間相当の数値の平均は177cmある。各柱間の数値は171cm～177cmあると推定される。

掘立柱建物跡4に先行し，また14号住居跡に先行すると思われる。

柱穴番号	柱間数値	一間相当柱間数値
P.1～P.2	181	181
P.1～P.4	525	175
P.1～P.5	173	173
P.1～P.6	255	180.3
P.1～P.7	397	177.5
P.1～P.8	350	175
P.1～P.9	395	176.6
P.1～P.12	552	174.5
P.2～P.4	347	173.5
P.2～P.5	271	191.6
P.2～P.6	210	210
P.2～P.7	264	186.6
P.2～P.8	413	184.6
P.2～P.9	375	187.5
P.2～P.12	546	182
P.4～P.5	546	172.6
P.4～P.6	393	175.7
P.4～P.7	231	163.3
P.4～P.8	622	172.5
P.4～P.9	483	170.7
P.4～P.12	614	170.2
P.5～P.6	171	171
P.5～P.7	355	177.5
P.5～P.8	176	176
P.5～P.9	253	178.8
P.5～P.12	390	174.4
P.6～P.7	186	186
P.6～P.8	235	166.1
P.6～P.9	165	165
P.6～P.12	334	167
P.7～P.8	397	177.5
P.7～P.9	253	178.8
P.7～P.12	392	175.3
P.8～P.9	178	178
P.8～P.12	249	176
P.9～P.12	171	171
一間相当柱間平均値		177cm

表3　掘立柱建物跡2柱間数値

③掘立柱建物跡3　（挿図7）

北北西方向（N－32°30′－W）に梁行方位をとる桁行3間梁行3間の総柱の掘立柱建物の遺構である。

N116E52，N116E54，N120E52の3区にかかって位置する。掘立柱建物跡5，15号住居跡，22号住居跡と重複し，西側には約7mの間隔をあけて掘立柱建物跡2が並列する。

合計13個の柱穴を確認したが，これらの柱穴を掘立柱建物跡2と同様に北東隅の柱穴をP.1として西側へ向って順次P.2，P.3と呼び，南西隅の柱穴をP.13と呼称する（挿図7参照）。

今回の調査で本掘立柱建物跡を全掘したわけでなく，北東隅がグリッド外にかかっている。しかしながら，各柱穴は70cm～1mの間隔をとって穿たれているが，P.2の北側，P.5，P.6の西側，P.10，P.11の南側，そしてP.10の外側の各対応する位置に柱穴の存在しないことからして，本建物跡が調査範囲内に納まるものであることが分る。

各柱穴の形状・規模等は表4のとおりである。柱穴はP.1，P.2，P.10に見られるごとく，梁行方向に軸線の方向を合せた長方形ないし方形の平面形を呈しており，P.3，P.6，P.11，P.13

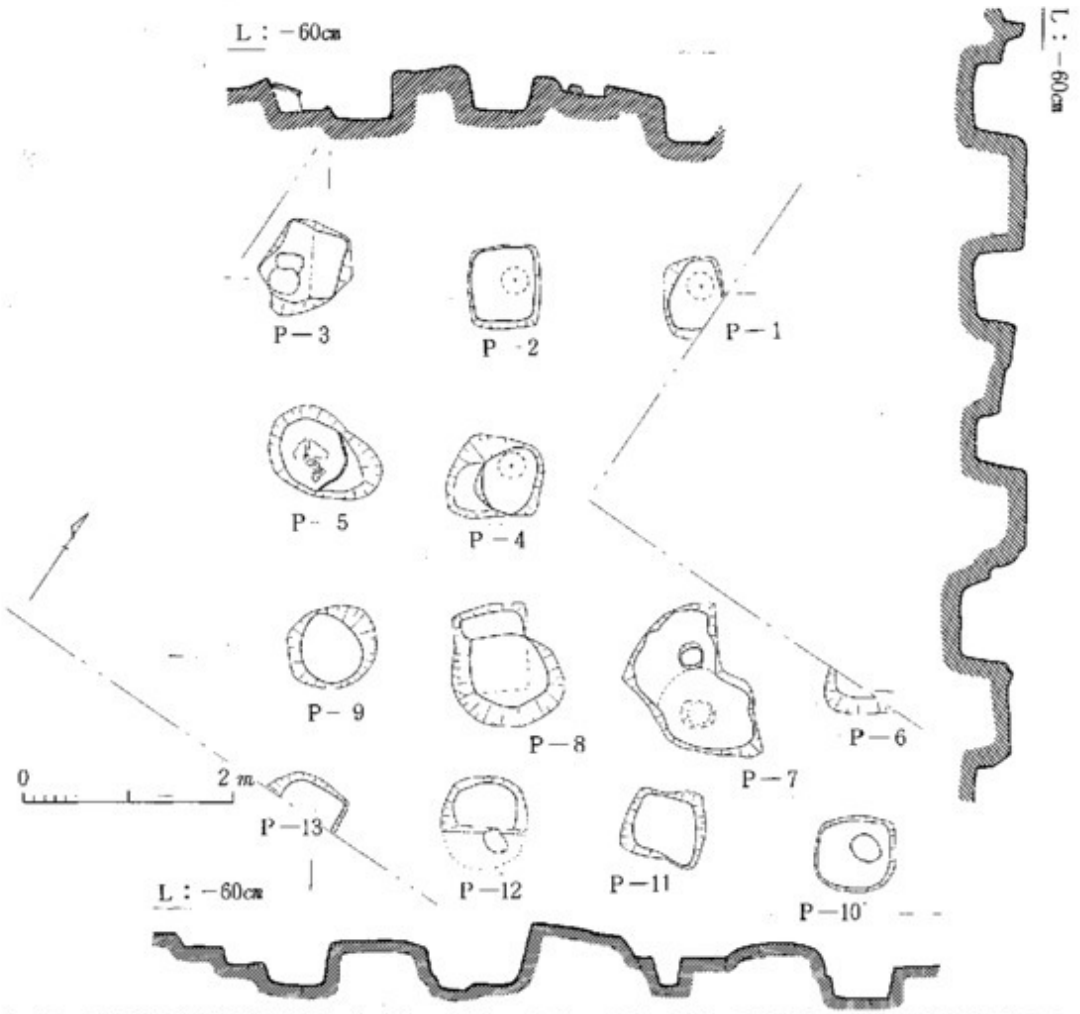

においてもその傾向が見える。しかし，P.5，P.7，P.8，P.9の各柱穴は，掘立柱建物跡5の各柱穴と重複しており不整の楕円形を呈している。柱穴の規模は上縁で南北長80cm前後，東西長70cm前後ある。

柱穴の確認面はⅣ層上面ないしⅤ層上面であり，深さはP.4で85cm，P.8で82cmある。底面は平らで，P2，P3，P7，P10，P12，P13の底面のレベルは－120cm前後であり，他の各柱穴は－140cm前後である。壁は直立し，掘り形内は白色粘土・シルトロームのブロック土を混ぜる良く締った暗褐色粘質土（挿図6－C層）が埋めている。中でもP.2，P.5の下半分，P.7の上面には白色粘土が主として詰められている。

P.1，P.2，P.4，P.7，P.10は，上記の埋土の中に柱穴底面より円柱状に抜けるようにC軽石・シルトブロックを含む黒色砂質土（挿図6－　層）の堆積している部分があり，P.7では，その範囲を平面的にとらえることができた。これは柱痕と見られ，それによれば径20cm～25cmの柱の用いられていたことが推定される。また，P.5では底面に平瓦の破片（図版6－(2)）が敷いてあり，P10では転石が水平に置かれてあった（図版7－(1)）。これは柱の沈下を防ぐためかあるいは柱の調整のため用いられたと見られる。P10においては，地層断面よりこの転石の上に柱の置かれていたことが分る。

すなわち，柱痕の確認された上記5個の柱穴の内，平面的にとらえられたものはP.7，P.10の2個であり，P.1，P.2，P.4は地層断面によるものである。各柱間数値を得るには掘立柱建物跡2で試みた操作を用い，その柱の中心の位置を平面的に推定復原する必要がある。この操作を経て得た柱の位置が挿図7であり，各柱間の数値が表5である。

それによれば，P7，P10の柱間数値248㎝の一間相当に換算した柱間数値は175.3㎝となる。他の柱間数値についても一間相当の柱間数値175㎝近似値が得られ，各柱間は約175㎝の間隔をとっていたと推定される。また梁行の方位はN−32°30′−W方向をとると推定される。掘立柱建物跡5，15号住居跡に先行する。

④掘立柱建物跡4　（挿図8）

北北西方向に方位をとる掘立柱建物の遺構である。

N112E44区の南半に位置し，北側には掘立柱建物跡2が隣接する。

合計3個の柱穴を検出したが，それらを挿図8のごとく呼称する。建物の平面的な広がりについては，その大半が調査区域外にかかると見られる。しかし，北側への広がりについては，P1とP3は120㎝の間隔をあけて南北に並んでいるが，P1の北側延長線上の対応する位置に柱穴の存在しないことからすると，P1が本掘立柱建物跡の北端に当ることが分る。また東西の広がり

事項 / 番号	平面形	規模 上縁 南北	上縁 東西	上縁 レベル	底面 南北	底面 東西	底面 レベル	深さ	壁	遺構確認面	掘り形内埋土	備考
P.1	長方形	77	57	−88	65	52	−142	54	直	V層	白色粘土とシルトブロックの混土（1層）	柱痕あり（断面）H−15号と重複
P.2	〃	80	70	−74	70	62	−116	42	直	V層	白色粘土を主として混ぜる黄褐色粘質土（2層）	柱痕あり（断面）
P.3	不正方形	95	80	−80	64	57(?)	−118	38	直斜	V層	1層と同じ	掘り形内西側半分未完掘，掘形上面に転石2個，柱痕あり（断面）
P.4	不整楕円形	75	90	−57	64	51	−142	85	直	IV層	1層と同じ	柱痕あり(?)（断面）
P.5	楕円形	78	76+α	−74	65	64	−141	67	直斜	V層	1層	柱痕あり(?) 断面底面に平瓦を敷く 掘立5P−5と重複
P.6	方形(?)	22+α	32+α	−80	7−α	21+α	−141	61	直	IV層	白色粘土，シルトブロック，C軽石を含む褐色粘質土（3層）	北側¾未発掘，H−18号と重複
P.7	方形(?)	61+α	81	−79	33+α	68	−115	36	直	V層	2層	柱痕あり（平面）掘り形内未完掘，掘立5P−8と重複
P.8	方形	30+α	71	−54	22+α	60	−136	82	直	IV層	1層	掘立5P・7と重複
P.9	楕円形	78	85	−76	65	60	−136	60	直	V層	1層	掘立5P・6と重複
P.10	隅丸方形	73	76	−104	65	69	−125	22	直	VI層	シルトブロックと褐色粘質土との混土（4層）	底面上に転石（上面レベル −116）H−18号と重複
P.11	〃	63	80	79	54	61	−142	63	直	V層	4層	
P.12	楕円形	48+α	83	−75	42+α	61	−128	53	直	V層	4層	掘り形内南半分未完掘，掘り形上面に転石あり。
P.13	方形(?)	36+α	78	−57	30+α	59	−122	65	直	IV層	1層	南半分未掘

表4　掘立柱建物跡3柱穴一覧　　注　1. 単位は㎝　2. 各掘り形の規模の数値は最大長をとり，レベルは上縁では遺構確認面，底面では最深部の数値をあげている。　3. レベルの数値は塔心礎上面を0㎝とする。

については，60㎝の間隔をとって並ぶP.1，P.2の東側および西側には各々のグリッド壁まで115㎝の間隔があるが，その中には柱穴の存在しないことが指摘できる。このことより，本掘立柱建物跡は，東西柱間一間でP.1，P.2を北端として南側へ広がる建物の遺構であると推測される。

各柱穴の形状・規模等は表6に示すとおりである。P.1，P.2の平面形は，比較的整った方形を呈し，壁は直立している。P.3はその南東側半分が調査区域外にかかるためはっきりしないが，南北に長軸をとる長方形を呈するかにみえる。P.1，P.2に比し西壁が直斜状を呈する。底面は平坦で，P.2，P.3のレベルは－130㎝を示す。ただし，P.1は　100㎝で前者と比べて30㎝の違いがある。柱穴内は良く締ったC軽石・シルトブロック含みの黄褐色土（表6 1層・2層）が埋めている。

柱穴番号	柱間数値	一間相当柱間数	備　考
P.1～P.2	177	177	柱痕推定復原
P.1～P.4	248	175.3	〃
P.1～P.7	350	175	P－1柱痕推定復原 P－7　〃　平面確認
P.1～P.10	557	176.1	P－1柱痕推定復原 P　10　〃　平面確認
P.2～P.4	175	175	柱痕推定復原
P.2～P.7	393	175.7	P－2柱痕推定復原 P－7　〃　平面確認
P.2～P.10	634	175.8	P－2柱痕推定復原 P－10　〃　平面確認
P.4～P.7	244	172.5	P－4柱痕推定復原 P－7　〃　平面確認
P.4～P.10	496	175.3	P－4柱痕推定復原 P－10　〃　平面確認
P.7～P.10	248	175.3	柱痕平面確認
平　均		175.3	

（単位㎝）

表5　掘立柱建物跡3柱間数値

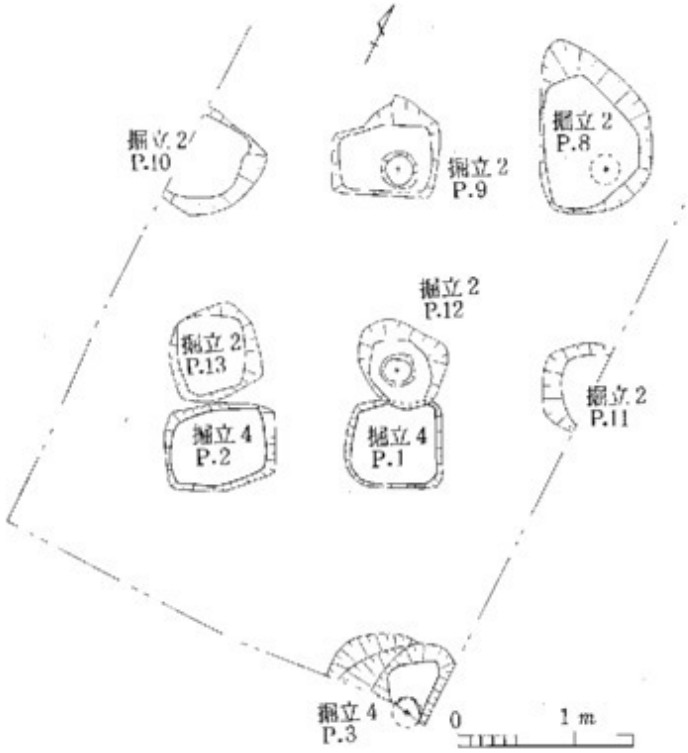

柱痕は確認できなかったが，P.3の底面上には扁平な川原石が置かれている。この川原石上に柱が建てられたと推測される。柱間数値は，上記のごとく柱痕が不明のため分らない。ただ，P.1・P.2が掘立柱建物跡2のP.12・P.13の南側に接するように存在することからしてみると，P.1・P.2が掘立柱建物跡2の柱間（171㎝～177㎝）の数値とほぼ同じであったかにも見える。一方，P.1・P.3の柱間は，柱穴線上で120㎝の間隔をあ

事項／番号	平面形	規模 上線 南北	規模 上線 東西	規模 上線 レベル	規模 底面 南北	規模 底面 東西	規模 底面 レベル	深さ	壁	遺構確認面	掘り形内埋土	備考
P. 1	方形	74	85	−70	67	73	−100	30	直	V層	C軽石，シルトブロックを含む黄褐色土（1層）	掘立2 P.12と重複
P. 2	長方形	74	95	−70	63	83	−142	72	直	V層	〃	
P. 3	方形(?)	65+α	75+α	−80	50+α	45+α	−133	53	直	V層	C軽石，シルトブロックを少量混えた褐色掘り地や粘性あり（2層）	底面に平偏な川原石を置く。南半未掘

表6　掘立柱建物跡4柱穴一覧

（注）1. 単位はcm
2. 各掘り形の規模の数値は最大長をとり，レベルは上縁では遺構確認面，底面では最深部の数値をあげている。
3. レベルの数値は塔心礎上面を0cmとする。

あけており，この数値はP. 1・P. 2の間隔の2倍の広さになる。またP. 3の底に存在する川原石上に柱がくるとすれば，この川原石の中心よりP. 1方向に175cm前後いった地点は，P. 1の南壁外に出てしまう。このことよりP. 1・P. 3の柱間はP. 1・P. 2の柱間より長い間隔をとっていたことが分る。210cm前後の柱間数値をとっていたと推定される。

梁行方位（南北方向）は掘立柱建物跡2とほぼ同じ方向（N−25°−W）とると推定しておきたい。

P. 1と掘立柱建物跡2 P.12との重複関係より，本掘立柱建物跡の掘立柱建物跡2に先行することが判明する。

⑤掘立柱建物跡5（挿図9）

北北西方向（N−26° 30′ −W）に梁行方位をとる梁行3間，桁行は確認部分で3間の規模を持つと推定される掘立柱建物の遺構である。

N 116 E52・N 120 E52・N 116 E56の3区にかかって位置する。掘立柱建物跡3とその方位をずらして重複し，西方には約7mの間隔をあけて掘立柱建物跡2が並列する。

今回の調査で9個の柱穴を確認したが，今N 120 E52の北東隅検出の柱穴をP. 1として反時計回りにP. 2，P. 3，P. 4……と呼び，N 116 E52の東壁際に検出した柱穴をP. 9と呼称する（挿図9参照）。なお，P. 5，P. 6，P. 7，P. 8は掘立柱建物跡3の各柱穴と重複しているが，建物が異なることから同一の柱穴でも異なった番号を付けている。

各柱穴は70cm～110cmの間隔をあけて穿たれているが，北側への建物の広がりを見た場合，P. 3の北側外方の対応する位置にあたるN 120 E52の北西隅に柱穴は存在せず，P. 1～P. 3の柱列が北側の桁行側柱列に相当すると推測される。また，P. 4～P. 6の西側外方，P. 7～P. 9の南側外

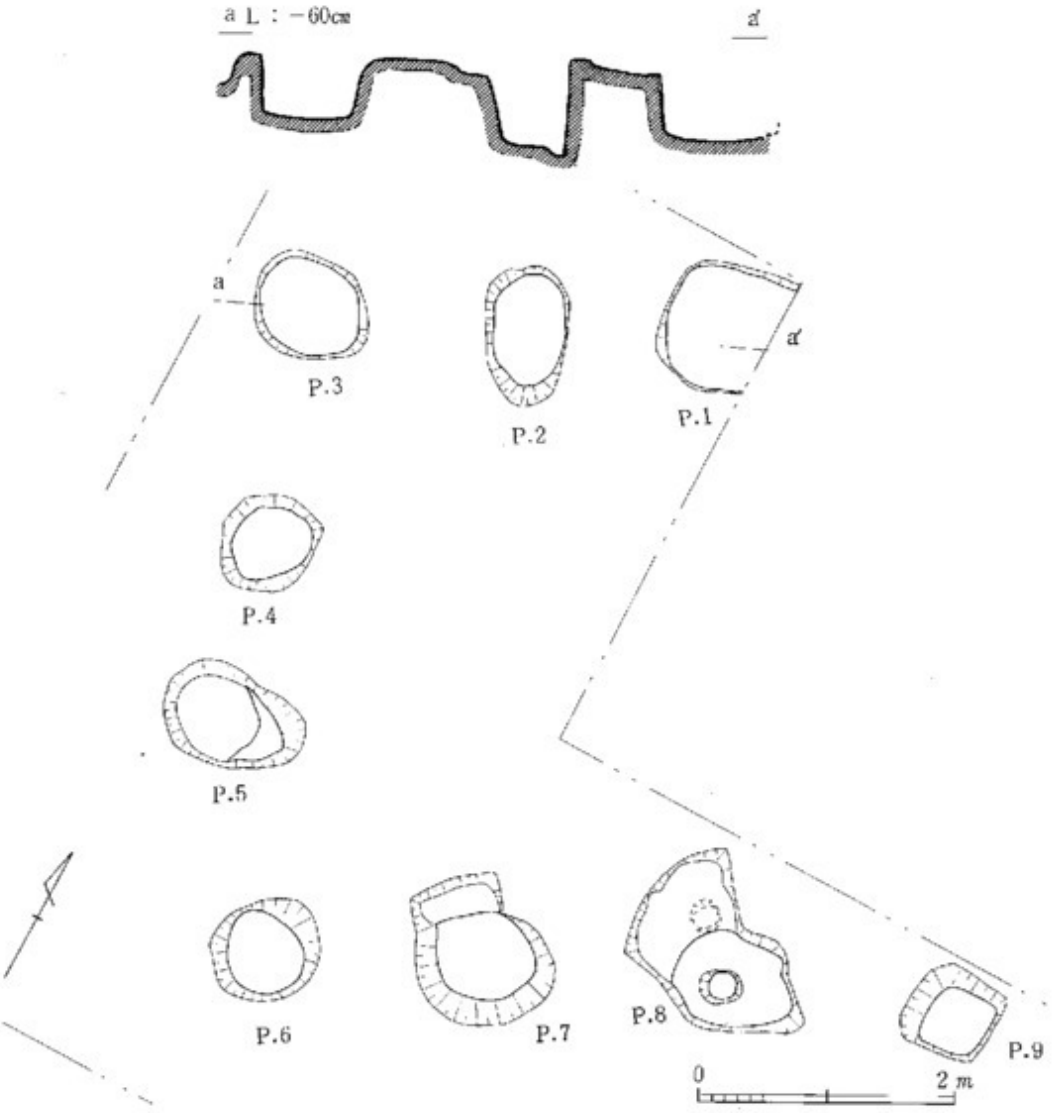

方の各対応する地点には柱穴は存在せず，P.3～P.6の柱列が西側の梁行側柱列に，P.7～P.9の柱列が南側の桁行側柱列に相当する。東限については，P.1，P.9以東が調査区域外にかかるため確認するに至っていない。一方，側柱列に囲まれた内部には，掘立柱建物跡3の各柱穴や窪みが存在するが，それらはP.1～P.9の各柱穴の対応する位置には必ずしものってこない。

柱穴の形状・規模は表7に示すとおりである。柱穴の平面形は，P.9が比較的整った方形を呈するが，他はいずれも不整円形ないし楕円形を呈する。基本的に方形を呈する掘立柱建物跡2・3の柱穴とは違いがある。壁はP.1・P.3に見られるように直立するものも存在するが，直斜状に立ち上がるものが多い。底面は平坦で，北西寄りのP.3，P.4，P.5の底面レベルが－122cm，他が－133cm～－149cmの数値を示す。内部には固く締った白色粘土・シルトブロック混りの褐色粘質土（表7－1層～3層）が詰められている。

事項 / 番号	平面形	規模 上縁 南北	上縁 東西	上縁 レベル	底面 南北	底面 東西	底面 レベル	深さ	壁	遺構確認面	掘り形内埋土	備考
P. 1	隅丸方形	101	91+α	−83	96	88−α	138	55	直	Ⅵ層		東壁部分未掘 H−15号と重複
P. 2	楕円形	107	65	−74	87	56	−149	75	直斜	Ⅴ層		
P. 3	不整円形	81	88	−71	71	81	122	51	直	Ⅴ層		
P. 4	〃	74	77	−75	55	64	−123	48	直斜	Ⅴ層		
P. 5	楕円形	65	112	−74	61	89	−122	48	直斜	Ⅴ層	白色粘土とシルトブロックの混土層（1層）	掘立3 P. 5と複合
P. 6	不整円形	79	86	86	62	61	−133	47	直斜	Ⅴ層	〃	掘立3 P. 9と複合
P. 7	〃	87	110	−58	68	77	−140	82	直斜	Ⅲの3層	〃	掘立3 P. 8と複合
P. 8	不正方形	80	98	−86	74(?)	82(?)	−139	49	直	Ⅴ層	白色粘土，シルトブロック土を主とする固く締った粘質土（2層）	掘立3 P 6と複合柱痕あり（平面）
P. 9	方形	67	69	−109	49	48	−141	32	直	Ⅵ層	白色粘土とシルトブロックとの混土層（3層）	H−15号と複合

表7　掘立柱建物跡5　柱穴一覧

（注）1. 単位はcm
2. 各掘り形の規模の数値は最大長をとり，レベルは上縁では遺構確認面，底面では最深部の数値をあげている。
3. レベル数値は塔心礎上面を0cmとする。

9個の柱穴の内，柱痕の確認できたものはP. 8 1個のみで他は明らかでない。P. 8はその上面に白色粘土を結めていたため柱痕を明確に確認できたものであり，それによると，他の掘立柱建物跡同様径25cm前後の柱の用いられていたことが推測される。柱間の数値は明らかでない。

本掘立柱建物跡のP. 5，P. 6，P. 7，P. 8の各柱穴は，前述のごとく掘立柱建物跡3のP 5，P. 7，P. 8の各柱穴と重複しているが，それらの切り合いにより掘立柱建物跡3の本掘立柱建物跡に先行することが判明する。また南東隅（P. 9），北東隅（P. 1）には15号住居跡・25号住居跡が重複しており，P. 1，P. 9の埋没後に竪穴住居が造られている。

⑥掘立柱建物跡6（挿図10）

北北西方向（N−24°−W）に梁行方位をとる桁行3間梁行2間の東西棟建物と推定される。N116 E20，N 120 E20，N 120 E20の3区に位置する。

掘立柱建物跡1の内部において7個の柱穴を確認した。これらの柱穴は掘立柱建物跡1の柱穴がほぼ南北方向に短軸あるいは長軸をとっているのに比し，北北西方向に掘り形の軸線をとっている。また，掘立柱建物跡1の各柱穴の底面レベルは−90〜−100cmの間に集中しているが，これらの柱穴の底面レベルは以下のごとく−100cm〜−131cmとやや深く穿たれている傾向がある。そのため，これらの柱穴は掘立柱建物跡1とは別個の建物の柱穴としてとらえられる。

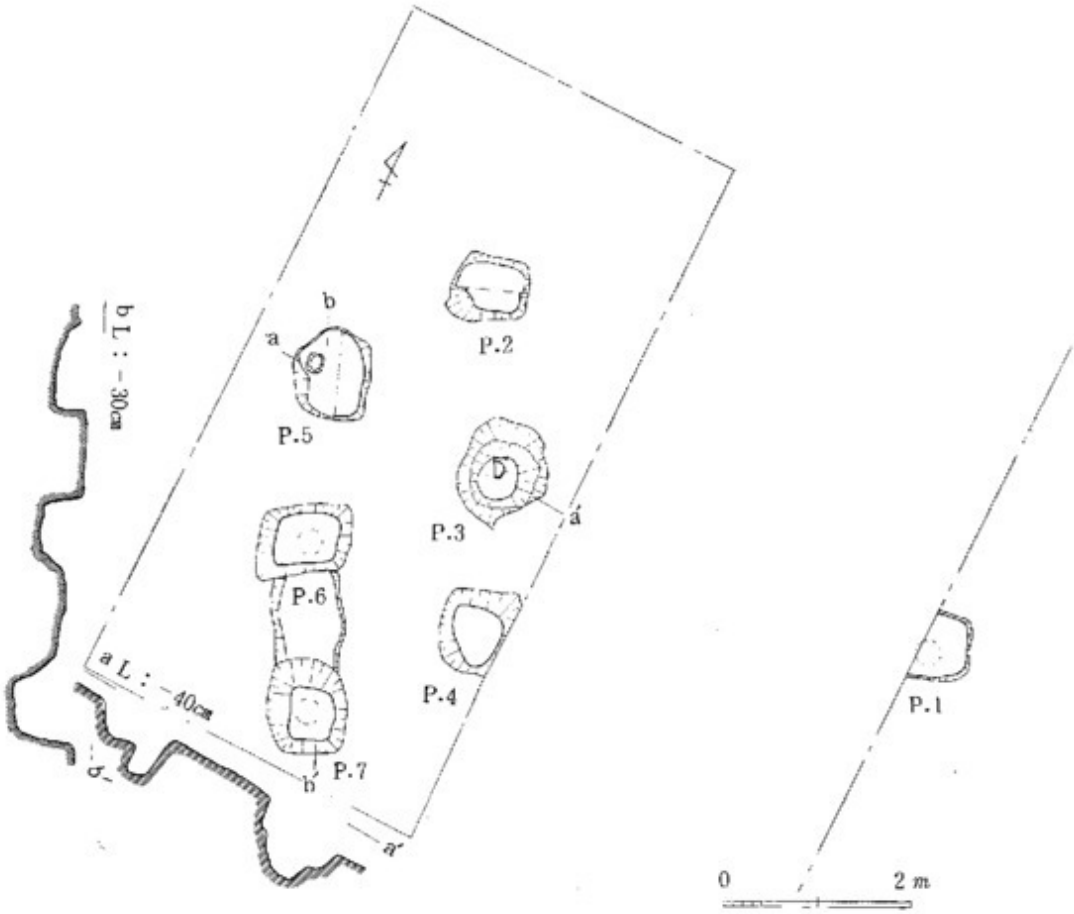

平面的な広がりについては，Ｐ１が東端の柱穴に，Ｐ２が北端の柱穴に当り，Ｐ１・Ｐ４の柱穴が南端の柱穴とみられる。西端はＰ２，Ｐ３，Ｐ４の柱列と考えられ，Ｐ１～Ｐ４の柱穴で囲まれた建物を想定できる。しかし，内部の状況は調査していないため明らかでない。

一方，Ｐ２～Ｐ４の柱列の西側には，１ｍの間隔をあけて３個の柱穴列（Ｐ５・Ｐ６・Ｐ７）が並列する。これらの柱穴は90cmの間隔をあけて穿たれているが，Ｐ５の北側，Ｐ７の南側の対応する位置に柱穴の存在しないことからＰ５が北端のまたＰ７が南端の柱穴に当る。また，西側には対

項目 / 番号	平面形	規模 上縁 南北	上縁 東西	上縁 レベル	底面 南北	底面 東西	底面 レベル	壁	遺構確認面	埋土	備考
P.1	長方形	74	55+α	−33	68	35+α	114	直	Ⅲ層	C軽石，シルト粒を含む茶褐色土層。	柱痕あり
P.2	長方形	68	85	−62	20+α	60	−104	直	Ⅴ層	〃	H−12号と重複
P.3	不正方形	109	92	−50	46	42	−131	直斜	Ⅴ層	〃	掘立１ P.38と重複
P.4	方形	93	74+α	−33	63	58+α	−113	直	Ⅲ層	〃	掘立１ P.39と重複
P.5	長方形	97	82	−35	91	29+α	−98	直	Ⅴ層	シルト層とⅢ層との混土。	柱痕あり
P.6	長方形	73	98	−50	54	69	−92	直	Ⅴ層	白色粘土をブロック状に混ぜる暗褐色粘質土。	柱痕あり
P.7	長方形	100	86	−50	55	50	−116	直	Ⅴ層	〃	柱痕あり

表８　掘立柱建物跡６柱穴一覧

注　1. 単位はcm
2. 各掘り形の規模の数値は最大長をとり，レベルは上縁では遺構確認面，底面では最深部の数値をあげている。
3. レベルの数値は塔心礎上面を０cmとする。

応する柱穴は存在せず，これらの柱穴を西側に中心部のある建物で，その東端の柱列と見ることはできない。掘立柱建物跡６と関連付けて考える必要がある。しかしながら，Ｐ５，Ｐ６，Ｐ７の位置は，Ｐ１～Ｐ４を結んだ東西線上，あるいはＰ２，Ｐ３を通る東西線上とはずれている。

各柱穴の形状・規模は表８のとおりである。

Ｐ３が不整の方形を呈するが，他の柱穴は矩形を呈する。壁は直立するものが多い。壁高はＰ１で81㎝，Ｐ４で80㎝ある。柱穴内は白色粘土をブロック状に混ぜる暗褐色粘質土を間詰めとしている。Ｐ１，Ｐ４，Ｐ５，Ｐ６，Ｐ７の柱穴では，円柱状に埋めるＦＰ・Ｃ軽石を含む暗褐色砂質土（挿図６－Ｃ層）が認められた。これは柱痕と推定される。またＰ３の底部には川原石が水平に存在していた。この川原石上に柱が位置していたとみられる。柱痕からは，柱は径25㎝あったことがわかる。

Ｐ６とＰ７とは上幅75㎝，深さ19㎝～６㎝（現状）の溝状の掘り込みによって繋がれている。内部は柱穴の上部を埋める白色粘土を若干混ぜる暗褐色粘質土が埋めている。「布掘り」とみられる。

柱間数値は表９のとおりである。Ｐ３～Ｐ４，Ｐ６～Ｐ７の柱間数値182㎝，181㎝は，30㎝の６倍に当る180㎝に近似し，Ｐ５～Ｐ６の柱間数値196㎝は30㎝の6.5倍の195㎝に近似する。Ｐ１～Ｐ４の柱間数値487㎝は，30㎝の16倍の480㎝とも，35㎝の14倍の490㎝とも見ることができる。Ｐ１～Ｐ４の内部は明らかでないが，２間あると推定される。

柱穴番号	柱間数値
P.1～P.4	487 ㎝
P.3～P.4	182
P.5～P.6	196
P.6～P.7	181

表９　掘立柱建物跡６柱間数値

Ｐ５～Ｐ７の柱痕中心点を結んだ直線とＰ２～Ｐ３の柱痕中心点を結んだ線との間隔は187㎝～191㎝ある。

12号住居跡と重複し，掘立柱建物跡６が先行する。また掘立柱建物跡１Ｐ38，Ｐ39とＰ３，Ｐ４が重複しているが，その前後関係は明らかでない。

⑦掘立柱建物跡７　（挿図11）

確認範囲においては桁行２間梁行１間の規模を持つ南北棟の建物である。Ｎ128 Ｅ52区に位置し，溝状跡４と重複している。

事項 / 柱穴番号	平面形	規模 上縁 南北	規模 上縁 東西	規模 上縁 レベル	規模 底面 南北	規模 底面 東西	規模 底面 レベル	壁	遺構確認面	柱穴内埋土	備考
P.1	円形	36	37	−60	19	19	−90	直斜	Ⅴ層	Ⅲ層とⅡ層(B軽石)の混土層	
P.2	円形	25	26	−71	-	-	−93	〃	〃	〃	
P.3	不整方形	42	49	66	—	--	−81	〃	〃	粘土とⅢ層との混土層，Ⅱ層を若干含む	柱痕あり
P.4	不整方形	36	36	−66	—	—	−78.5	〃	〃	Ⅲ層とⅡ層(B軽石)の混土層	底に川原石あり
P.5	円形	31	27	−64	19	18	−85	〃	〃	Ⅱ層（B軽石）	
P.6	円形	37	40	−64	—	-	−83	〃	〃	Ⅲ層とⅡ層(B軽石)の混土層	底に川原石あり

表10　掘立柱建物跡７柱穴一覧表

注　1. 単位は㎝
2. 各掘り形の規模の数値は最大長をとり，レベルは上縁では遺構確認面，底面では最深部の数値をあげている。
3. レベルの数値は塔心礎上面を０㎝とする。

6個の柱穴を確認したが，建物の広がりについては，P.1，P.2の北側に柱穴の存在しないことから，P.1，P.2が北端に当ることが分る。一方，南側・東側・西側については調査区域外にかかるため，建物の伸びる可能性もあるが，6個の柱穴を側柱の柱穴とみれば，P.2～P.4が西端の柱列に，またP.1，P.5，P.6が東端の柱列に当ると考えられる。東端は明らかにし難い。

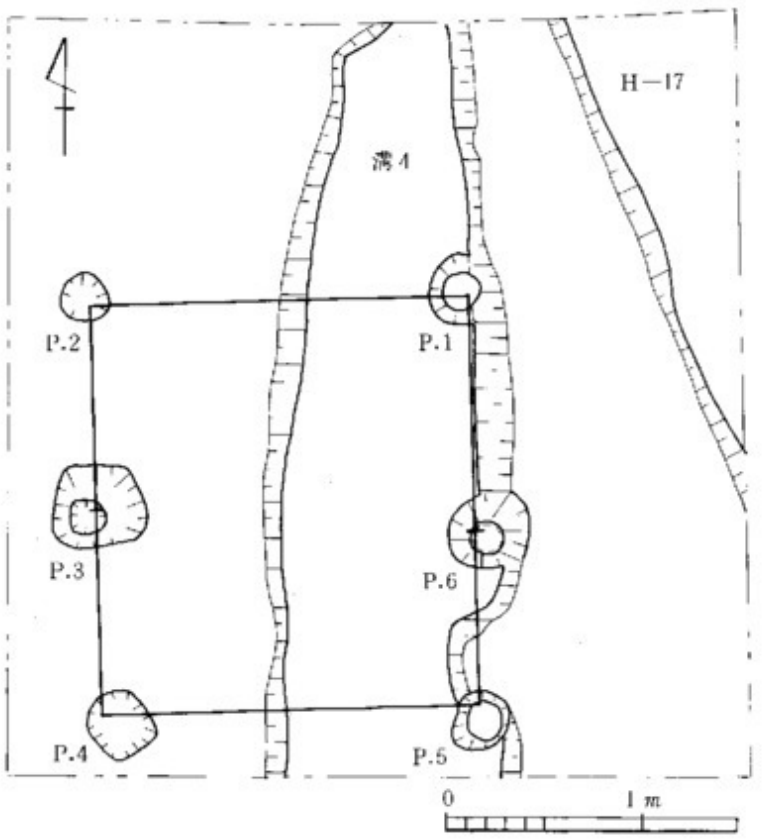

各柱穴の様相は表10のとおりである。いずれも南北長25cm～40cm，東西長26cm～49cm（現状での上縁計測値）で円形ないし不整方形を呈する。深さは最も深いP.1で30cm（現状）である。壁は直斜状を呈している。そのため底面の大きさは，上縁の½ほどになっている。柱穴内はⅡ層（B軽石）とⅢ層の混土層が柱の間詰めとして埋められている。P.3は上記の間詰めの中に粘土を混ぜており，柱痕とみられる部分にはⅡ層とⅢ層との混土層が埋っていた。またP.5はⅡ層が直接埋めていた。

P.4，P.5の底面上には扁平な川原石が水平に置かれており，この上に柱が置かれていたとみられる。柱はP.3の柱痕から径15cm前後の円形を呈していたと推定される。

柱間数値は表11のとおりである。この表から，P.1～P.2，P.4～P.5，すなわち梁行柱間は30cmの6.5倍の195cmに，また桁行総長は30cmの7倍の210cmと復原できる。またP.2～P.3，P.3～P.4は梁行総長の½の105cm等間隔に，P.1～P.6，P.5～P.6は120cmと90cmとられてあったと見ることができよう。

棟方向はN－1°－Wの方向をとる。

溝状跡4と重複するが，後述するように溝状跡4はⅢ層で覆われており，Ⅱ層で覆われている掘立柱建物跡7とは時期を異にする。溝状跡4が掘立柱建物跡7に先行する。

	柱間数値
P.1～P.2	194cm
P.2～P.4	219
P.2～P.3	109
P.3～P.4	110
P.4～P.5	190
P.1～P.5	220
P.1～P.6	225
P.5～P.6	95

表11　掘立柱建物跡6
柱間数値

（注1）「山王廃寺跡第4次発掘調査報告書」（1978.3）前橋市教育委員会

（注2）以下，各掘立柱建物跡の柱痕を求める際にも同様の操作を用いている。

（3）竪穴住居跡

土師器を伴う竪穴住居跡は合計14軒確認されている。しかし，いずれもグリッドの関係で完掘するには至っていない。

①11号住居跡

N 112 E 28・N 116 E 28に位置する。本住居跡は昨年度住居の中央部分が検出されていたものである。今回の調査で住居の北側四半分を検出した。V層上面で住居壁が確認され，住居内をⅢの2層が埋めている。平面短形を呈するが，住居の東半分は溝状跡3と重複している。西壁下には上幅10cmの周溝が存在する。柱穴・竈は調査区域内では認められない。

西壁の走向は北北東方向（N－10°－E）をとる。調査区域内における南北長は330cm，東西長は170cmある。壁高は現状で53cmである。遺物は昨年度において西壁際の床面上より土師器坏が一個体出土している。

掘立柱建物跡1 P.16と重複しており，P.16廃棄後に本住居跡が造られている。また溝状跡3の埋没後に本住居跡は造られている。

②12号住居跡（挿図12）

N 120 E 20区に位置する。南壁・北壁は確認されたが，東壁・西壁は調査区域外にかかっている。壁の走向をほぼ東西（E－3°－S）にとる平面矩形の住居跡である。東西に長軸をとり，床面上で南北長304cm，確認した範囲で東西長390cmある。壁高は現状で27cmある。壁はV層上面で確認され，Ⅲ層が床面上を埋めている。周溝は存在しない。グリッドの東壁寄りの床面上には，厚さ5cmほどの焼土の堆積が認めら

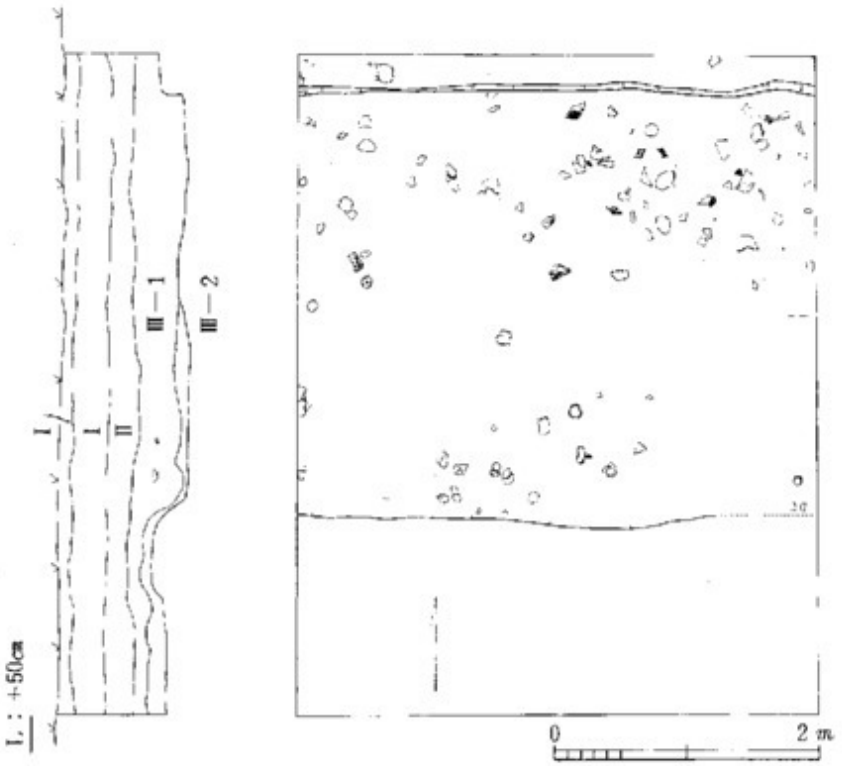

れる。グリッドの東壁外に竈が来るものと推定される。床面上からは瓦・土器等の破片が多数出土しているが，その中には素弁八葉蓮華文軒丸瓦（挿図25－4，図版11－4），三重弧文軒平瓦（挿図26－13・図版12－14），緑釉短頸壺（挿図31－2）等が存在する。

掘立柱建物跡1 P.36，P.37，掘立柱建物跡6 P.2，P.5と重複しており，それらが廃棄された後に本住居跡が造られている。

③13号住居跡（挿図13）

N116 E48区に位置する。北壁部分が調査区域外にかかり，西側は14号住居跡・16号住居跡と重複している。

竈は東壁外に造り出し，平面矩形を呈する。床面上で東西長約300㎝，確認した範囲で南北長195㎝ある。壁はⅣ層上面で確認され，壁高は現状で40㎝ある。南壁の走向をほぼ東西方向（E－5°－S）にとる。竈は東壁の南壁に寄った位置（住居壁南東隅と右袖石との間隔は50㎝ある。）にあり，凝灰質砂岩の切石を立てて袖石としている。現在，石袖部分には一辺20㎝，高さ30㎝の直方体の切石が残っている。また左袖部分には基底部に凝灰質砂岩の破片が残る。竈の内法は，焚口幅45㎝，焚口より竈奥壁まで55㎝あり，平面矩形を呈する。住居の南東隅には床面上で45㎝×26㎝，深さ12.5㎝の平面楕円形を呈する貯蔵穴が存在する。

住居跡床面上からは，比較的完形の土師器坏，須恵器椀・坏（挿図28－20・21・22・23）等が出土しており，また貯蔵穴内より土師器坏（挿図28－19）が出土している。

本住居跡の廃棄後に16号住居跡が造られている。

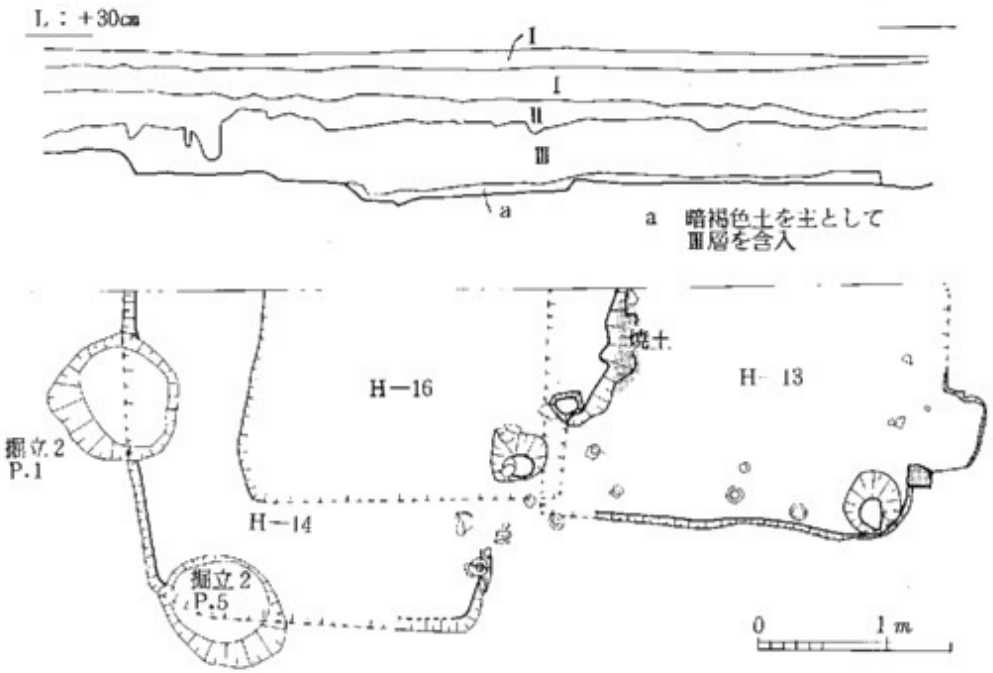

④14号住居跡（挿図13）

N 116 E 44区に位置する。住居の北側半分に16号住居跡が重複する。西壁の走向を南北方向（N－3.5°－W）にとる平面矩形の住居跡である。今回の調査で住居の南半分を検出した。床面上で，東西長255㎝，確認した範囲で，南北長225㎝ある。

南東隅寄りの床面上から須恵器塊（挿図28－　）等と共に木炭片が出土している。竈は東壁に存在していたと推定されるが，すでに取り去られている。

掘立柱建物跡2と重複しており，掘立柱建物跡2の廃棄後に本住居跡は造られているとみられる。また，本住居跡の廃棄後に16号住居跡が造られている。

⑤15号住居跡（挿図14）

N 116 E 60区に位置する。住居跡の北側部分は調査区域外にかかるため確認し得てない。西壁の走向を南北方向（N－1.5°－E）にとり，東壁外に竈を造り出している。平面矩形を呈するが，東壁は竈の左袖より北側にかけて開きぎみに延びている。床面上での計測値は，東西長南壁寄りで293㎝，北側で326㎝あり，確認した範囲で南北長は318㎝ある。V層上面で壁が確認でき，壁高は現状で60㎝ある。

竈は長さ43㎝，厚さ11㎝の凝灰質砂岩の板状切石2石を用いて南側及び北側の側壁石としている。奥壁（東壁）には石は使われていない。竈の内法は，焚口幅72㎝，奥幅67㎝，焚口より奥壁まで55㎝あり，長軸を南北にとる平面矩形を呈する。また，竈の手前には35㎝×56㎝の凝灰質砂岩が存在しており，烏居状に架した冠石の落ちたものと見られる。

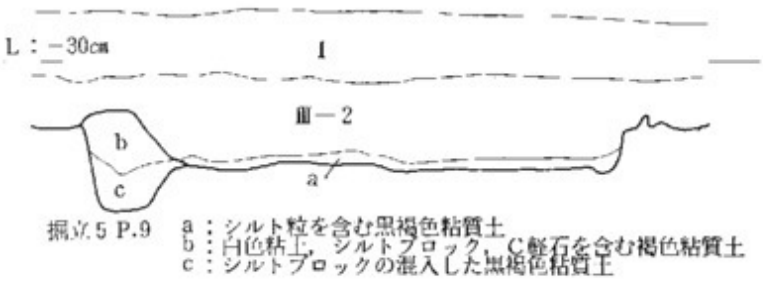

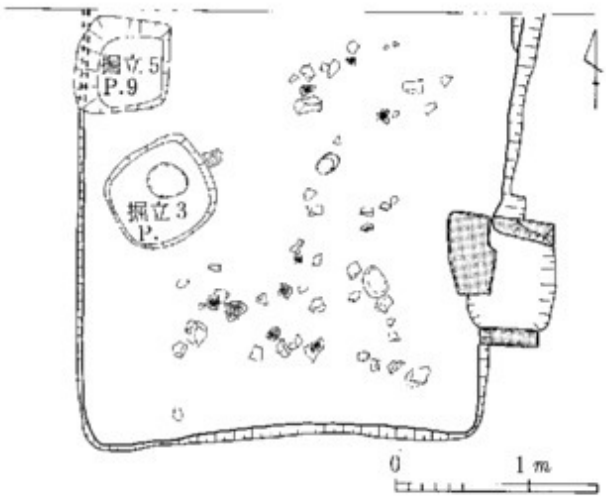

住居跡の内部はⅢ層が埋めており，床面上からは多数の瓦片が出土している。それらの中には三重弧文軒平瓦（挿図26－3）がある。

掘立柱建物跡3・5と重複しており，本住居跡はそれらの廃棄後に造られている。

⑥16号住居跡（挿図13）

N 116 E 44区に位置する。住居跡の北側半分は調査

区域外にかかっている。また，13号・14号住居跡と重複しているため，各壁の立ち上がりを明確にとらえることができなかった。西壁部分で約6cmの段差があり，また推定東壁外に焼けた部分，そして住居跡南東隅部に貯蔵穴のあることより住居跡の存在が知れた。平面矩形を呈し，床面上で東西長240cm，確認した範囲では南北長160cmある。

竈は東壁中央より南壁に寄った地点で壁外に造り出しているが，現在右袖石を据えた痕跡と，竈の奥壁の下端とみられる付近に焼けた部分が残るのみである。

貯蔵穴は床面上で44cm×42cmの不整円形を呈し，深さ21cmほどある。貯蔵穴内より須恵器高台付埦（挿図28－25），土師器坏（挿図28－24）が出土している。

地層断面からは，13号住居跡との前後関係についてはとらえられなかった。14号住居跡については，14号住居跡廃棄後に本住居跡の造られていることが判明する。

⑦17号住居跡（挿図11）

N 128 E 52区に位置する。西壁の一部分のみ調査区域内にかかっている。そのため住居跡の平面形・竈等は明らかでない。V層上面で壁が確認でき，住居跡内はC軽石・焼土・炭化物を含む褐色粘質土層（Ⅲ層）が埋めている。西壁の走向は北北西方向（N－22°－W）にとる。壁高は現状で40cmある。周溝は存在しない。遺物の出土は見られない。

⑧18号住居跡（挿図15）

N 136 E 52区に位置する。北壁の両隅が調査区域外にかかっている。東壁・南壁の走向を北西方向（N－36°－W）にとり，平面不整の矩形を呈する。床面上での計測値は，東西長309cm，南北長西壁寄りで256cm，中央付近で380cmである。V層上面で壁が確認でき，内部はⅢ層が埋めている。壁高は現状で22cmある。

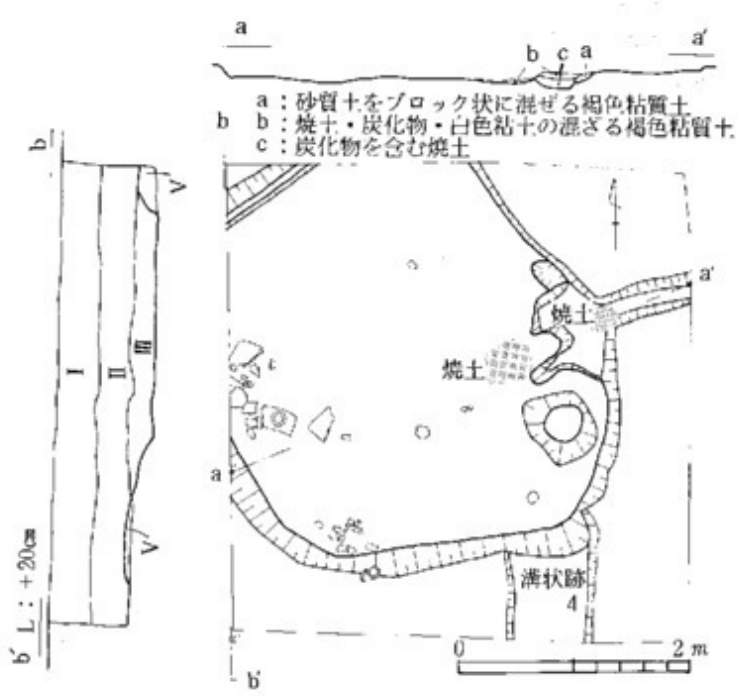

竈は東壁の南側四半部の内側に，袖部を掘り残して造り出している。しかし，すでに竈の上半分は削り取られており，現在基部付近が残るのみである。焚口付近の床面上に45cm×32cmの範囲に焼土が，また煙道付近に焼土が堆積している。焚口幅33cm，焚口より煙道にかけて90cm前後あるものと推測される。

住居跡の南東隅には平面不整の隅丸方形の貯蔵穴が存在する。床面上で南北長60cm・東西長53cmあり，深さ26cmある。

床面上からは土師器坏（挿図28－27），等が出土している。また北壁寄りの埋土中（床面上15cm）からは平瓦等が出土しており，その中には「キ」印のヘラ記号のある平瓦（挿図27－3，図版11－13）も存在する。

⑨19号住居跡

N 144 E52区に位置する。グリッドは住居跡のほぼ中央部にかかっているとみられ，グリッド東南隅に南壁の一部が確認された。南壁の走向は北東方向（N－56°－E）をとる。Ⅳ層上面で壁が確認でき，壁高は現状で15cmある。住居跡内はⅢ層が埋めている。住居跡の平面形・竈等は明らかでない。

床面上からは重弧文軒平瓦（挿図26－12）土師器，須恵器，石等多数出土している。

⑩20号住居跡（挿図16）

N 128 E28区に位置する。南壁，西壁および東壁の一部が確認されたが，住居跡の北側半分が調査区域外にかかっている。平面矩形を呈し，南壁の走行はほぼ東南東方向（E－10.5°－S）をとる。床面上での計測値は，東西長289cm，確認した範囲で南北長140cm以上ある。Ⅴ層上面で壁が確認でき，壁高は現状で25cmある。

竈は東壁の南壁に寄った地点で壁外に造り出してある。径40cmほどのほぼ円形を呈する範囲に焼土があり，その中央に角閃石安山岩製の支脚が存在する。しかし，竈の部分が21号住居跡と重複し，さらにグリッド東壁外に煙道部がかかるため，竈の形状・規模等は明らかでない。

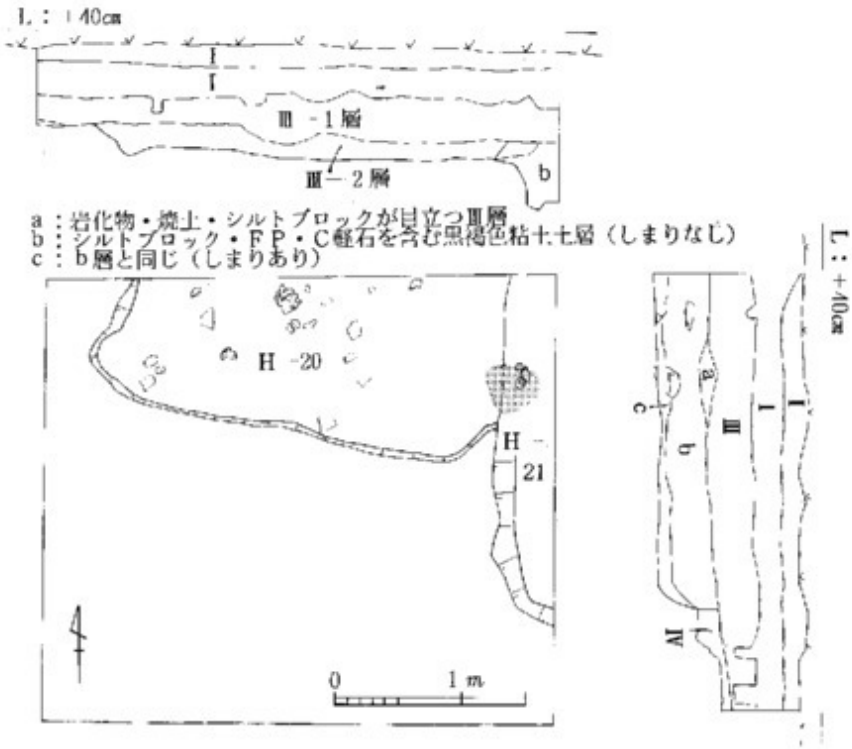

住居跡の内部はⅢ層が埋めており，床面上からは，複弁七葉蓮華文軒丸瓦（挿図25－11，図版11－10），須恵器坏（挿図28－33），土師器甕（挿図28－35）が出土している。

21号住居跡の廃棄後に本住居跡が造られている。

⑩21号住居跡（挿図16）

N 128 E28区に位置する。わずかに西壁部分の南側半分を確認したのみである。西壁の走行をほぼ南北（N－3.5°－E）にとる。平面矩形を呈するとみられ，南北長251㎝以上ある。西壁下には下幅13㎝の周溝がある。Ⅳ層上面で壁が確認でき，壁高は現状で48㎝ある。

20号住居跡と重複しており，本住居跡はそれに先行する。

⑪22号住居跡

N 120 E52区に位置する。住居跡の南西側四半部が確認された。西壁の走向をほぼ南北（N－5°－E）にとり，平面矩形を呈する。確認した範囲の床面上計測値は南北長260㎝，東西長140㎝ある。Ⅳ層上面で壁が確認でき，壁高は現状で10㎝ある。

床面上からは西壁に接して須恵器高台付椀等が出土している。

掘立柱建物跡３・５と重複しており，それらの廃棄後に本住居跡が造られている。

⑫23号住居跡

N 120 E52区に位置する。東壁部分のみ確認された。東壁の走行はほぼ南北方向（N－2°－E）をとる。床面上での計測値は南北長276㎝である。平面矩形と推定される。Ⅴ層上面で壁が確認でき，壁高は現状で40㎝ある。なお，竈は東壁には存在しない。

⑬24号住居跡

N 116 E36区に位置する。調査の際その存在は確認できなかったが，グリッドの東壁および西壁の地層断面，そして遺物の出土状態から住居跡と推定した。住居跡は北側半分が確認され，住居跡の範囲内に瓦・土器・須恵器等が多数散在していた。

西壁の走行を北東方向（N－51°－E）にとる平面矩形の住居跡と推定される。床面上での計測値は，現状で南北長235㎝，東西長325㎝ある。Ⅳ層上面で壁が確認でき，壁高は現状で35㎝ある。

床面上からは，須恵器坏（挿図29－19・20・21）等とともに瓦が多数出土している。

(4) 溝状跡

①溝状跡３（挿図12）

N 116 E32区に位置する。掘立柱建物跡１の東側に接し，南北方向にその方位をとる。Ⅳ層上面より掘り込まれており，Ⅲ層が埋める。横断面船底状を呈し，深さはⅣ層上面より最深部まで54㎝ある。上幅は現状で210㎝ある。

埋土中からは瓦，土器等の破片が出土しているが，底面からは遺物は出土していない。

11号住居跡と重複しており，住居跡に先行する。

②溝状跡４（挿図11）

N 128 E52，N 136 E52の２区にかかって位置する。南北方向の浅い溝状跡である。Ⅴ層上面で確認され，深さは最深部で24㎝ある（現状）。底面は平らで，内部は焼土・炭化物・C軽石を若干含む褐色粘質土が埋めている。その上にはN 136 E52の南壁においてⅡ層が堆積し，N 128 E52の南壁ではⅢ層が堆積している。上幅はN 136 E52で74㎝，N 128 E52で132㎝あり，南へ行くにつれ幅が広がっている。

N 136 E 52の北壁，N 120 E 52の北壁に溝状跡の認められないことから，上記2区付近で終わるかにみえる。

掘立柱建物跡7と重複するが，溝状跡4の埋土中に掘立柱建物跡7の柱穴の中に含まれるⅡ層を混入しないことから，溝状跡4の先行することが判明する。

(5) 井戸跡

①井戸跡1（挿図17）

N 116 E 40に位置する。グリッド北壁にかかって検出したため，その南側半分を確認したに止まった。また底は検出し得てない。地表より160㎝まで掘り下げただけである。

井戸口のラッパ状に開らく素掘りの井戸である。Ⅲ層上面より掘り込まれており，内部はⅡ層を主とする砂質土が埋めている。井戸口の東西長200㎝ある。掘り込み面の下方90㎝付近では径74㎝になる。

井戸の周囲には径20㎝～24㎝の小ピットが4個ある。井戸の覆屋の柱穴とみられる。

②井戸跡2（挿図18）

N 112 E 40に位置する。グリッド西壁際に検出した。そのため東側半分を確認した。井戸跡1同様完掘しておらず，地表より200㎝まで掘り下げている。Ⅲ層上面より掘り込まれており，Ⅱ層を主とする砂質土，暗褐色粘質土等が埋めている。ラッパ状に開らく素掘りの井戸である。井戸口南北長150㎝あり，掘り込み面の下方130㎝では74㎝ある。

掘立柱建物跡2・3と重複し，それらは井戸跡2に先行する。

(6) 掘立柱建物跡の平面構成について

前節において各遺構の概要を述べてきたが，ここでは掘立柱建物跡をとりあげ，その平面形，および設計の際の「使用尺度」について若干検討を加えておきたい。(注1)

「使用尺度」を導き出す方法としては，各柱間の数値に共通して含まれる最大公約数を求めている。(注2) しかし，今回検出した7棟の掘立柱建物跡の各柱穴の中にあって，「柱根」の残存するも

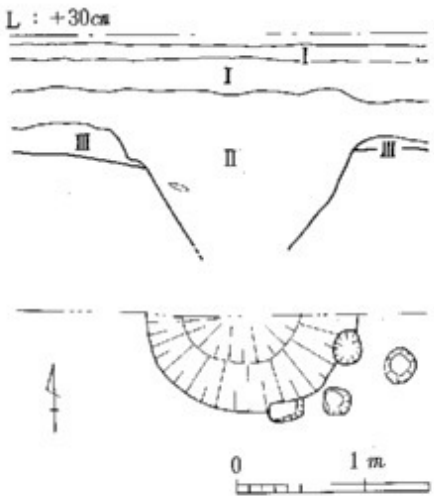

a：暗褐色土をブロック状に混ぜる砂質土層
b：砂質土層（Ⅱ層を主とする）
c：暗褐色粘質土
d：暗褐色粘質土と砂質土の混土
e：暗褐色のブロック状粘質土
f：黒褐色粘質土（しまっている）

挿図17 井戸跡1

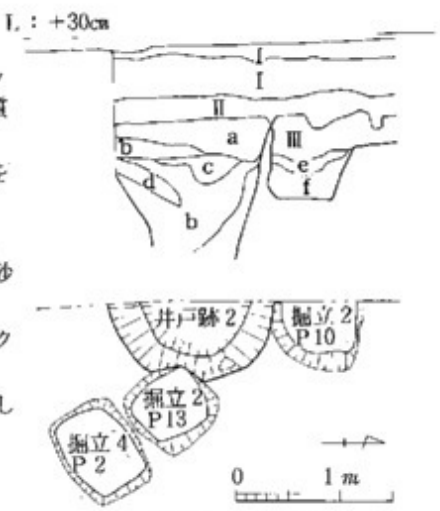

挿図18 井戸跡2

のは無く，また「柱痕」の残るものもわずかであり，大半が柱穴の掘り形のみ検出し得ただけである。その他，施行の段階の誤差，そして調査の際の誤差を考え合せれば，現段階において，「使用尺度」の数値を小数点以下まで求めることは困難である。(注3)

そこで，古墳時代後半以降奈良時代にかけて使われていたと考えられている「高麗尺」(1尺≒35cm)，「唐尺」(1尺≒30cm) の2種類の尺度(注4)のいずれかが，検出した掘立柱建物跡の「使用尺度」として用いられていると仮定し，柱間数値から得られた最大公約数の数値と比較し，より近似する尺度を「使用尺度」として認めることとしたい。

また，さらに導き出し得た「使用尺度」を一単位とする方眼図上（縮尺1/20）に掘立柱建物跡の平面図（縮尺1/20）をスライドさせ，「使用尺度」の妥当性を検討するとともに，掘立柱建物跡の平面構造，棟方向について復原(注5)を試みたい。

○　掘立柱建物跡1

桁行9間梁行3間の規模を持ち，南面，北面に庇を付ける。前年度・本年度の調査で身舎の柱穴合計22個を確認したが，柱痕の位置を平面で確認できたものは9個である。その内訳けは，南側桁行柱列中に含まれるものが6個，北側桁行柱列中に含まれるものが3個である。しかし，西側，東側梁行柱列中の柱穴からはいずれも柱痕を明確にとらえることはできなかった。なお，検出できた柱痕から，柱は径30cmの円形を呈すると推定(注6)される。

各柱痕の中心点を結ぶ柱間数値は次表のとおりである。前年度の調査結果と重複する部分も存在するが，改めて柱間数値を見たい。

すなわち，P.8～P.9は245cmある。またP.8の東4間めに当るP.12との柱間数値は982cmあり，4等分した一間相当の柱間数値は245.5cmとなる。実際P.9～P.11は490cm（245cm×2間）あり，P.11～P.12は245cmある。しかしP.12～P.13の柱間数値は275cmあり，前述の柱間数値（約245cm）と比較した場合30cmほど長い。

一方，P.13以東の柱穴（P.14，P.15，P.16の3個）の内，柱痕を確認し得たものはP.15のみであり，P.8～P.15の柱間数値は1,745cmある。P.8～P.15の柱間数値よりP.8～P.13の柱間数値（1,256cm）を差し引いた残りは489cmとなる。P.13～P.14，P.14～P.15の各柱間数値は244.5cm（489cm÷2間）が得られる。南側桁行柱列中の柱穴からは，P.12～P.13の柱間数値に275cm近似値が，そして他の各柱間数値に245cm近似値が見出せる。

北側桁行柱列の各柱間数値は，P.6～P.7が250cm

柱穴番号	柱間数値	一間相当柱間数値	
P.8～P.9	245cm	245cm	
P.8～P.10	486	243	
P.8～P.11	736	245.3	
P.8～P.12	982	245.5	
P.8～P.13	1256	245.5	275
P.8～P.15	1745	246.3	275
P.9～P.11	490	245	
P.9～P.12	736	245.3	
P.9～P.13	1012	245.3	275
P.9～P.15	1508	244.6	275
P.11～P.12	245	245	
P.11～P.13	525	245	280
P.11～P.15	1016	246.6	276
P.12～P.13	275	275	
P.13～P.15	496	248	
P.6～P.7	250	250	
P.7～P.34	1492	—	
P.6～P.9	616	—	
P.7～P.10	615(推定)	—	

表12　掘立柱建物跡1柱間数値

ある。また，P.7と桁行柱列の東端に位置するP.24との柱間数値は1,500㎝ある。P.12，P.13の北側に対応するP.37，P.36の柱穴において柱痕を確認し得ていないため不明な点もあるが，P.37～P.36の柱間数値も，P.12～P.13の柱間数値（275㎝）と同じであると推定すれば，P.7～P.24の柱間数値（1,500㎝）よりP.12～P.13の柱間数値（274㎝）を引いた残りは1,225㎝となる。南側桁行柱列同様，各柱間等間隔をとっていると見れば，P.37～P.36の柱間を除いた他の各柱間の数値には245㎝が得られる。北側桁行柱列においても南側桁行柱列同様，各柱間数値に245㎝・275㎝近似値の2種類が推定できる。

では，梁行柱列の柱間数値はどうであろうか。梁行総長はP.6～P.9で616㎝あり，P.10の推定柱痕中心点（P.8とP.12を結んだ東西線上）とP.7の柱間数値は615㎝ある。しかし，東端中央部の2個，そして西端中央部の2個のいずれの柱穴からも柱痕を確認し得なかったため，梁行3間の各柱間数値を明確にはとらえられない。(注7)

以上，掘立柱建物跡1の各柱間については，桁行柱列中に245㎝近似値，275㎝近似値の用いられていることが推定され，また梁行柱列はその総長が615㎝前後あるものと推定できた。

ところで，245㎝はその中に35㎝を最大公約数として含んでおり，前記2種類の尺度に換算した場合，35㎝は「高麗尺」1尺に当る。245㎝は「高麗尺」7尺と見ることができる。すなわち，掘立柱建物跡1において「高麗尺」が「使用尺度」として用いられていると見るならば，P.12～P.13，P.37～P.36の柱間数値（275㎝）は「高麗尺」8尺の280㎝と復原できよう。また，梁行総長（615㎝近似値）は「高麗尺」17.5尺の612.5㎝に近似する。

上述のごとく柱間数値から，掘立柱建物跡1に「高麗尺」が「使用尺度」として用いられていると推定したが，次に「高麗尺」1尺を単位とした方眼上に遺構平面図をスライドさせ，「使用尺度」として「高麗尺」が妥当であるか検討し，さらに建物の平面構造・棟方向についても復原を試みたい。

方眼図上に遺構平面図をスライドさせる際の基準となるものは確認された9個の柱痕である。中でも南側桁行柱列中の，柱痕を確認できた6個の柱穴を中心とし，方眼の他の柱痕への適合状態を検討している（挿図19）。

南側桁行柱列中の柱痕を確認し得た6個の柱穴の内，今，P.8の柱痕中心点とP.12の柱痕中心点と方眼の一横線（東西線）を合せて見れば，横線はP.11の柱痕中心点上を通り，P.9，P.13においては柱痕中心点の上方（北側）3㎝ずれた位置を通る。P.8，P.9，P.11，P.12，P.13の5個の柱痕中心点は，上記の横線上にほぼ合ってくることが判明する。

しかしながら，その際P.15の柱痕中心点は上方へ25㎝ほどずれてくる。そこで，P.8とP.15の柱痕中心点が方眼の一横線上にのるように合せたなら，P.5，P.11，P.13の柱痕中心点は横線の上方へそれぞれ4㎝，5㎝，15㎝ずれ，さらにP.13においては上方へ21㎝ずれてくる。前述のP.8，P.12の柱痕中心点に合せた横線の各柱痕中心への適合状態と比較して，P.8，P.15を除いてうまくあってこない。

P.8，P.12の柱痕中心点に合せた方眼の横線を南側桁行柱列の柱通りと見ることができ，その柱筋は東西方向（E—1°30′ N）を示している。そして，この南側桁行柱列が，以下方眼図上に

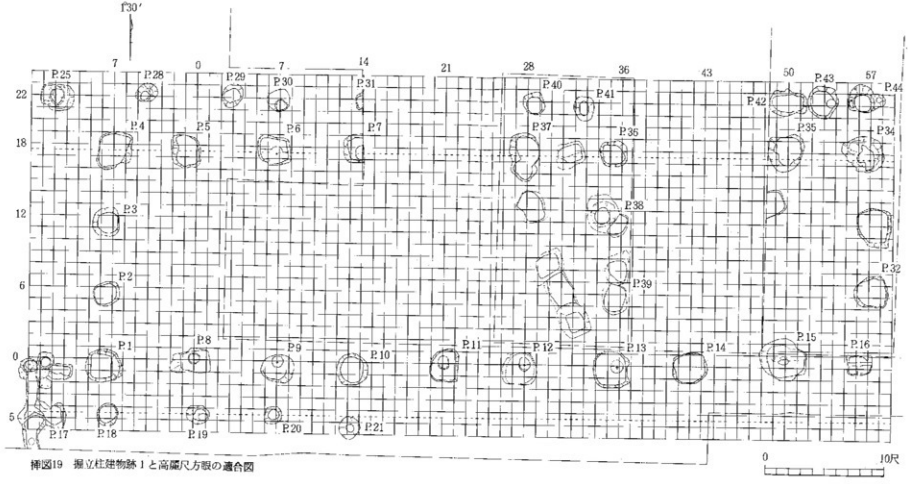

挿図19　掘立柱建物跡１と高麗尺方眼の適合図

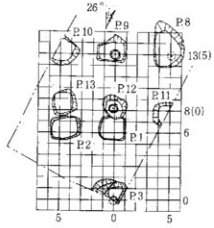

挿図22　掘立柱建物跡４と高麗尺方眼の適合図

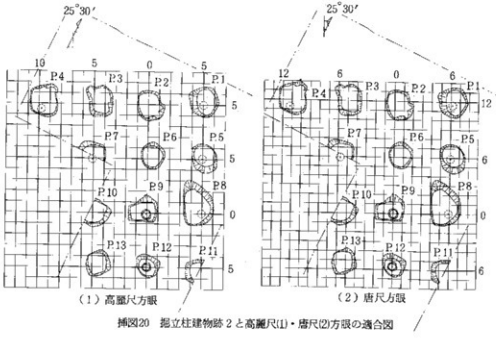

挿図20　掘立柱建物跡２と高麗尺(1)・唐尺(2)方眼の適合図

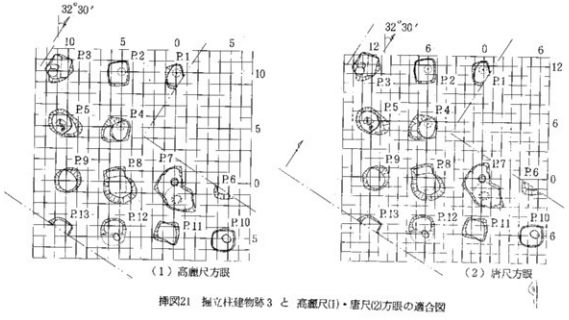

挿図21　掘立柱建物跡３　と　高麗尺(1)・唐尺(2)方眼の適合図

平面図をスライドさせていく上で横線の基準となる。

次に南側桁行柱列への方眼の縦線（南北線）の適合状態については，P.8の柱痕中心点に合せた縦線を他の柱痕中心点への縦線の適合状態を検討する基準とした場合，東側7尺の縦線上にP.9の柱痕中心点が，21尺の縦線上にP.11の柱痕中心点が，そして28尺の縦線上にP.12の柱痕中心点があってくる。P.13においては，36尺の縦線と柱痕中心点との間に6㎝のずれが生ずるが，P.13の東側2間めに位置するP.15の柱痕中心点がP.8より50尺の縦線上にあってくることからすれば，P.13の柱痕中心点は36尺の縦線に合うものと復原できる。すなわち，P.12～P.13の柱間は「高麗尺」8尺（180㎝）と見ることができ，他の柱間を「高麗尺」7尺（175㎝）等間隔にとっていたと推定し得る。

以上，南側桁行柱列において，遺構平面図を「高麗尺」方眼図上にスライドさせていく上で，P.8～P.12の柱痕中心点を結ぶ線が方眼の横線の，そしてP.8の柱痕中心点が縦線の基準線となり得ると見たが，その場合の他の柱痕中心点の方眼への適合状態はどうであろうか。

北側桁行柱列中では，3個の柱痕が確認されたが，P.7の柱痕中心点は縦軸基準線の右側7尺の縦線上，すなわちP.10の柱痕中心点上を通る縦線上に合ってきており，東端のP.34の柱痕中心点は右側57尺の縦線上に合ってくる。P6の柱痕中心点は右側7尺の縦線の左側へ6㎝ずれるが，7尺の縦線上に合うものとして復原できよう。

梁行総長は，前述のごとく「高麗尺」17.5尺（612.5㎝）に近似する。横軸基準線の上方17.5尺の位置に横線を引いたならば，P.6，P.7，そしてP.34の柱痕中心点はほぼこの横線に合ってくる。しかし，梁行3間の各柱間の数値は，前述のごとく柱痕が不明なため復原し難い。

以上，身舎の各柱穴柱痕中心点上に「高麗尺」方眼の比較的良く合ってくることが認められ，「使用尺度」に「高麗尺」の用いられていることがより明確に確認できた。

では，身舎の南面・北面に検出できた柱穴列はどうであろうか。(注8) 身舎南面の西側に検出したP.18，P.19，P.20の3個の柱穴は，横軸基準線の下方4.5尺の横線に合ってきており，さらにそれぞれ，P.1，P.8，P.10の柱痕中心点を通る縦線に合ってくる。図面上からは，これらの柱穴を掘立柱建物跡1に付属するものとして理解できる。しかし，P.10の南側に検出したP.21は，前述の4.5尺の横線には合ってこず，平面的にはそれらと同一のものとしてはとらえられない。(注9) また，P.15の南側に検出したP.24も横線の内側にずれる傾向がある。P.20以東においては，円筒埴輪転用施設がほぼ同じ位置にあるため柱穴を確認し得てないため，柱穴の存否について明らかにし得ていない。

一方，P.18の西側に検出したP.17は前述の下方4.5尺の横線に合ってきており，身舎西端のP.1を通る縦線（縦軸基準線の左側7尺の縦線）の左側4.5尺の縦線に合ってくる。さらに，P.17の西側に接する南北溝も身舎西端の縦線より6尺の間隔をとり縦線に平列してくる。これらは図面上からは掘立柱建物跡1と関連付けられる。(注10)

身舎の北面に並列するように検出できた柱穴列は，身舎北側桁行柱列と推定した方眼の横線（横軸基準線の上方17.5尺）の上方4.5尺の位置を通る横線にほぼ合ってくる。そして，P.30，P.31，P.40，P.42，P.44の5個の柱穴は，身舎の各柱穴柱痕中心点上を通る縦線に合ってきており，図面上からはこれらを掘立柱建物跡1に付くものとして理解できる。前年度の調査時におい

て，これらの柱穴の存在から，「庇」が南面，北面に造られていたと推定している。(注11)

なお，これらの柱穴の間にも柱穴（P.28，P.41，P.43）が存在しており，各柱間7尺の½の縦線にほぼ合ってくる。北面の庇の柱間は身舎の桁行各柱間の½の柱間（3.5尺）をとっていたとも推定できる。しかし，身舎の西端柱穴のP.1，P.4を通る縦線上には柱穴は存在せず，それより左側4.5尺の縦線上にP.25が存在する。

P.25はP.17と南北に対応する位置にある。しかし，7号住居跡が重複するため，その中間に柱穴が存在していたかどうか明らかでない。身舎の東側は溝状跡3が重複しており様相は明らかでない。

身舎内部の様相は，P.13～P.36を結ぶ縦線上にP.38，P.39が合ってきており，これらを間仕切り柱穴と見ることができる。桁行9間の内P.13～P.36以東が間仕切りによって区別されていたとみられる。他の部位においては，前年度，本年度の調査範囲内では間仕切りと見られる柱穴は存在していない。身舎西端より3間めのP.10～P.7の内部を調査していないため推定に止まるが，桁行9間は3間づつ仕切られていたとも見られる。

以上の方眼操作の結果から，掘立柱建物跡1の平面は次のような様相を呈していたとみられよう。

- 「高麗尺」が「使用尺度」として用いられ，身舎の桁行柱間はP.12～P.13，P.37～P.36が8尺で，他が7尺等間隔をとり，梁行は総長17.5尺とっていたと推定できる。
- 棟方向はE－1°30′－Nの方向をとる。
- 身舎の北面には4.5尺の軒の出た「庇」が付き，庇の柱間は3.5尺等間隔をとっていたとみられる。南面にも「北面」同様4.5尺の軒の出た「庇」の柱とみられる柱穴が西端3間ほど存在したが，南面全面に「庇」があったかどうかは明らかにし得てない。また，図面上からは西側，南西部に何らかの施設の存在していたことが推定できる。
- 内部は東端より3間が間仕切りによって区分されていることが明らかとなった。また，桁行9間は3間ごとに仕切られていたことも考えられる。

○　掘立柱建物跡2

梁行3間桁行3間の総柱の建物で，各柱間数値171㎝～177㎝あると推定した。

この柱間数値は「高麗尺」5尺の175㎝とも，また「唐尺」6尺の180㎝とも見ることができる。柱間数値のみからでは，上記の2種類の尺度の内，掘立柱建物跡2の「使用尺度」としていずれとも決定し難い。

そこで，遺構平面図の「高麗尺」方眼，「唐尺」方眼への適合状態を検討することとしたい。

前述のとおり，遺構平面図を方眼上にスライドさせる際の基準となるものは，柱痕を平面的に確認し得たP.9，P.12の2個の柱穴である。この2個の柱痕中心点を通るよう方眼の縦線（縦軸基準線）を合わせ，P.9の柱痕中心点を通るよう方眼の横線（横軸基準線）を合わせている。そして，挿図20(1)が上記の基準により「高麗尺」方眼上に遺構平面図をスライドさせたものである。この場合，縦軸基準線の右側5尺の縦線上にP.1，P.5，P.8の推定柱痕中心点が合い，P.7の柱痕中心点は縦軸基準線の左側5尺の縦線に接近してくる。また横線については，横軸基準線そ

してその上方5尺，10尺の横線にP.8，P.5，P.1の各推定柱痕中心点が合い，P.7の柱痕中心点も横軸基準線の上方5尺の横線にほぼ合ってくる。これらの柱痕中心点については「高麗尺」方眼の良く合ってくることが知られる。しかしながら，P.4の推定柱痕中心点は，縦軸・横軸基準線の左側10尺の縦線，上方10尺の横線とはそれぞれ8㎝，そして18㎝のずれが生じている。

次に，「唐尺」方眼上に遺構平面図をスライドさせたのが挿図20(2)である。この場合においても縦軸基準線の右側6尺の縦線にP.5の推定柱痕中心点が合い，P.1，P.8の各推定柱痕中心点もほぼこの縦線に合ってくる（2㎝～5㎝のずれ）。また，横線は，P.8の推定柱痕中心点が横軸基準線に合い，P.5，P.7の推定柱痕中心点は上方6尺の横線にほぼ合ってくる（2㎝～4㎝のずれ）。しかし，P.1の推定柱痕中心点は横軸基準線の上方12尺の横線とは11㎝のずれを生じている。また，P.4の推定柱痕中心点は縦軸・横軸基準線の左側12尺の縦線，上方12尺との横線とそれぞれ24㎝，20㎝ずれている。

以上の遺構平面図と「高麗尺」方眼・「唐尺」方眼の適合状態から以下のことが知られる。

- 「高麗尺」方眼と「唐尺」方眼の遺構平面図への適合状態を見た場合，相対的には「高麗尺」方眼の適合性がより多く認められる。特に，P.9，P.12から2間ないし3間離れた位置にあるP.1の推定柱痕中心点が方眼にうまく合ってくることは，掘立柱建物跡2の「使用尺度」に「高麗尺」の用いられていることを示していると考えられる。
- 掘立柱建物跡2は，各柱間「高麗尺」5尺等間隔の総柱の平面構造を成していたと復原できる。しかし，P.4の柱痕推定位置は全体的に見た場合，他の柱痕の位置とうまく合ってこない。
- 建物の梁行方位はN－25° 30′－Wと推定できる。

○掘立柱建物跡3

桁行3間梁行3間の総柱の建物で，柱間数値に175㎝近似値の用いられていることを推定した。この175㎝近似値は「高麗尺」5尺の175㎝と見られる。掘立柱建物跡3の「使用尺度」としては「高麗尺」が用いられるかに思える。そこで，まず遺構平面図と「高麗尺」方眼との適合状態を検討したい。

掘立柱建物跡3において柱痕を平面的に確認し得た柱穴はP.7，P.10の2個である。この2個の柱痕の位置が，遺構平面図を方眼上にスライドさせる際の基準となる。P.7の柱痕中心点を基準とし，他の推定柱痕中心点（P.1，P.2，P.4）へ合うように遺構平面図を方眼にスライドさせたのが挿図21(1)である。P.7の柱痕中心点を通る縦線を縦軸の基準線とし，横線を横軸の基準線とした場合，P.1の推定柱痕中心点は縦軸基準線に，そしてP.2，P.4の推定柱痕中心点は左側5尺の縦線に合い，横線については，P.4の推定柱痕中心点は横軸基準線の上方5尺の横線に，P.1，P.2の推定柱痕中心点は上方10尺の横線にそれぞれ合ってくる。また，P.10の柱痕の位置（川原石）は縦軸・横軸基準線の右側5尺の縦線・下方5尺の横線と合ってくる。以上の様子からは，各柱間「高麗尺」5尺等間隔あるものと見える。しかし，縦軸基準線の左側10尺の縦線は，P.3，P.13において柱穴掘り形の東壁下端に接近しすぎるきらいがある。また，P.5においても，柱穴掘り形の底面に敷いてある平瓦片の位置より右側へずれた位置を通る。各柱間「高麗尺」5

尺等間隔と見た場合，これら柱穴には必ずしも上手く合ってこない。梁行３間の内左端１間の柱間は5.5尺あるとも考えられる。

では，「唐尺」方眼と遺構平面図との適合状態はどうであろうか。「高麗尺」方眼の際の基準と同じにスライドさせたのが挿図21(2)である。この場合，P.1そしてP.2・P.4の各推定柱痕中心点は，縦軸基準線そして左側６尺の縦線にほぼ合ってくる。しかし，横軸基準線の上方６尺・12尺の横線とは，７cm，12cmのずれが出てくる。この他については，P10の柱痕位置（川原石）と右側６尺の縦線，下方６尺の横線とがほぼ合ってきており，左側12尺の縦線はP.3，P.5，P.9，P.13の各柱穴掘り形の中にむりなく合ってくる。「唐尺」が「使用尺度」として用いられていたと見れば，各柱間６尺等間隔をとっていたとも考えられる。

以上の操作の結果から以下のことが考えられる。

- 「高麗尺」方眼については，各推定柱痕中心点に方眼がうまく合ってくるが，各柱間５尺等間隔と見た場合，桁行３間の内西寄り１間の柱間を5.5尺と見なければ柱穴掘り形壁と柱とが交差してくる。一方，「唐尺」方眼については，各柱間６尺等間隔と見れば，縦線はほぼ推定柱痕中心点，西端梁行柱列中の各柱穴にも無理なく合ってくる。しかし横線はP.1，P.2，P.3の推定柱痕中心点とは合ってこない。現状ではいずれの尺度が「使用尺度」として用いられていたか決定し難い。
- 梁行の方位は，N－32°30′－Wの方向をとると復原できる。

○掘立柱建物跡４

東西１間，南北１間以上の規模を持つ建物と推定される。確認された柱穴が３個であり，その内柱痕位置を推定できたのがP.3のみであるため，柱間数値を求めることは困難である。ただ，前項において，北端の柱穴P.1，P.2が掘立柱建物跡２の柱穴P.12，P.13の南側に接するように穿たれていることから，P.1～P.2の柱間も掘立柱建物跡２P.12～P.13の柱間数値と同じであったと推定した。また南北柱列の柱間数値，すなわちP.1～P.3の柱間数値はP.1～P.2の柱間数値より長い間隔をとっていたと見た。

この推定が成り立てば，掘立柱建物跡４においても掘立柱建物跡２の「使用尺度」として用いられていた「高麗尺」が使われているとも考えられる。

そこで，遺構平面図を「高麗尺」方眼上にスライドさせその適合状態について検討したい。

まず掘立柱建物跡４と掘立柱建物跡２の南半部の入った遺構平面図を見れば，掘立柱建物跡２P.9，P.12，そして掘立柱建物跡４P.3の３個の柱穴がほぼ一直線上に並んでくることが指摘できる。掘立柱建物跡４においては，柱痕を推定し得たのがP.3のみであるため，このP.3の推定柱痕中心点を方眼の一横線に合せ，上記のP.3の柱痕中心点と掘立柱建物跡２P.9の柱痕中心点を通るように方眼の一縦線を合せたのが挿図22である。これらの方眼の横線，縦線を遺構平面図と方眼の適合状態を検討していく上での縦軸基準線，横軸基準線とすれば，P.1の掘り形東壁は縦軸基準線の右側１尺の縦線に合い，P.2の掘り形東壁，西壁が左側３尺と６尺の縦線にほぼ合ってくることが分る。このことは，挿図22の縦軸基準線の方向の確かなことを示している。また，横軸基準線の上方13尺の横線と掘立柱建物跡２P.9，P.8の各柱痕中心点と合ってき，上方８尺

の横線に掘立柱建物跡２ P.12の柱痕中心点の比較的接近することが指適できる（５㎝のずれ）。さらに縦軸基準線の右側５尺の縦線にP.８の柱痕中心点がほぼ合い，掘立柱建物跡２の南半部の各柱痕中心点をも含めた範囲において「高麗尺」方眼の合ってくることが知れる。掘立柱建物跡４には「使用尺度」として「高麗尺」の用いられていることが推定でき，さらに，平面の状態からは掘立柱建物跡２と密接な関連を持つと推定される。

この場合，掘立柱建物跡４のP.１～P.２の柱間数値は５尺（175㎝），P.１～P.３の柱間数値は６尺（210㎝と復原できる。

以上をまとめて見れば次のとおりとなる。

- 掘立柱建物跡４は各柱間の「便用尺度」に「高麗尺」が用いられ，東西柱間５尺，南北柱間６尺の間隔をとっていたと復原できる。

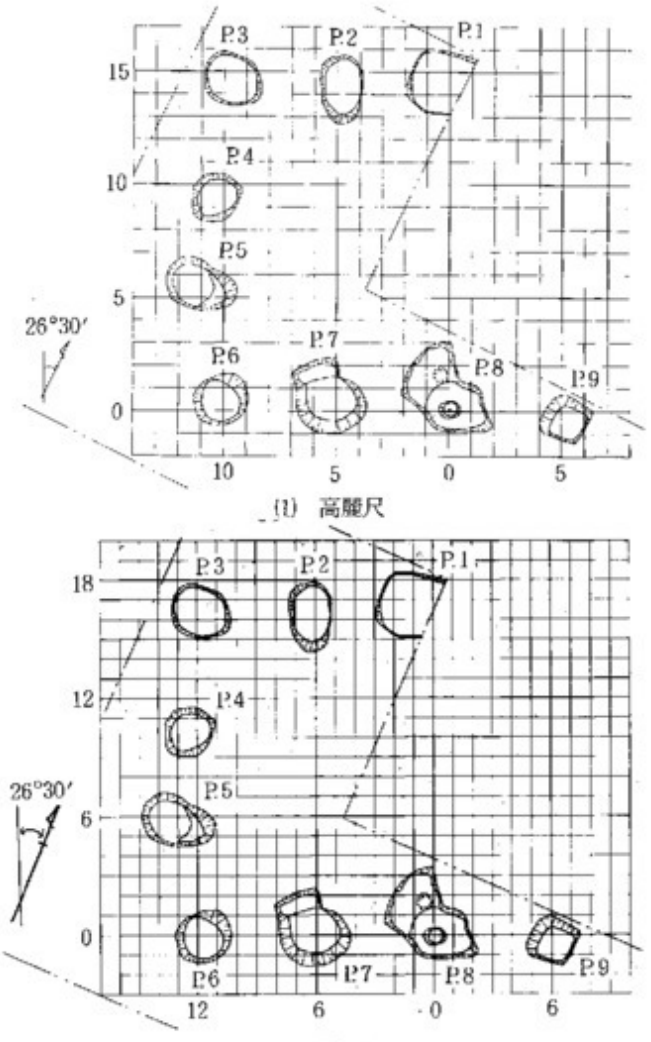

挿図23　掘立柱建物跡５と高麗尺(1)・唐尺(2)方眼の適合図

- 平面的には掘立柱建物跡２と密接な関連を持つ。すなわち，掘立柱建物跡２の梁行柱筋とほぼ等しく（N－26°－W），掘立柱建物跡２の南面の桁行中央の柱間に２尺の間隔をあけて北端の柱が立てられている。東西柱間１間ということからすれば，掘立柱建物跡４は，梁行３間桁行３間の総柱の掘立柱建物跡２の南面中央に取り付く「廂下」のような性格を持つ建物であったことも考えられる。
- 掘立柱建物跡２ P.12とP.１との切り合い関係から，掘立柱建物跡４が先行することが判明するが，平面的には密接な関連を持つと考えられ，掘立柱建物跡２と掘立柱建物跡４との間には時間的な隔たりはほとんど無いと考えられる。

○　掘立柱建物跡５

梁行３間，桁行３間以上の規模を持つと見られる。側柱の建物である。９個の柱穴を検出したが，柱痕の位置を確認できたのはＰ８のみである。そのため，各柱間数値は明らかでない。

そこで，「高麗尺」・「唐尺」方眼上に遺構平面図をスライドさせ，その適合状態を検討すること

としたい。なお遺構平面図を方眼に合せる基準はP.8の柱痕中心点であり，この柱痕中心点を方眼の一交点に合せ，他の柱穴と方眼とが上手く合ってくるように操作したのが挿図23(1)(2)である。

まず遺構平面図と「高麗尺」方眼との適合状態についてみれば（挿図23(1)），P.8の柱痕中心点を通る縦線（縦軸基準線）の右側5尺，左側5尺，10尺の縦線が各柱穴の掘り形内を通ることが知れる。また横線については，P.8の柱痕中心点を通る横線（横軸基準線）の上方5尺・10尺・15尺の各横線がそれぞれの柱穴掘り形内に入ってくる。各柱穴は方眼の5尺間隔の縦線・横線にほぼ合ってくるかに見える。しかし，P.4，P.5，P.9の各柱穴においては，上記の縦線・横線の交点（復原した柱の中心点）が，掘り形壁の下端に接近した位置に来る（掘り形壁下端との間隔は4㎝～7㎝）。

次に「唐尺」方眼との適合状態については（挿図23(2)），縦軸基準線の右側6尺そして左側6尺・12尺の縦線が各柱穴掘り形内を通り，桁行柱間6尺等間隔とも見られる。しかし，横線について見れば，横軸基準線の上方6尺・12尺・18尺の各横線は，P.1において掘り形壁と交差し，P.2，P.3，P.4では掘り形の外方へはずれた位置を通る。方眼の横線と各柱穴との適合状態からは梁行の各柱間に，桁行柱間の6尺の数値をとっているとは考えられない。

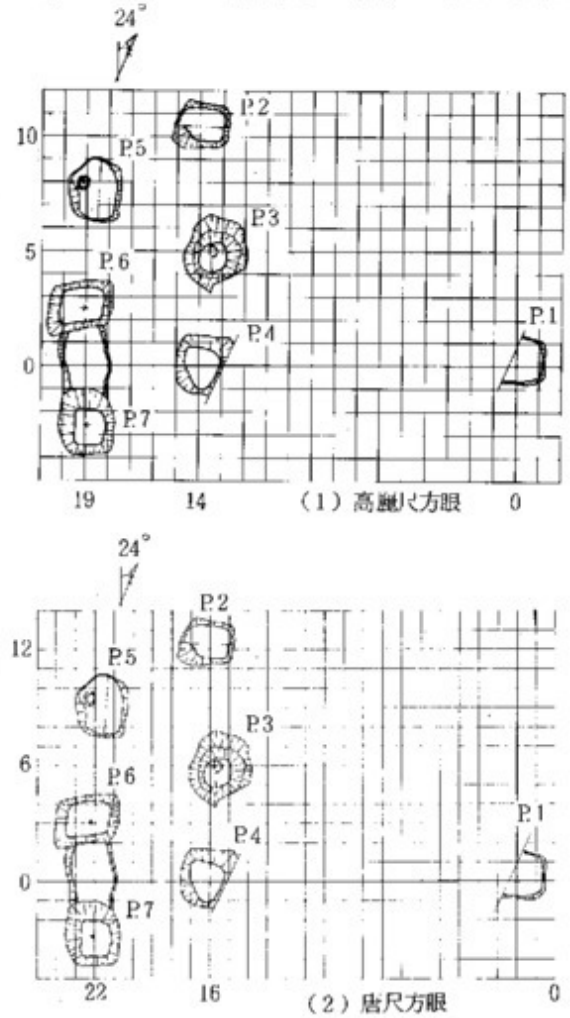

挿図24　掘立柱建物跡6と高麗尺(1)・唐尺(2)方眼との適合図

以上の結果から掘立柱建物跡5については以下のことが推定される。

- 柱間は「高麗尺」の場合は5尺，「唐尺」の場合は6尺とっていたと見られる。しかし，「唐尺」が使われていたと見た場合，梁行柱列の各柱間は6尺と見ることができない。それに反し，「高麗尺」の場合，桁行柱列，梁行柱列の各柱間とも5尺等間と復原できる。掘立柱建物跡2，3の各柱間が等間隔であったとすれば，掘立柱建物跡5の「使用尺度」としては「高麗尺」がより妥当なものとして考えられる。
- 梁行の方位はN－26°30′　Wの方向をとると推定し得る。

○　掘立柱建物跡6

桁行2間梁行2間の規模を持つ建物と推定される。7個の柱穴の内，P.1・P.3・P.5において柱痕の位置が平面的に確認でき，P.6・P.7では柱痕が断面で確認されている。

柱間の数値は前述のごとく「高麗尺」・「唐尺」いずれとも決め難い。そこで，平面で確認したP.1・P.3・P.5の柱痕中心点を基準にして，上の2種類の方眼上に遺構平面図をスライドしてみたい。

挿図24(1)が「高麗尺」方眼上にスライドさせたものである。P.1の柱痕中心点上に1交点を合せ，P.3の柱痕中心点上を，P.1の柱痕中心点を通る横線（横軸基準線）の上方5尺の横線が通るように合せた場合，他の柱痕中心点と良く適合する。すなわち，P.5・P.6・P.7の各柱痕中心点はP.1の柱痕中心点上を通る縦線（縦軸基準線）より左側19尺の縦線に合ってくる。しかし，P.3においては，縦軸基準線の左側14尺の縦線は掘り形西壁にかかり，13尺の縦線はP.4で東壁の外方を通る。P.1～P.3の柱間数値は，13尺と14尺の中間，13.5尺と考えざるを得ない。

横線については，P.5の柱痕中心点は横軸基準線の上方8尺の横線と合ってくるが，P.6・P.7では上方3尺・下方3尺の横線とはそれぞれ18cm，11cmのずれが生ずる。

挿図24(2)が「唐尺」方眼上にスライドさせたものである。「高麗尺」方眼の場合と同じ規準により合せてみれば，縦軸基準線の左側12尺の縦線はP.5～P.7の各柱痕中心点に接近した位置を通る（右へ4cmずれる）。また，P.3の柱痕中心点は，左側14尺の縦線の右側へ8cmずれた位置にくる。横線については，横軸基準線の上方3尺の横線そして下方3尺の横線にP.6，P.7の各柱痕中心点が合ってくる。しかし，P.4では上方9尺の横線とは15cmのずれが生ずる。このことはP.6～P.7で6尺の完数値が得られるのに比し，P.5～P.6では6.5尺の柱間数値が考えられる。

以上の方眼操作の結果から以下のことが考えられる。

- 遺構平面図と2種類の尺度の方眼操作の結果からは，「使用尺度」として「高麗尺」・「唐尺」のいずれかが妥当であるか明らかにし得ない。ただ，このような掘立柱建物の各柱間数値に完尺値の用いられる例の多いことからすれば，「唐尺」方眼の適合性がより多く認められる。しかし，この場合においてもP.5～P.6の柱間は6.5尺となり必ずしも完数にはならない。ちなみに「唐尺」の場合，P.1～P.4は16尺，P.4～P.6は6尺であり，P.2～P.3，P.3～P.4，P.6～P.7の各柱間は6尺等間隔，P.5～P.6は6.5尺と推定される。また，P.1～P.4の間はさらに2分される可能性もある。
- P.5・P.6・P.7の柱穴の位置は，P.1～P.4の桁行柱筋とはずれており，P.6はP.2～P.3の柱間の½の位置に，P.7はP.3の南側へ½柱間（3尺）ずれた位置にある。P.5もP.3の桁行柱筋の北側3.5尺ほどずれた位置にある。これらの柱穴列南北方位は身舎のそれと同じであるが，身舎の桁行柱筋とは½ほど南側へずれていたことになる。身舎の南側へ½柱間ずれた位置に南端のP.7がくることから身舎の南面に何らかの付属施設の付くことも考えられるが，少なくともP.1の南側にはその痕跡は無い。全掘し得ていないため，建物の平面形については明らかにし難い。
- 梁行の方位はN－24°－Wの方向と考えられる。

○　掘立柱建物跡7

梁行1間，桁行2間以上の規模を持つと推定される側柱の南北棟建物跡である。6個の柱穴の

内3個において柱痕の位置を確認し得ている。

柱間数値からは「使用尺度」として30cm，すなわち「唐尺」の使用が捕定された。すなわち，桁行総長（現状）は7尺（210cm）にとり，西側桁行柱間は3.5尺（110cm）等間隔に2分し，東側桁行柱間は4尺と3尺に分けられている。また，梁行柱間は6.5尺と復原できる。

桁行の方位は，N－1°－Wと考えられる。

（注1） 建造物を設計する際，何らかの数値が設計の基準数として用いられていることは容易に想像ができる。実際すでに，古墳，建物，そして竪穴住居等に何らかの基準尺度の使われていることが指摘されている。山王廃寺跡においても，石製根巻石，鴟尾，塔心礎にある尺度が用いられている。

（注2） 柱間の基準尺度を求める方法としては，基本的には平城宮の発掘調査で採用している方法と同じものである。『平城宮発掘調査報告書Ⅶ』（1976）奈良国立文化財研究所。

（注3） 例えば「高麗尺」1尺は35.6cm，「唐尺」1尺は29.7cmの数値が考えられているが，現状において，これらの掘立柱建物跡から「使用尺度」を小数点以下まで求めることは困難である。

（注4） 尾崎喜左雄博士により，群馬県所在の古墳から「高麗尺」1尺≒35cm，「唐尺」1尺≒30cmの数値が帰納されている。

（注5） 建物の上屋構造からすれば，柱は一直線上に並ぶ必要があり，桁行と梁行とが直交すると考えられる。すなわち，建物の平面形，各柱間数値等を検討する手段として，使用尺度を1単位とする方眼と遺構平面図との適合状態を見ることは必ずしも的をはずれたことではないと思われる。なお，平城宮においては建物の配置に10尺を1単位とする方眼の用いられていることが指摘されている。

石川正之助「総社二子山古墳の平面構造について」『考古学雑誌』第54巻第4号1969

『平城宮発掘調査報告書Ⅶ』(1976) 奈良国立文化財研究所

（注6） 『山王廃寺跡第4次発掘調査概報』1978.3 前橋市教育委員会

（注7） 第4次発掘調査時においては各柱間210cm等間隔と推定している。注6と同じ。

（注8） 庇の柱穴と推定される。 注6と同じ。

（注9） 地層断面からは，P21の掘り込み面はP10の掘り込み面の上20cmである。

（注10） 溝の内部は，庇の各柱穴内部を埋める焼土を若干含む暗褐色粘質土が埋め，その上をⅢ層が覆っている。

（注11） 注6と同じ。

（7）遺構の相互関係

本節で，各遺構の掘り込み面，重複関係，建物の柱筋，配置，柱間数値等から相対年代あるいは同時存在の可能性について若干整理をしておきたい。

①掘り込み面（確認面）

今回検出したすべての遺構は，全てⅣ層以降Ⅱ層以前の期間内に限定し得る。そしてさらにⅢ層を間にはさみ以下のごとく2分できる。

掘立1.2.3.4.5.6.，溝状跡3・4――（Ⅲ層）――→掘立7，井戸跡1・2

この内，掘立7，井戸跡1・2はその内部にⅡ層を主とする砂質土が直接埋めており，いずれもⅡ層堆積の時期に近い頃として理解できる。

②重複関係

各遺構の中には重複するものがあり，それによって前後関係の判明するものがある。

掘立1 ⟶ H7 ⟶ H10
　　⟶ H11・12
掘立4 ⟶ 掘立2 - - - › H14・16 ⟶ 井戸跡2
掘立3 ⟶ 掘立5 ⟶ H15・22
溝状跡3 ⟶ H11
溝状跡4 ⟶ 掘立7
掘立6 ⟶ H12
H21 - - - ⟶ H20

③掘立柱建物跡柱筋

7棟の掘立柱建物跡は前節で指摘したようにその柱筋によって大きく2種類に分類することが可能である。改めて各建物の柱筋（梁行方位）をあげれば以下のとおりである。

掘立1	N‥1°30′‥W	掘立2	N－25°30′－W
掘立7	N－1°－E	掘立3	N -32°30′－W
		掘立4	N－25°30′－W
		掘立5	N- 26°30′ -W
		掘立6	N－24°－W

ほぼ南北（磁北）方向に梁行方位をとる建物群（掘立1・7）と北北西方向に梁行方向をとる建物群（掘立2・3・4・5・6）である。ただし，前述のごとく掘立1と掘立7はその構築時期に違いがある。掘立1はすでに山王廃寺跡の中にあって塔心礎，礎石群Bとの関連が指摘されている(注1)。北北西方向に梁行方位をとるこれらの建物群は掘立1のグループとは別のものとして考える必要がある。この方位は第3次発掘調査の際検出したピット列の方位（N－25°－W）と同じである。

④柱間使用尺度

「高麗尺」使用	掘立1・2・4・5
「高麗尺」または「唐尺」使用	掘立3
「唐尺」使用	掘立6・7

⑤まとめ

以上の各様相をまとめ，各遺構の相対年代，あるいは同時性についてみれば以下のとおりとなる。

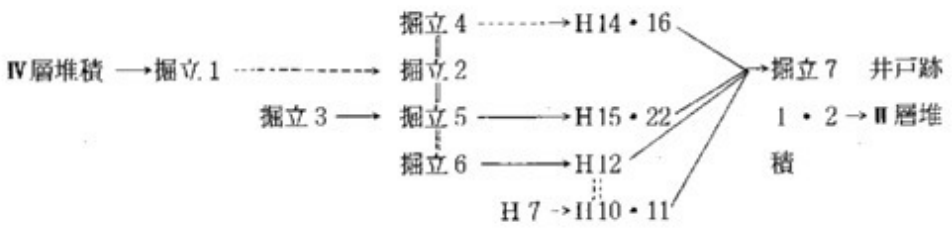

掘立1と掘立6は重複するが前後関係を明確にし得ていない。また，掘立2～6については，重複関係から掘立3が掘立5に先行する。掘立2と掘立4は前述のごとく同時性が考えられる。掘立2と掘立5は，建物の配置について，ほぼ同じ梁行方位をとること，両方の建物の南端の桁行柱列が一直線上に並んでくること，建物の間隔を約7m（「高麗尺」20尺）とっていること等，計画性の見られることから同時に存在していたことが考えられる。北北西に梁行方位をとる建物群の柱間の「使用尺度」としては，「高麗尺」・「唐尺」いずれも用いられてくる傾向がある。(注2)

昨年度，今年度の調査結果からは，掘立柱建物跡1と関連付けられる建物跡は，東西方向には接近して存在しないことが判明し，また北側については少なくとも8m以内には建物跡の存在しないことが明らかとなった。8軒の竪穴住居跡は掘立柱建物跡1～6の廃棄後に造られている。

（注1）「山王廃寺跡第4次発掘調査概報」1978. 3　前橋市教育委員会

（注2）両尺度の使用時期については，古墳時代にあっては高麗尺→唐尺の前後関係を指摘し得るが，奈良時代にあっては両尺度とも並存している可能性があり（例えば大尺，小尺），両尺度の違いのみから建物の前後関係をとらえるのは困難である。

3. 遺　物

本年度の発掘調査で出土した遺物は，プラスチック製パン箱約70箱分にのぼり，その大半を瓦が占めている。瓦のほかには，土師器・須恵器・灰釉陶器（1箱）・円筒埴輪（2箱）・金属製品（1箱）・石製品等がある。これらはその大半が，2次堆積土層中より出土しているが，中には掘立柱建物跡や竪穴住居跡等の遺構と直接関連付けられるものもある。現在，整理が完了していない段階であるので，以下，主なものについてのみ3項目に分けて記す。

(1) 瓦　類

出土瓦のほとんどが小破片であり，プライマリーな出土状態を示していない。また，種類は軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦等にわたり，一部には文字の記されたものも認められる。以下，これらのうち特色のあるものについてのみ示すことにする。

①軒丸瓦（挿図25　1～11，図版11－1～10）

№1（挿図25－1，図版11－1）

瓦当面の2分の1ほどが残存するが，周縁部を全く欠く。弁区径11.6 cmで，花弁端が円形に反転した素弁8葉蓮華文瓦である。花弁は，弁長3.6 cm，弁幅2.6 cmを測り，表面には笵を湿らせた痕跡と思われる小さな窪みが観察できる。裏面はヘラ調整がなされている。胎土中に少量の小礫を含み，青灰色に焼き上がっている。丸瓦との接合法については，内区外周部にヘラ削り痕が観察されることから，「嵌め込み法」に依ったと思われる。N 128 E 28Ⅲ層中出土。

№2（挿図25－2，図版11－2）

周縁の一部を残す。現存推定径16.2㎝で，周縁の外側にはヘラ調整痕を留め，裏面には丸瓦を接合した際のカキヤブリの痕跡が認められる。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 116 E 60Ⅲ－3層中出土。

№3（挿図25－3，図版11－3）

瓦当面の5分の1ほどが残存するが，表面の剥落に依り，間弁1と花弁の半分だけを留めている。現存推定径16.0㎝，弁区径10.6㎝。周縁の外側は，縦方向にヘラ調整を加え，次に周縁端を廻る横方向のヘラ調整を行なっている。また，裏面には丸瓦接合の際のカキヤブリの痕跡が認められる。花弁端円形反転型式の素弁8葉華文瓦と思われる。胎土は全体的に細粒であるが，瓦当面には更に細かいものを使用しており，層をなしているのが観察できる。色調は青灰色を呈している。N116・120 E20ベルト中より出土。

№4（挿図25－4，図版11－4）

瓦当面の5分3ほどが残存するが，周縁部を全く欠く。全体的に水磨が進み，蓮子も認められない。花弁は，弁区径11.6㎝，弁長3.4㎝，弁幅2.4㎝を測り，花弁端円形反転型式の素弁8葉蓮華文である。裏面にはヘラ調整痕がわずかに残る。胎土中に少量の小礫を含み，青灰色に焼き上がっている。N 120 E20区の12号住居跡覆土中より出土。

№5（挿図25－5，図版11－5）

周縁と花弁・間弁の一部を残す。現存推定径16.2㎝，弁区径11.8㎝で，周縁の外側にはヘラ調整痕を留めている。花弁は，花弁端円形反転型式の素弁8葉蓮華文と思われる。胎土は全体的に細粒であるが，粘土の縞が数条認められる。色調は表側が黄灰色を，裏側が青灰色を呈している。N116 E48Ⅲ層中出土。

№6（挿図25－6，図版11－6）

周縁と花弁・間弁それに丸瓦の一部を残す。現存推定径14.0㎝，弁区径9.2㎝である。周縁部および丸瓦のヘラ調整痕はナデに依って軽く消されている。表面には笵を湿らせた痕跡と思われる小さな窪みが明瞭に認められ，弁がゴツゴツとした感じになっている。花弁は，花弁端円形反転型式の素弁8葉蓮華文と思われる。胎土は細かく，表面は青灰色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。N 120 E20区の12号住居跡覆土中より出土。

№7（挿図25－7，図版11－7）

瓦当面の3分の1ほどが残存する。現存推定径18.0㎝，弁径13.0㎝で，周縁部外側にはヘラ調整痕を留める。花弁は，弁長4.2㎝，弁幅3.4㎝を測り，子弁の隆起もしっかりとした複弁7葉蓮華文である。裏面は，大部分が剥落しているが一部にナデの跡が残る。胎土中に少量の小礫を含み，表面は黄灰色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。N 120・124 E28ベルト中より出土。

№8（挿図25－8，図版11－8）

花弁の一部のみを残す。表面には笵を湿らせた痕跡と思われる小さな窪みが明瞭に認められ，花弁がゴツゴツとした感じを呈している。裏面にはヘラ調整痕を留める。花弁は，子葉の隆起もしっかりとしており，複弁7葉蓮華文と思われる。胎土は非常に細かく，表面は青灰色を，内部は赤褐色と青灰色が縞状を呈している。N 124 E28Ⅲ－3層中出土。

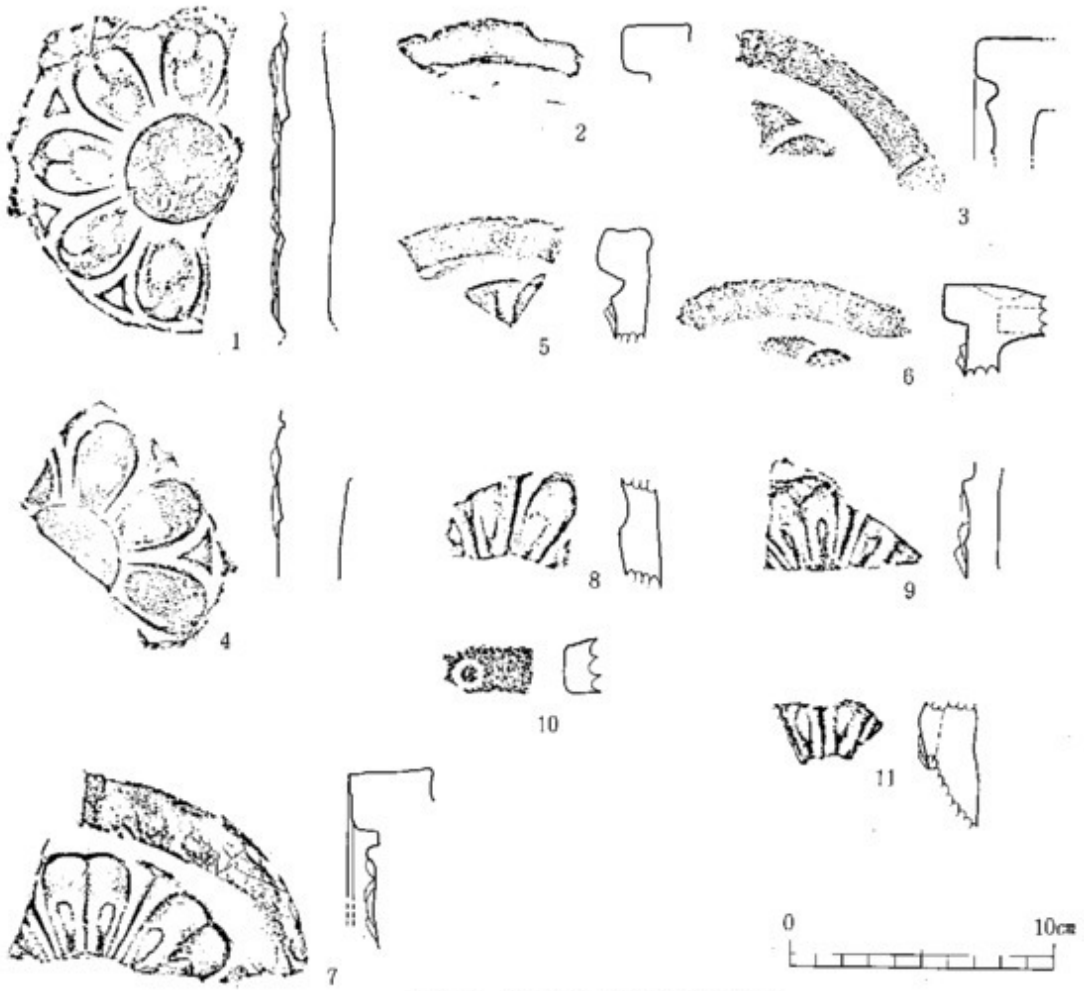

挿図25　軒丸瓦拓影および断面実測図

№9（挿図25－9，図版11－9）

花弁の一部のみが残存し，現存推定弁区径13.6㎝。裏面にはナデの跡が明瞭に残る。花弁は，弁長3.6㎝を測り，子葉がやや歪んでいるが複弁7葉蓮華文であると思われる。窯変のためか，表面は肌が荒れており，裏面は鈍い光沢を持っている。胎土は非常に細かく，表面は暗灰色に，内部は暗褐色に焼き上がっている。N 116 E32区より出土。

№10（挿図25－10）

周縁の一部のみを残す。現存推定径16.0㎝で，径1.1㎝，深さ0.2㎝の刺突文を有する。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 120 E20Ⅲ層中出土。（第4次調査の例から見て，複弁7葉蓮華文瓦の一部分と思われる。）

№11（挿図25－11，図版11－10）

花弁の一部のみを残す。花弁は複弁7葉蓮華文と思われるが，子葉がやや扁平になっている。表面には笵を湿らせた痕跡と思われる小さな窪みが，裏面にはヘラ調整痕が認められる。胎土は細かく表面は青灰色に，内部は灰白色に焼き上がっている。N 128 E28区の20号住居跡覆土中より出土。

②軒平瓦（挿図26－1～17，図版12－1～16）

№1（挿図26－1，図版12－1）

三重弧文の一部。断面半円形の3つの弧がほぼ均等な割合で造り付けられている。凸面の剥離部分に，平瓦のナデ調整の痕跡が見られ，凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出していることがわかる。凹面，凸面ともきれいにナデられており，全体的に整った作りである。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 116・120 E52Ⅲ層中出土。

№2（挿図26－2，図版12－2）

三重弧文の一部。弧の断面は扁円形で，凹面側の弧は異様に突出している。凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。凸面はきれいにナデられているが，凹面のヘラ調整は雑で，1㎝当り12×12本の布目が残っている。平瓦の胎土は細かいが，瓦当部の胎土中には少量の小礫を含む。色調は青灰色を呈する。N 116 E64Ⅲ層中出土。

№3（挿図26－3，図版12－3）

三重弧文の右端の一部。弧の断面は不揃いで，中央の弧の真中には若干の窪みが認められる。凹凸両面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。凸面はきれいにナデられているが，凹面のヘラ調整は雑で，1㎝当り12×12本の布目跡が観察できる。胎土は全体的に細かく，表面および平瓦部は青灰色に，瓦当の内部は暗褐色に焼き上がっている。N 116 E60区の15号住居跡覆土中より出土。

№4（挿図26－4，図版12－4）

三重弧文の一部。断面半円形の3つの弧がほぼ均等な割合で造り付けられている。凹面・凸面とも丁寧にナデられている。胎土は細かく，表面は青灰色に内部は暗褐色に焼き上がっている。N 116 E56Ⅲ～3層中出土。

№5（挿図26－5，図版12－5）

三重弧文の一部。平瓦の両面に粘土を付け加えて，断面半円形の3つの弧をきれいに造り付けている。凸面は丁寧にナデられているが，凹面の調整は雑で肌が荒れている。胎土は全体的に細かいものを用い，平瓦部は灰白色に瓦当部は青灰色に焼き上がっている。N 136 E52 I 層中出土。

№6（挿図26－6，図版12－6）

三重弧文の一部と思われる。平瓦の凹面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。弧の断面はややつぶれて台形に近くなっている。凹面は平瓦製作時のヘラ調整痕がくっきりと認められ，布目痕も若干ながら観察できる。凸面はきれいにナデられているが，下段の弧の左脇には布目痕が見られる。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 116 E20区より出土。

№7（挿図26－7，図版12－7）

何重弧文であるかは不明。平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。2本の弧の断面はきれいな半円形で整っている。凹面のナデは雑で，指の跡がベタベタとついている。凸面の剥離面には平瓦製作時のタタキ目痕らしきものが観察できる。胎土中には少量の小礫を含み，平瓦部は赤褐色に，瓦当部は灰白色に焼き上がっている。N 116 E20区より出土。

№8（挿図26－8，図版12－8）

三重弧文の左端の一部と思われる。弧の断面は比較的整った半円形をなしている。平瓦の両面から粘土を付け加えて瓦当の厚みを用している。凹面は先端から約9㎝の部分までヘラ調整がなされているが，その先には1㎝当り13×13本の布目痕が観察できる。左端は鋭い切り口となっている。胎土中には少量の小礫を含み，表面は黄褐色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。N 116 E40区より出土。

№9（挿図26－9，図版12－9）

重弧文の最上弧の一部。平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。弧の断面は扁円形で，太さも均一ではなく多少波打って付けられている。凸面の剥離面には簡単なヘラ調整痕が認められる。中顎があったとも考えられる。凹面には1㎝当り7×12本の布目痕がくっきりと残っている。胎土は細かく，表面は青灰色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。N 116 E44区より出土。

№10（挿図26－10，図版12－10）

重弧文の上部2本の弧の一部。弧の断面は扁円形で，平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出したと思われる。胎土は細かく灰白色に焼き上がっている。N 116 E44Ⅲ－3層中出土。

№11（挿図26－11，図版12－11）

三重弧文の左端の一部。浅顎形式で，弧はヘラ状工具で付けているために断面も不揃いである。凹面には1㎝当り5×7本の布目痕が，凸面には縄のタタキ目痕がはっきりと認められる。顎の下面には3本の沈線が平行して走っている。左端は鋭い切り口となっている。胎土は細かく灰白色に焼き上がっている。N 116 E48Ⅲ層中出土。

№12（挿図26－12，図版12－12）

重弧文の右端の一部。弧は断面三角形状で雑な作りである。凸面には指おさえの跡がベタベタと付いている。凹面および右端には1㎝当り9×12本の布目痕がくっきりと認められる。縁部は軽いヘラ調整がなされている。胎土は細かく，表面は灰白色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。N 144 E52区の19号住居跡より出土。

№13（挿図26－13，図版12－14）

三重弧文の一部。平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。弧の断面は不揃いで，中央の弧は一段高く突出している。凸面は横方向のヘラ調整が雑に施されており，凹面は縦方向のヘラ調整で布目痕を消して，縁部を横一回調整している。胎土中には少量の小礫を含み，表面は灰白色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。N 116 E64Ⅲ層中出土。

№14（挿図26－14，図版12－14）

素文段顎形式の左端の一部。平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。凸面は平瓦部・顎部ともきれいにナデられている。凹面は左端がヘラ調整され，その内側には布目痕がつぶれて残っている。窯変のためか全体的に鈍い光沢を持っている。左端や顎部の加工は非常にシャープで整っている。胎土は非常に細かく，表面は青灰色に，内部は暗褐色に焼き上がっている。N116・120区のベルト中より出土。

№15（挿図26－15，図版12－15）

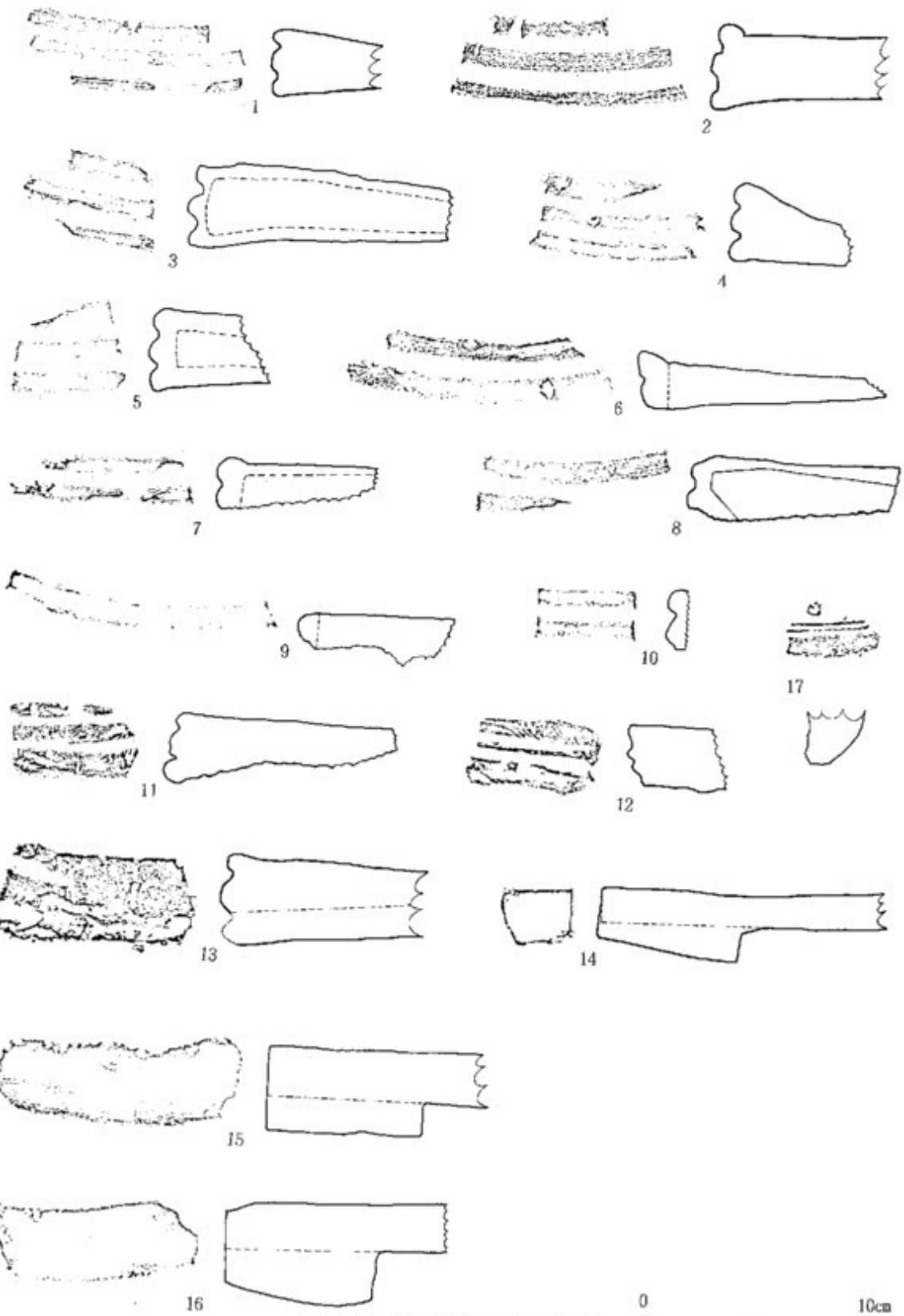

挿図26　軒平瓦拓影および断面実測図

素文段顎形式の左端の一部。平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。凸面は平瓦部・顎部ともきれいにナデられている。凹面は縦方向のヘラ調整で布目痕を消している。瓦当面および左端部の加工はシャープで整っている。胎土は細かく青灰色に焼き上がっている。N 116 E 60区の15号住居跡覆土中より出土。

№16（挿図26－16，図版12－16）

素文段顎型式の左端の一部。平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。凸面は平瓦部・顎部ともきれいに横ナデが施されている。凹面のヘラ調整は雑で，1㎝当り8×10本の布目痕が消えきらないで残っている。加工は全体的にシャープである。胎土は細かく，表面は青灰色に，内部は灰白色に焼き上がっている。N 116 E 32 Ⅲ－3層中出土。

№17（挿図26－17，図版12－13）

唐草文の残片。凸面側の一部のみであるが，浅顎型式のものと思われる。均正であるか扁行であるかは不明。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 116 E 32 Ⅲ－3層中出土。

№18

段顎型式の残片。瓦当文様は剥落しているため不明。平瓦の凸面に粘土を付け加えて瓦当の厚みを出している。凸面は平瓦部・顎部ともきれいに横ナデが施されている。凹面には模骨痕と，1㎝当り10×12本の布目痕がくっきりと残っている。窯変のため全体に光沢を持っている。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 116 E 64 Ⅲ層中出土。

③文字・刻印瓦（挿図27－1～5，図版11－11～15）

№1（挿図27－1，図版11－11）

平瓦の凸面に「＋」印がヘラ書きされている。粘土の動きから，横画→縦画の順に刻されていることがわかる。凸面は斜め方向にヘラ調整が施されており，凹面には1㎝当り6×7本の布目痕がある。胎土は細かく，全体的に赤褐色に焼き上がっている。N 116 E 28 Ⅲ層中出土。

№2（挿図27－2，図版11－12）

平瓦の凸面に「＋」印がヘラ書きされている。粘土の動きから，横画→縦画の順に刻されており，瓦の上部に当ると思われる。凹面には1㎝当り7×7本の布目痕がある。端部は鋭い加工で切られている。胎土は細かいが，粘土中には数条の縞が認められる。色調は表面が赤褐色を，内部が灰白色を呈している。N 128 E 28 Ⅲ層中出土。

№3（挿図27－3，図版11－13）

平瓦の凸面に「キ」印がヘラ書きされている。粘土の動きから，下の横画→縦画→上の横画の順に刻されている。或いは瓦の上部に当るかとも思われる。凸面はきれいにヘラ調整が施されており，凹面には1㎝当り7×6本の布目痕がある。端部はゴツゴツとした感じがある。胎土中には少量の小礫を含み，表面は灰白色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。N 136 E 52区の18号住居跡より出土。

№№4（挿図27－4，図版11－14）

平瓦の凸面に文字らしきものが陽刻されているが解釈できない。凹面には1㎝当り7×7本の布目痕がある。胎土中には少量の小礫を含み，表面は灰白色に，内部は赤褐色に焼き上がっている。

N 116 E64 Ⅲ層中。

№5（挿図27－5，図版11－15）

平瓦の凸面に車輪状の刻印が3個押されている。凹面には1㎝当り6×7本の布目痕がある。凸面はヘラ調整が施されているために真中の1個は消えかけている。胎土は細かく，赤褐色に焼き上がっている。N 116 E28 Ⅲ層中出土。

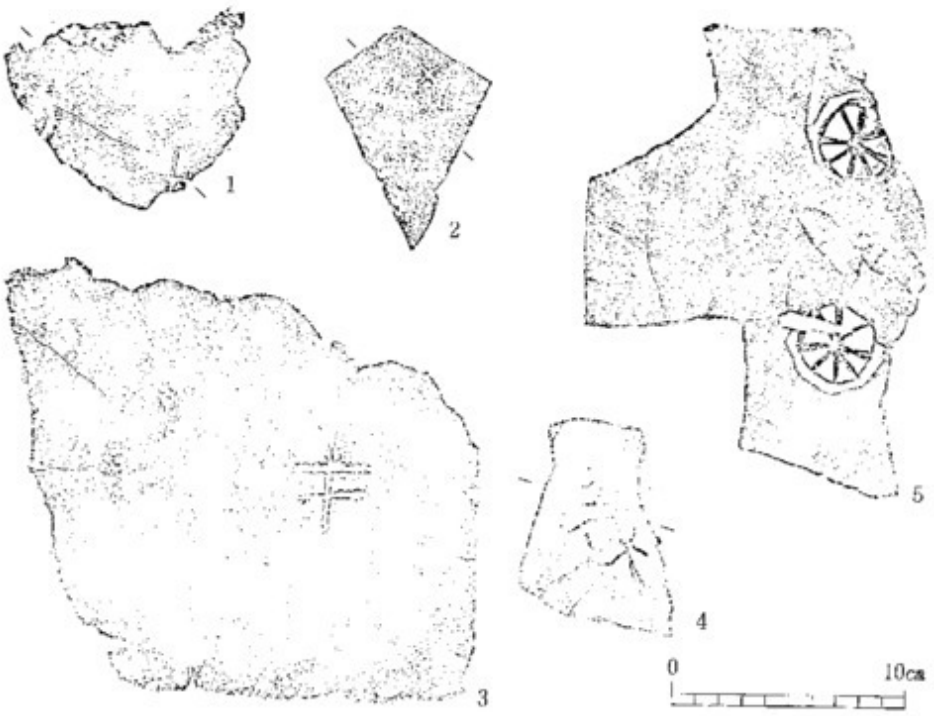

挿図27　文字・刻印瓦拓影

④丸瓦（図版12－17～20）

№1

玉縁付丸瓦の左側の残片。凸面部はきれいにナデられており，玉縁部径9.8㎝，高さ1.4㎝を測る。凹面には1㎝当り8×7本の布目痕があり，玉縁部から丸瓦部まで連続している。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 112 E44 Ⅲ層中出土。

№2

玉縁付丸瓦の左側の残片。凸面玉縁部径7.5㎝，高さ1.2㎝を測る。凹面には1㎝当り8×8本の布目痕があり，玉縁部から丸瓦部まで連続している。胎土は細かく，灰白色に焼き上がっている。N 116 E32 Ⅲ層下部出土。

№3（図版12－18）

玉縁付丸瓦の右側の残片。凸面玉縁部径6.8㎝，高さ1.7㎝，長さ7.9㎝を測る。凹面には1㎝当り6×6本の布目痕があり，玉縁部から丸瓦部まで連続している。胎土は細かく，青灰色に焼き

上がっており，窯変のためか全体に鈍い光沢がある。表面採集。

No 4　（図版12－17）

玉縁付丸瓦の右側の残片。凸面玉縁部径 6.6 cm，高さ 1.6 cm，長さ 7.1 cmを測る。凹面には 1 cm当り10×9本の布目痕があり，玉縁部から丸瓦部まで連続している。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 116 E 28 Ⅲ層中出土。

No 5（図版12－19）

玉縁付丸瓦の左側の残片。凸面玉縁部径 6.4 cm，高さ 1.6 cm，長さ 7.9 cmを測る。凹面には 1 cm当り 9 ×10本の布目痕があり下縁部から丸瓦部まで連続しており，簡単な木端調整が施されている。左端面の観察では，玉縁部の粘土は 1.2 ～ 1.5 cmの厚さで先端方向に伸びており，シャープなヘラ調整が加えられている。上部に乗った粘土は割り取られたままの肌が残っていて，ゴツゴツとした感じを呈している。胎土は細かく，青灰色に焼き上がっている。N 128 E 52 Ⅲ層中出土。

No 6（図版12－20）

丸瓦の狭端側の残片。凸面部はきれいにヘラ調整が施されている。凹面には 1 cm当り 8 × 8 本の布目痕がある。端部には鋭いヘラ調整が加えられ整っている。胎土は細かく，表面は暗灰色に，内部は暗褐色に焼き上がっている。N 116 E 28 Ⅲ層中出土。

（2）土器・陶器類

今回の調査で出土した土器・陶器類は難しい量にのぼるが，以下，①明らかに竪穴住居跡内より出土したもの，②グリッド遺物として取り上げられたものの内で坏類を中心として器形のはっきりするもの，③施釉陶器・その他，の 3 項目に分けて記す。

①竪穴住居跡

前述の如く今回の調査で14軒の竪穴住居跡を検出した。その内 7 軒は掘立柱建物跡と重複しており，11・12号住居跡は掘立 1 の廃棄後に，15号住居跡は掘立 3 ・ 5 の廃棄後にそれぞれ構築されたものである。また，各住居跡どうしの重複も14号→16号，21号→20号であることが地層断面によって判明している。以下，各住居跡出土の土器の観察結果を掲げる。

○12号住居跡

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図 28－1 図版 13－1	須恵器・坏	器高 4.1 口径 14.0 底径 7.0	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切り後周辺部ヘラ削り。内面中央がやや突出している。	小石粒，雲母粒含有。	色調は青灰色で，口縁部は灰白色。50%
挿図 28－2 図版 13－2	須恵器・坏	器高 3.5 口径 12.2 底径 7.0	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。内面の一部に自然釉がかかっている。丁寧な造りで焼成も良い。	砂粒・細かな黒色粒子含有。	色調は青灰色。50%
挿図 28－3	須恵器・埦	器高 4.9 口径 14.9 底径 7.1	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり高台を貼り付けている。内面は丁寧に調整されている。	砂粒含有。	色調は淡灰白。内面は灰白色。40%
挿図 28－4	須恵器・埦	器高 6.1 口径 15.4	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり	緻密。	色調は青灰白

		底径 8.8	高台を貼り付けている。		80%
挿図28－5	須恵器・埦	口径13.8	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。内面に重ね焼きの痕が残る。	砂粒含有。	色調は淡灰色。20%。
挿図28－6 図版13－3	須恵器・皿	器高 2.8 口径14.0 底径 6.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。器面には水挽時の稜線が凹凸として明瞭に残る。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。70%
挿図28－7	須恵器・埦	口径14.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。	砂粒含有。	色調は青灰色。20%
挿図28－8	土師器・甕	口径19.3	口縁部横ナデ→，胴部はヘラ削りを行なっている。比較的丁寧な造りである。	砂粒含有。	色調は茶褐色。10%
挿図28－9 図版13－4	須恵器・瓶	底径 7.1	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり高台を貼り付けている。外面は丁寧に仕上げられている。	緻密。細かな黒色粒子含有。	色調は青灰色。外面の一部に自然釉。60%
挿図28－10	灰釉陶器	底径 8.1	右回転のロクロ成形で，高台部を貼り付けている。器面全体に灰釉を施す。	緻密。	色調は淡緑灰色。
挿図28－11	灰釉陶器	底径10.2	右回転のロクロ成形で，高台部は　り出しているものと思われる。器面全体に灰釉を施す。	緻密。	色調は淡緑灰色。底部20%
挿図28－12 図版13－5	緑釉陶器	底径 5.6	全体的に丁寧な造りである。内面はヘラナデを行なっている。	砂粒含有。	色調は若干灰色がかった緑色。
挿図28－13	須恵器・壷	口径23.8	右回転のロクロ成形で，比較的丁寧に仕上げられている。	砂粒含有。	色調は青灰色。口縁部20%。

○13号住居跡

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図28－14 図版13－6	須恵器・坏	器高 4.3 口径12.0 底径 5.4	口縁部横ナデ→。体部下半および底部はヘラ削り↖を行なっている。全体的に雑な作りで，歪んでいる。焼きが甘い。	砂粒含有。	色調は黒灰色。90%。
挿図28－15 図版13－7	須恵器・坏	器高 3.5 口径12.0 底径 5.4	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。小石のために器肌が荒れている。	小石粒含有。	色調は淡灰色。40%。
挿図28－16 図版13－8	須恵器・埦	器高 5.1 口径13.9 底径 5.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。口縁部はやや黒灰色を呈する。	小石粒含有。	色調は淡灰色。50%。
挿図28－17	須恵器・坏	底径 7.0	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。	砂粒含有。	色調は青灰色。90%。
挿図28－18	灰釉陶器（?）	底径 8.4	右回転のロクロ成形で，底部は回転ヘラ切りとなり，高台を貼り付けている。	緻密。	外面下部に釉薬無し。50%。

○14号住居跡

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図28－19 図版13－9	土師器・坏	器高 3.3 口径 12.1 底径 10.1	口縁部および体部は横ナデ→底底部は不定方向のヘラ削りを行なっている。	砂粒含有。	色調は赤褐色。完形。
挿図28－20 図版13－10	須恵器・坏	器高 3.7 口径 12.7 底径 5.5	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。全体的に丁寧な作りである。	雲母粒含有。	色調は淡灰色。下部は黒灰色。完形。
挿図28－21 図版13－11	須恵器・椀	器高 4.8 口径 12.6 底径 7.5	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。器面には水挽時の稜線が凹凸として残る。	砂粒・雲母粒含有。	色調は淡灰色。下部は黒灰色。完形。
挿図28－22 図版13－12	須恵器・椀	器高 5.2 口径 13.5 底径 7.0	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。表面にタールが付着している。	秒粒・小石粒含有。	色調は黒灰色。90%。
挿図28－23 図版13－13	須恵器・椀	器高 4.8 口径 13.9 底径 9.7	右回転のロクロ成形で，底部は回転ヘラ切りとなり，高台を貼り付けている。	砂粒・小石粒含有。	色調は灰白色。95%。

○16号住居跡

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図28－24 図版13－14	土師器・坏	器高 3.3 口径 12.6 底径 10.6	口縁部横ナデ→。底部は不定方向のヘラ削り。内面底部は指頭によるナデ付けを行なっている。	砂粒・雲母粒含有。	色調は淡褐色。完形。
挿図28－25	須恵器・椀	器高 7.9 口径 15.8 底径 8.8	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。体部外面の一部が銀色を呈している。		色調は淡灰色。内部は灰白色。40%

○18号住居跡

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図28 26 図版13－15	土師器・坏	器高 3.7 口径 11.9 底径 11.3	口縁部横ナデ→。底部は不定方向のヘラ削りを行なっている。	砂粒含有。	色調は暗茶褐色。25%。
挿図28－27 挿図30－7	土師器・坏	器高 3.3 口径 7.7 底径 10.4	口縁部横ナデ→，底部は不定方向のヘラ削りを行なっている。口唇部にススが付着している。	砂粒含有。	色調は褐色。完形。
挿図28－28 図版13－16	土師器・椀	口径 13.7	口縁部横ナデ→，体部ヘラ削り。粘土を巻き上げた痕が明瞭に残っている。	砂粒・小石粒含有。	色調な暗褐色。90%。
挿図28－29	土師器・甕	口径20.3	口縁部横ナデ→を行なっている。挿図29－30と同一個体である。	砂粒含有。	色調は茶褐色。
挿図28－30	土師器・甕	底径 4.4	外面は縦位のヘラ削り，内面には1.3cm程の板状工具の痕が残る。	砂粒含有。	内面は茶褐色。外面は黒褐色。

○20号住居跡

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図28－31 図版13－18	須恵器・坏	器高 4.0 口径 11.2 底径 7.4	右回転のロクロ成形で，底部は回転ヘラ切り未調整。	砂粒・小石粒・細かな黒色粒子含有。	色調は青灰色。90%。
挿図28－32	須恵器・埦	口径 16.0	右回転のロクロ成形であるが，ロクロ痕はかなり丁寧に消している。	緻密。	色調は淡灰色。40%。
挿図28－33 図版13－17	須恵器・蓋	器高 4.6 口径 17.6	右回転のロクロ成形で，天井部は回転ヘラ消りの痕を明瞭に残し，つまみを貼り付けている。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。90%
挿図28－34	土師器・甕	口径 19.6	口縁部横ナデ，胴部ヘラ消り。	砂粒含有。	色調は茶褐色。
挿図28－35	須恵器・蓋	口径 19.4	右回転のロクロ成形で，天井部には糸切り痕が若干残る。焼きが甘い。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。20%

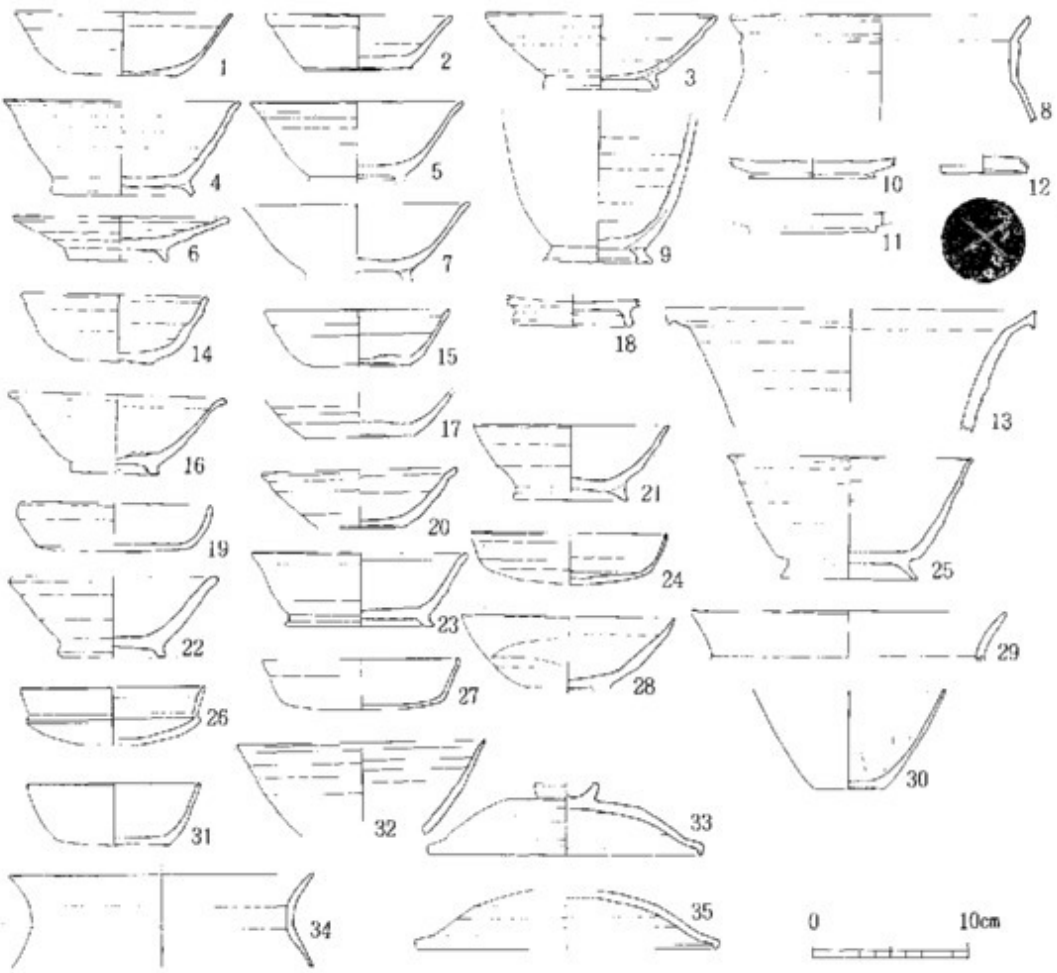

挿図28　竪穴住居跡出土土器実測図

②グリッド内出土土器

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図29－17 図版14－1	須恵器・坏	器高 3.5 口径 14.0 底径 7.0	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。	砂粒含有。	色調は淡灰色。70%。N 120 E 20。
挿図29－1 図版14－2	須恵器・坏	器高 3.5 口径 12.6 底径 5.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。比較的丁寧な造りである。	砂粒含有。	色調は淡灰色。60%。N 116・120 E 28Ⅲ層下部。
挿図29－15 図版14－3	須恵器・坏	器高 3.8 口径 12.2 底径 6.8	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。焼成も良好で丁寧な造りである。内面に自然釉がかかる。	砂粒・細かな黒色粒子含有。	色調は青灰色。90%。N 116 E 48。
挿図29－2 図版14－4	須恵器・坏	器高 3.8 口径 14.0 底径 10.2	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。丁寧な造りである。	緻密。	色調は外面が淡灰色で内面は灰白色。50%。N 124 E 28Ⅲ層下部。
挿図29－3 図版14－5	須恵器・坏	器高 3.6 口径 12.8 底部 7.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。底部に細かなヘラの刺突が残っている。	緻密。	色調は外面が淡灰色で内面は灰白色。50%。N 116 E 36Ⅲ層下部。
挿図29－4 図版14－6	須恵器・坏	器高 4.4 口径 13.2 底径 6.0	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。底部周辺には細かなヘラの刺突が残っている。	砂粒含有。	色調は淡灰色。内側にススが付着。完形。N 116 E 40。
挿図29－5 図版14－7	須恵器・坏	器高 2.8 口径 12.6 底部 6.8	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りであるが二回分の跡が残る。比較的丁寧な造りである。	砂粒・小石粒・細かな黒色粒子含有。	色調は青灰色。完形。N 120 E 28Ⅲ層中。
挿図29－6 図版14－8	須恵器・坏	器高 3.6 口径 12.6 底径 6.4	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。内面底部が非常にゴツゴツとしている。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色で，口縁部にススが付着。60%。N 120 E 52Ⅲ層。
挿図29－14 図版14－9	須恵器・坏	器高 3.2 口径 12.0 底径 6.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。比較的丁寧な造りである。	砂粒・細かな黒色粒子含有。	色調は淡灰色。50%。N 116 E 36。
挿図29－7 図版14－10	須恵器・坏	器高 4.0 口径 12.5 底径 6.0	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。底部周辺には細かなヘラの刺突が残っている。焼きが甘く器肌が荒れている。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。60%。N 116・120 E 20Ⅲ層下部。
挿図29－16 図版14－11	土師器・坏	器高 3.8 口径 12.8 底径 6.4	口縁部横ナデ→。底部および体部下半はヘラ削り←。外面が非常にゴツゴツとしている。	砂粒含有。	色調は淡褐色。50%。N 116 E 40。

土器番号	器種	法量	技法等	胎土	備考
挿図29－8 図版14－12	須恵器・坏	器高 4.8 口径 12.7 底径 5.8	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。焼きが甘い。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。90%。N 116 E32Ⅲ層中。
挿図29－18 図版14－13	須恵器・坏	器高 4.6 口径 12.6 底径 6.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。造りが若干雑である。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。50%。N 116 E 耕作土中。
挿図29－19 図版14－14	須恵器・坏	器高 4.9 口径 14.0 底径 6.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，潰れたような高台を貼り付けている。焼きが甘く器肌が荒れている。	砂粒・小石粒含有。	色調は灰白色。60%。N 116 E52。
挿図29－9 図版14－15	須恵器・坏	器高 5.0 口径 13.0 底径 6.6	口縁部横ナデ→。体部ヘラ削り↖。内面はナデ調整。雑な造りの高台を貼り付ける。内外面ともにススが付着。	砂粒含有。	色調は暗褐色。60%。N 116 E32Ⅲ－3層中。
挿図29－20 図版14－16	須恵器・皿	器高 3.4 口径 14.6 底径 6.8	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，高台を貼り付けている。丁寧な造りである。	砂粒・小石粒含有。	色調は青灰色。60%。N 116 E56Ⅲ－3層中。
挿図29－10 図版14－17	須恵器・皿	器高 2.8 口径 14.2 底径 6.6	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり，雑な造りの高台を貼り付けている。	砂粒・小石粒含有。	色調は青灰色。内面底部は灰白色。50%。N 116 E40。
挿図29－11 図版14－18	須恵器・蓋	器高 2.4 口径 15.4	右回転のロクロ成形で，天井部には回転ヘラ削りの後つまみを貼り付けている。非常に丁寧な造りである。	砂粒・細かな黒色粒子含有。	色調は青灰色。40%。N 128 E52Ⅲ層中。
挿図29－12 図版14－19	須恵器・蓋	器高 4.2 口径 17.2	右回転のロクロ成形で，天井部には回転ヘラ削りの後つまみを貼り付けている。天井部上半にはヘラ削り痕が明瞭に残る。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。80%
挿図29－13 図版14－20	須恵器・蓋	器高 3.8 口径 17.6	右回転のロクロ成形で，天井部には回転ヘラ削りの痕が不明瞭ながら残り，つまみを貼り付けている。	砂粒・小石粒含有。	色調は淡灰色。30%。N 116 E20Ⅲ層中。
挿図29－27 挿図30－6	上師器・坏	器高 4.5 口径 12.0 底径 10.6	口縁部横ナデ→，底部ヘラ削り。多少ゆがんでいるが，丁寧な作りである。	砂粒含有。	色調は淡褐色。90%。N 128 E52Ⅲ層中。
挿図29－22 図版13－20	須恵器・坏	器高 3.6 口径 13.0 底径 6.4	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。雑な造りである。	緻密。	色調は淡灰色。80%。N 116 E36。
挿図29－21 図版13－19	須恵器・坏	器高 3.0 口径 12.2 底径 6.4	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。比較的丁寧に仕上げてある。	砂粒・小石粒。細かな黒色粒含有。	色調は青灰色。完形。N 116 E36
挿図29－23 図版13－21	須恵器・坏	器高 3.5 口径 13.0 底径 6.2	右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなっている。外面および底部に自然釉がみられる。	細かな黒色粒子含有。	色調は淡灰色。90%。N 116 E36

※　最後の3点はグリッド遺物として取り上げられていたものであるが，諸記録から24号住居跡出土とすることが可能である。

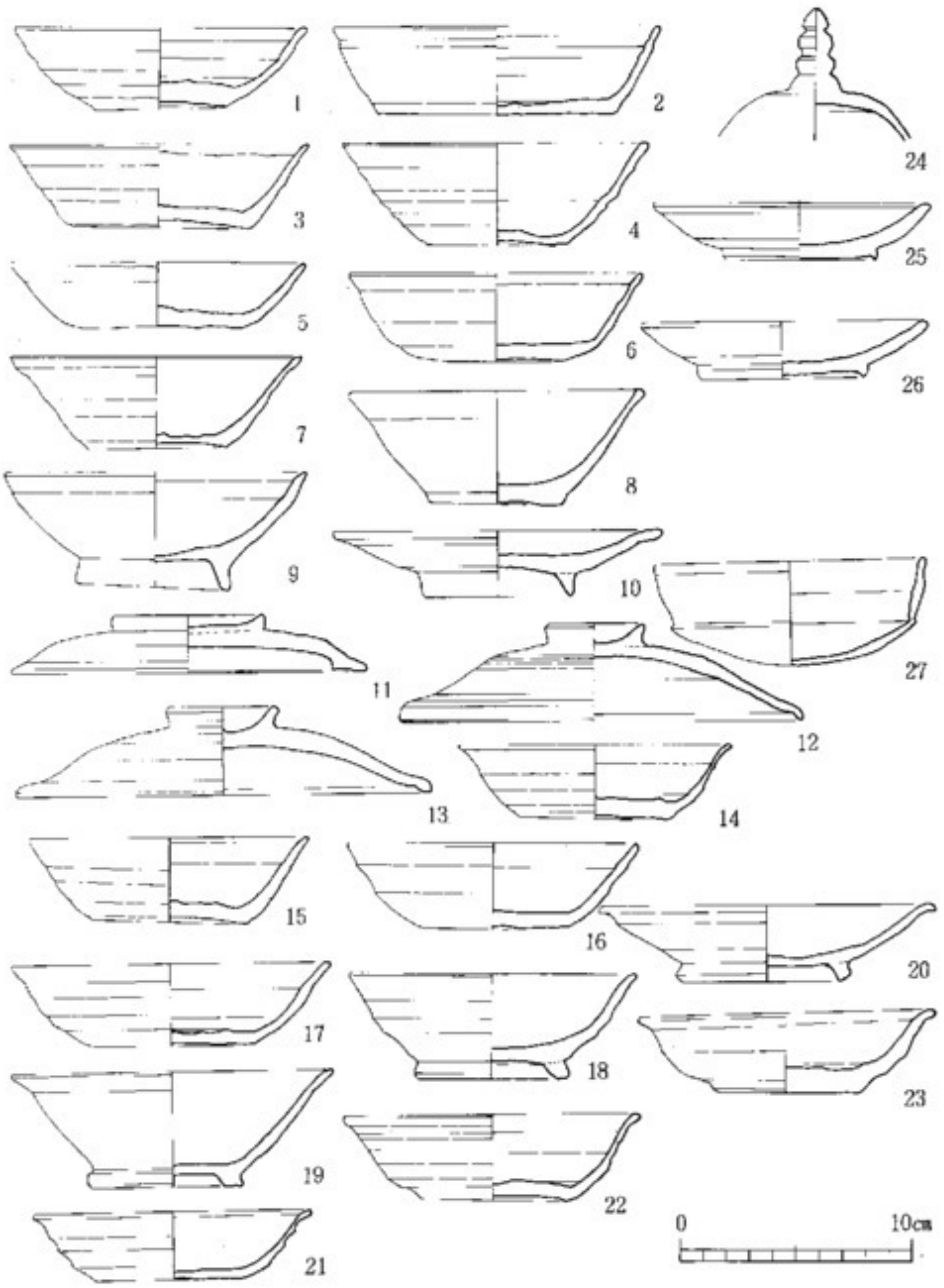

挿図29　グリッド内出土土器実測図

③施釉陶器・その他

○三彩片（挿図30－１）

３×３㎝程の破片であり，瓶類の頸部と思われ，把手の欠損した部分が残っている。胎土は白色で緻密である。釉法は流釉法に依ったと思われ，凸面では緑・茶・白，凹面では緑・白の順に配色

され，全体として多少緑っぽく感じられる。釉色中には細かな貫入↗が入っている。出土地点は，N 120 E52所在の掘立Ⅲ P.14の覆土中である。

○緑釉片（挿図30－２）

薄い萌葱色をした緑釉片が７点出土している。底径4.8㎝程の短頸壺の破片と思われる。胎土は白色で緻密である。釉色は内面にもかかっているが，水磨のために全体的に褪せている。出土地点は，N 128 E52Ⅲ層下部，N 116 E44・48ベルト中，12号住居跡である。

○灰釉陶器・皿（挿図30－３・４，挿図31－25・26）

３・４ともに右回転のロクロ成形で，底部は回転糸切りとなり高台を貼り付けている。胎土は白色で非常に緻密である。釉調は光沢のある白色不透明である。３は底部裏面にヒビが入っている。４の内面底部には重ね焼きの痕が残っている。出土地点は両方ともN 112 E44Ⅲ層中である。

○須恵器・蓋（挿図30－５，挿図31－24）

右回転のロクロ成形で，胎土中に砂粒を含むが丁寧な造りである。色調は青灰色で，器肌には細かな黒色粒子が多く目立つ。N 116 E56・60ベルト中出土。

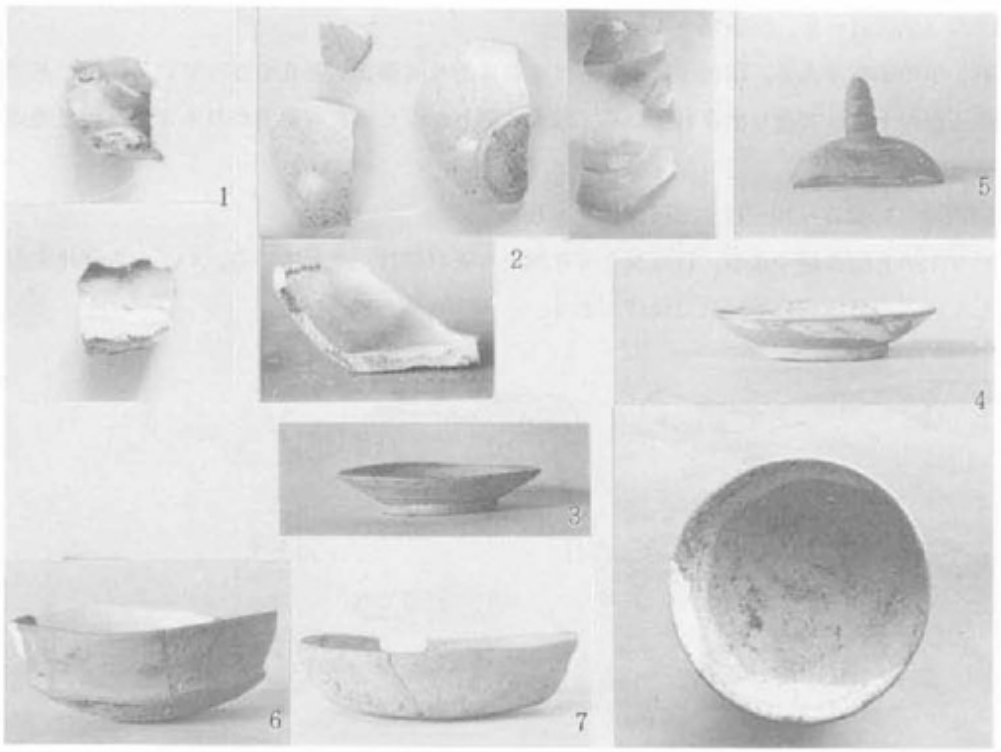

挿図30　施釉陶器・その他

（３）金属・石製品，その他

出土遺物は，直接遺構に伴っておらず，すべてグリッド内で遊離した状態で発見されたものである。これら金属・石製品の内で，寺院に関係すると思われる遺物としては，鉄釘14点・鏡２点・銅鏡片２点等をあげることができる。

①鉄釘（挿図31－1～3，図版15－1）

横断面が方形を呈する，いわゆる和釘の残片が14点出土している。いずれも錆化が著しく，全形の詳細な点については不明な点が多い。1は比較的大型で，現存長14.2㎝を計る。頭部の造りは不明で，ねじれている。2・3は小型のもので，頭部を横にたたき曲げて鍵状にしたものと，幾分か肥厚させたものとである。出土地点は，1＝N 128 E52 Ⅲ層中・2＝N 116 E40・3＝N 116 E20 耕作土中である。

②鏡（挿図31－4，図版15－2）

断面は方形で，内側が若干幅広で両端を「コの字」状に折り曲げている。錆化が進んでいるが，打込部の先端は尖っていることが観察できる。N 116 E32 Ⅲ－3層中出土。

③刀子（挿図31－5～8，図版15－3）

刀子片と思われるものが，大小合わせて4点出土している。錆化が著しいために，切先や区・刀文等の細部は不明である。破損面からの観察では，いずれも平造り・丸棟で，身幅は11㎜である。6・7の茎部には木質が付着している。出土地点は，5＝N 116 E32 Ⅲ－3層中・6＝N 120 E20 Ⅲ層下部・7＝N 120 E20 Ⅲ－3層・8＝N 128 E28 Ⅲ層中である。

④印章（挿図31－9，図版15－4）

「酒」字の印章である。印台は厚く，鈕は菅鈕に造り両側から鈕孔を穿っている。鈕の基部には二本の玉縁がヤスリで造り出されている。印面は彫りが深く印文の鋳上がりもよい。出土地点は，N 124 E20 Ⅲ層上面。

⑤銅銙片（挿図31－10～11，図版15－5～6）

10はN 128 E52 Ⅲ層中より，11はN 116 E28よりそれぞれ出土している。いずれも錆化が著しく，変形しているので原形の復原には無理がある。

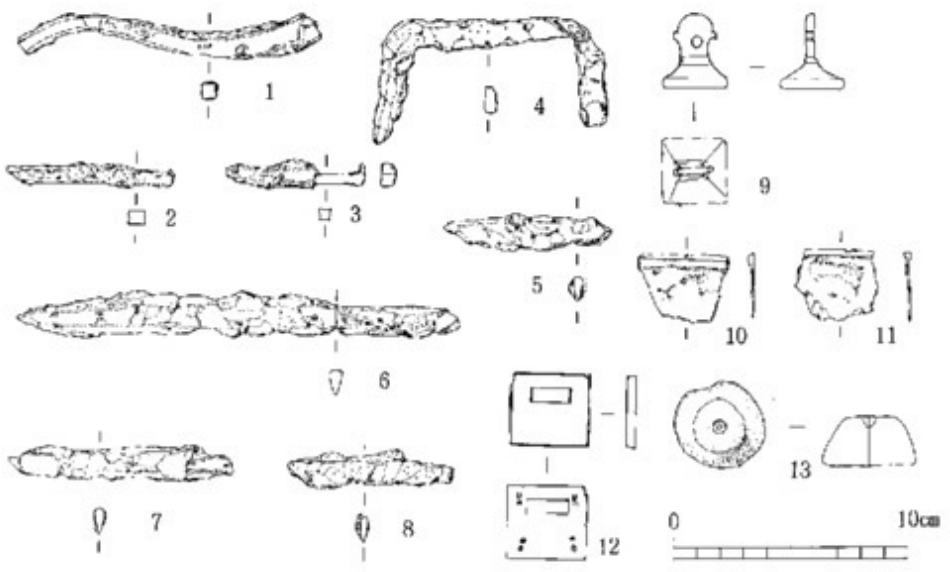

挿図31　金属・石製品実測図

⑥石製品（挿図31－12～13，図版15－７～９）

12は滑石製の巡方で，Ｎ124Ｅ28Ⅲ層中より，また，13は角閃石安山岩製の紡錘車の未成品でありＮ120Ｅ52Ⅲ層中よりそれぞれ出土している。図版15－９は20号住居跡の竈の支脚として使用されていたものであるが，何かを転用したものと思われる。

⑦その他

その他のものとしては前述のとおり，円筒埴輪片２箱分があるが，これらはおおよそ第４次調査の際に出土したものと似かよった様相を呈している。また，鉄滓の出土量も顕しく，図版15－10のようなフイゴロも出土している。更に，灰釉陶器の整理はほとんど進行していないが，概観したところではＫ－90・Ｏ－53期に属するものが主体をなしていると思われた。

（４）出土遺物のまとめ

今回出土した遺物の概要は上述のとおりであるが，これらの資料に認められる若干の傾向と時期について多少ふれておきたい。

瓦類については「山王廃寺跡第４次発掘調査概報」(注１)に述べられていることとおおむね合致する。敢えて付記するならば，軒平瓦の瓦当は，平瓦製作後に凸面から端面を巻き込むように粘土を付け加えて作られている点。および，唐草文軒平瓦(注２)の出土の二点である。出土瓦の大半を占める平瓦の検討については，ほとんど手つかずの状態であるが，叩文の検討などから着手して行くこととして後日に期したい。

金属製品のうち銅鏡片については，口縁部の造りなどからして，毛利光俊彦氏(注３)の分類による無台鏡のＢⅠ類に属し，その時期は７世紀後半に当るものと思われる。また，印章については，大きさや鈕が含鈕である点・二本の玉縁が造り出されていることなどからして，「私印」であると考えられる。時期については，全体的な形およびⅢ層上面のＢ軽石混じりの土層中から出土していることなどからして，平安時代前期(注４)が考えられよう。

次に，竪穴住居跡と出土土器の時期について若干ふれておきたい。前述のとおり，地層断面の観察結果からは，14号→16号，21号→20号という重複関係が明らかになっている。まず，12号住居跡出土の土器は，「国分寺中間地域遺跡27号住居」(注５)と同様の様相を呈していることから，９世紀前半に当てることができよう。13号住居跡については，灰釉陶器の高台片や坏の形態などから，９世紀末から10世紀に比定できよう。14号住居跡は，13・16号の両住居跡と重複していたが，調査時においてその前後関係を明確にし得なかったが，土器の様相から９世紀前半に置くことができよう。16号住居跡においては，完形の土師器坏には古い様相が残っているが，重複関係などから10世紀後半の時期が考えられる。18号住居跡は，丸底の坏と不定方向ヘラ削りの平底の坏とが出土しているが，８世紀後半から９世紀初頭の時期に当ると思われる。20・24号住居跡は９世紀後半から10世紀初頭の時期が考えられる。以上，住居跡内から遺物が出土したものについては，一応の時を付与し得たが，残りの６軒の住居跡については如何であろうか。

ここで，各住居跡の概要を整理すると次の様になる。

住居番号	壁名・走行	平面形・規模	竈	(位置・規模)	壁高	確認面	周溝	柱穴	
12号	南壁・E－3°－S	矩形・304×(390＋α)	○	東壁外。詳細不明。	27	V層上面	×	×	Ⅲ層が床面上を埋める。掘立1・6の廃棄後。
13号	〃・E－5°－S	矩形・300×(195＋α)	○	東壁の南部。凝灰質砂岩の袖石45×55	40	Ⅳ層上面	×	×	東南隅に楕円形（45×26×12.5）の貯蔵穴あり。16号住居に先行。
14号	西壁・N－3.5°－W	矩形・255×(225＋α)	○	東壁。					16号住居に先行。
15号	〃・N－1.5°－E	矩形・293/326×(318＋α)	○	東壁外に造り出す。凝灰質砂岩の袖石。72×55	60	V層上面			Ⅲ層が床面上を埋める。掘立3・5の廃棄後。
16号		矩形・240×(160＋α)	○	東壁外，南寄に造り出す。袖石の痕跡。	6				東南隅に不整円形（44×42×21）の貯蔵穴あり。
17号	西壁・N－22°－W		－		40	V層上面	×	－	Ⅲ層が床面を埋める。詳細不明。
18号	東壁・N－36°－W	不整矩形・309×(256～380)	○	東壁の南部に袖部を掘り残して造る。33×90	22	〃			Ⅲ層が床面を埋める。東南隅に隅丸方形（60×53×26）の貯蔵穴あり。
19号	南壁・N－56°－E		－		15	Ⅳ層上面	－	－	Ⅲ層が床面を埋める。詳細不明。
20号	〃・E－10.5°－S	矩形・289×(140＋α)	○	東壁外，南寄に造り出す。角閃石安山岩の支脚	25	V層上面			Ⅲ層が床面を埋める。21号住居の廃棄後。
21号	西壁・N－3.5°－E	矩形・	－		48	Ⅳ層上面	○		20号住居に先行。
22号	〃・N－5°－E	矩形・	－		10	〃			掘立3・5の廃棄後。
23号	東壁・N－2°－E	矩形・	△	東壁に竈を持たない。	40	V層上面			
24号	西壁・N－51°－E	矩形・235×325			35	Ⅳ層上面			（単位cm）

調査が部分的であることと，住居の覆土中におけるⅢ層の占める割合が多いので，厳密な検討に耐え得る基礎資料を充分に把握し得ていないが，前回までの発掘成果(注6)をふまえて考えて行きたい。

まず，住居の枢機施設である竈についてみると，15号住居と8号住居の構築方法には相通ずる所がある。すなわち，8号住居の竈は，焚口が凝灰岩の切石を鳥居状に組み，本体は掘り形内に粘土をまき，その表面には大きめな平瓦片を3枚貼りつけて造られているのである。また，凝灰岩の鳥居状焚口を有するものに7・10号住居跡がある。この4住居の壁の走向を見る時に，いずれも真北より5°前後偏している。特に8・15号住居跡は東へわずかに振れているだけである。竪穴住居構築の際に何らかの設計がなされたものとすれば(注7)，8・15号の両住居跡は同じような時期（8世紀後半）に営まれたものと考えられる。17・19・22号住居跡については詳細が不明であり，検討の術がない。

21号住居跡は，周溝を持つという点で2・3・7・11号住居と共通しているが，これだけから時を付与するには無理がある。23号住居跡は，東壁に竈を有しないという点が注目され，特異な在り方を示している。今後，全面的調査がなされるまでは以上の指摘に留めざるを得まい。

注1　前橋市教育委員会1978『山王廃寺跡第4次発掘調査概報』のP38に出土瓦の種類が一応まとめられている。

注2　第1次調査の際には，塔跡南側の宅地内より均整唐草文軒平瓦片を採集している。また，第3次調査では，平瓦の凸面に唐草文のみられる瓦片が出土している。前橋市教育委員会　1977『山王廃寺跡第3次発掘調査概報』

注3　毛利光俊彦　1978「古墳出土銅鏡の系譜」『考古学雑誌』Vol.64　1

注4　木内武男編　1964『日本の古印』二玄社刊

注5　井上唯雄　1978「群馬県下の歴史時代の土器」『群馬県史研究』第8号を主に参考とした。

注6　4～6号住居跡については，第3次の調査成果により，7～11号住居跡については，第4次調査の成果をそれぞれ取り入れた。詳細については，各調査概報を参照されたい。

注7　鬱国男　1975『古墳の設計』築地書館刊，他を参考とした。

Ⅲ　結　　語

(1)

山王廃寺跡の計画的・学術的な発掘調査は昭和49年度，土地改良事業の事前調査として，山王廃寺跡発掘調査団を組織し，着手したことにはじまる。その後，昭和50年度からは国・県補助事業として，前橋市教育委員会が毎年継続し実施してきている。この間にあって，昭和49年度には塔心礎の北110m付近で掘立柱建物跡の柱穴4つを発掘し，北門跡と推定した。昭和50年度には掘立柱の柱穴跡等を発掘した。昭和51年度には礎石を伴う建物跡が塔心礎の北40m，東30m付近で重複して存在することを確認した。昭和52年度には北門跡と推定した建物跡が梁行3間，桁行9間の建物跡であることが判明し，僧房あるいは食堂と推定するにいたった。これら調査の進行とあわせ山王廃寺跡の立地・規模・伽藍配置・出土遺物・年代等について検討し，その結果を調査概報として報告してきた。

一方，山王廃寺跡周辺は家屋の密集地であり，近年における農地の宅地化への現象はこの地区においても例外ではなく，さしせまってきている。これら山王廃寺跡周辺の状況のなかで，この発掘調査は土地所有者のご理解とご協力を得て実施してきている。

本年度は第5次調査にあたり，これら経過と状況を背景として，第4次調査の継続として，次の目標により調査を実施した。

①　梁行3間，桁行9間の掘立柱建物跡の間仕切り等細部を確認する。

②　この建物跡周辺に同様な建物跡が存在するか否かを確認する。

③　遺物面から山王廃寺跡を究明する。

昭和53年度はこの目標にそって，7月10日～8月25日に前橋市教育委員会が発掘調査を実施した。

(2)

本年度の発掘調査地点は塔心礎の北112m～140m，東16m～64mまでの範囲内で，調査面積は約316㎡である。発掘調査により確認し得た遺構は掘立柱建物跡7棟分（内1棟分は前年度の継続），竪穴住居跡14軒分（内1軒分は前年度の継続），溝状跡2，井戸跡2である。

これらのうち掘立柱建物跡については平面構成等について検討を加えたが，その結果を表にすると次表のとおりである。

遺構番号	確認柱穴数	規模・構造	方向	使用尺度	レベル（cm） 上縁	レベル（cm） 底面	重複関係
1	41	桁行9間・梁行3間・南北面に庇・東端3間門間仕切	N－1°30′－W	高麗尺	－36～－58	－87～－118	掘立6に先行・竪穴12に先行
2	13	桁行3間・梁行3間・総柱	N－25°30′－W	〃	－49～－78	－111～－134	掘立4の廃棄後・竪穴14に先行
3	13	桁行3間・梁行3間・総柱	N－32°30′－W	高麗尺唐尺	－54～－104	－115～－142	掘立5・竪穴15・22に先行
4	3	確認範囲で東西桁間1間〔掘立2の南面中央に位置する〕	N－25°30′－W	高麗尺	－70～－80	－100～－142	掘立2に先行
5	9	確認範囲で桁行3間・梁行3間	N－26°30′－W	〃	－58～－109	－122～－143	掘立3の廃棄後・竪穴15・22に先行
6	7	確認範囲で桁行2間・梁行2間・西に庇	N－24°－W	唐尺	－33～62	－92～131	掘立1の廃棄後・竪穴12に先行
7	6	確認範囲で桁行1間・梁行1間	N－1°－W	〃	－33～－62	－81～－93	溝4の廃棄後

竪穴住居跡14軒分は他遺構との重複も多く，残存状態は概して悪い。壁の残存するものでは凝灰質砂岩の板状切石を立てて袖石とするのが主体を占めるように見られ，18号竪穴住居跡のみ，袖部を掘り残して造り出している。

井戸跡はいずれもⅡ層を主とする砂質土が埋めており，今回調査した遺構のなかでは年代がもっとも新しいと考えられる。なお，井戸跡1には覆屋の存在が推定される。

発掘調査面積に比較して，遺物の出土量は多いが，その内容は瓦が大半を占めている。ほかには土師器・須恵器・灰釉陶器・円筒埴輪・金属製品・石製品がある。瓦類は軒丸瓦に素弁8葉蓮花文・複弁7葉蓮花文があり，軒平瓦には三重弧文・四重弧文・唐草文と素文段顎形式の瓦も見られる。この他に文字瓦・玉縁付丸瓦が出土している。土器類は主として竪穴住居跡内からの出土であるが，三彩破片・緑釉破片もある。三彩は掘立柱建物跡3の柱穴覆土中から，緑釉は12号竪穴住居跡からの出土である。鉄製品は釘・鎌・刀子のほかに「酒」字の印章があり，印章はN 124 E 20区Ⅲ層上面から出土している。このほか銅鏡破片・滑石製巡方・円筒埴輪破片・鞴口等も出土している。

(3)

山王廃寺跡の東は八幡川が東南流している。塔中心礎石と八幡川との距離は磁北150mで東85m，磁北100mで東105mの地点が段丘の縁にあたっている。昭和49年度の北東区東端は段丘の縁辺に

あたっており，土層の状態も水をおびた状態が見受けられた。

従来，山王廃寺跡の寺域規模については方二町と推定されていたが，昭和52年度の発掘調査により，少なくともその北方については塔心礎を中心として一町を越える可能性がでてきた。その場合，八幡川との係わりが，立地の選定，寺域の規模等の点で問題になる。また，昭和49年度以降の調査結果からは竪穴住居跡の存在が注目される。竪穴住居跡の存在は立地の選定，寺域の規模とともに山王廃寺の存在年代にも関係すると考えられる。現在まで確認されている竪穴住居跡は36軒分あり，その確認位置は次表のとおりである。

年度	住居番号	確認位置	年度	住居番号	確認位置	年度	住居番号	確認位置
49	仮称1号	N120～N130 E 0～E 2	49	仮称9号	S140～S150 W78～W80	51	4 号	N32～N36 E42～E46
	〃 2号	N120～N130 E 0～E 2		〃 10号	S140～S150 W78～W80		5 号	N40～N44 E34～E38
	〃 3号 (?)	N98～N100 E80～E90		〃 11号	S160～S170 E18～E20		6 号	N36～N40 E22～E26
	〃 4号	N98～N100 W110～W120		〃 12号	S170～S180 E18～E20	52	7 号 (仮称1号)	N112～N120 E 0～E 8
	〃 5号	N98～N110 W130～W140		〃 13号	S96～S100 E96～E100		8 号	N120～N124 E 4～E 8
	〃 6号	S100～S110 W78～W80	50	1 号	N39～N42 E50～E58		9 号	N116～N120 W 0～W 8
	〃 7号	S110～S120 W78～W80		2 号	N39～N42 E50～E58		10 号	N116～N120 E 4～E12
	〃 8号	S120～S130 W78～W80		3 号	N50～N58 E50～E57		11 号	N108～N112 E24～E32

なお，本年度確認された竪穴住居跡は6頁の表のとおりである。これら竪穴住居跡の年代と寺域とに関係し，昭和49年度の調査結果については充分な検討結果を経たものではないが，現状では寺域外と考えている。昭和50年度発見の竪穴住居跡は奈良時代前半，昭和51年度のは8世紀初頭ないし8世紀前後，昭和52年度のは8世紀後半と推定してきている。本年度の竪穴住居跡については研究した結果，確認された住居跡全てに時期を与えるのは資料的に無理があるようにみられるが，年代の判明するものでは9世紀前半以降が大半を占め，15号住居跡のみ8世紀後半と推定した。

(4)

本年度発掘調査した掘立柱建物跡は7棟分であるが，これの平面構成とあわせ前後関係について研究したが，大別して2時期，細分して3～5時期になる可能性を指適した。これと竪穴住居跡の年代の検討結果とを合せてみると，掘立柱建物跡の下限を把握することが可能であり，竪穴住居跡の存在をもって山王廃寺の寺域・年代を推定すれば，上限も把握されてくる。

前年度の継続として本年度発掘調査した掘立柱建物跡1の構造は梁行3間，桁行9間で，南北面に庇を有し，東端より3間目に間仕切りのあることが判明し，さらに西側3間にも間仕切りのあることを推定させている。このことは昭和52年度の推定をさらに推進したものとして意義あることである。掘立柱建物跡2・3は梁行3間・桁行3間の総柱の建物跡であり，この建物2つが同時に存在した可能性は少ない。掘立柱建物跡4～7については建物の規模が確定してないが，掘立柱建物

跡5は梁行3間・桁行3間で，東側のみ確認されていない。これら掘立柱建物跡の他に井戸跡2つの存在が確認されているが，この井戸跡は年代が新しいとみられる。これら掘立柱建物跡が竪穴住居跡に先行し，存在することを確認した意義は寺域内北部のあり方を知る上で大きいものと考える。

出土遺物は量的に見ればその大半は瓦類である。この瓦が本年度確認された掘立柱建物跡に使用されていたものか否かについては決定する資料がない。しかし，年代的には掘立柱建物跡に合致するものがあることは確認できた。瓦以外では銅鋺片・印章等の出土が注目される。

(5)

山王廃寺跡の発掘調査は既に第5次調査を経過した。発掘調査着手以前に発見されている諸種の遺構・遺物に比較すれば，その成果は貧弱とも見られる。これについては2つの理由があげられる。その一は発掘地点の選定であり，その二は既に発見されている遺構・遺物から推定して，荒廃がかなり進んでいるものとも考えられる点である。しかし，現在までの調査はこれらの状況のなかで考えるならば非常に大きな成果を上げてきていると考えられる。その中心は礎石群A・Bと掘立柱建物跡の存在確認である。これらの確認により現在，山王廃寺の存在年代と寺域とについて新しい問題を提起している。山王廃寺跡の発掘調査の推進とその解明は古代史の解明に大きな意味を持つものと考えられる。本年度の発掘調査は新しい検討課題を提起している点において，発掘調査の経過の一つとして大きな意義があると考えられる。

（1）発掘調査予定地（北より望む。松の根本が塔心礎）

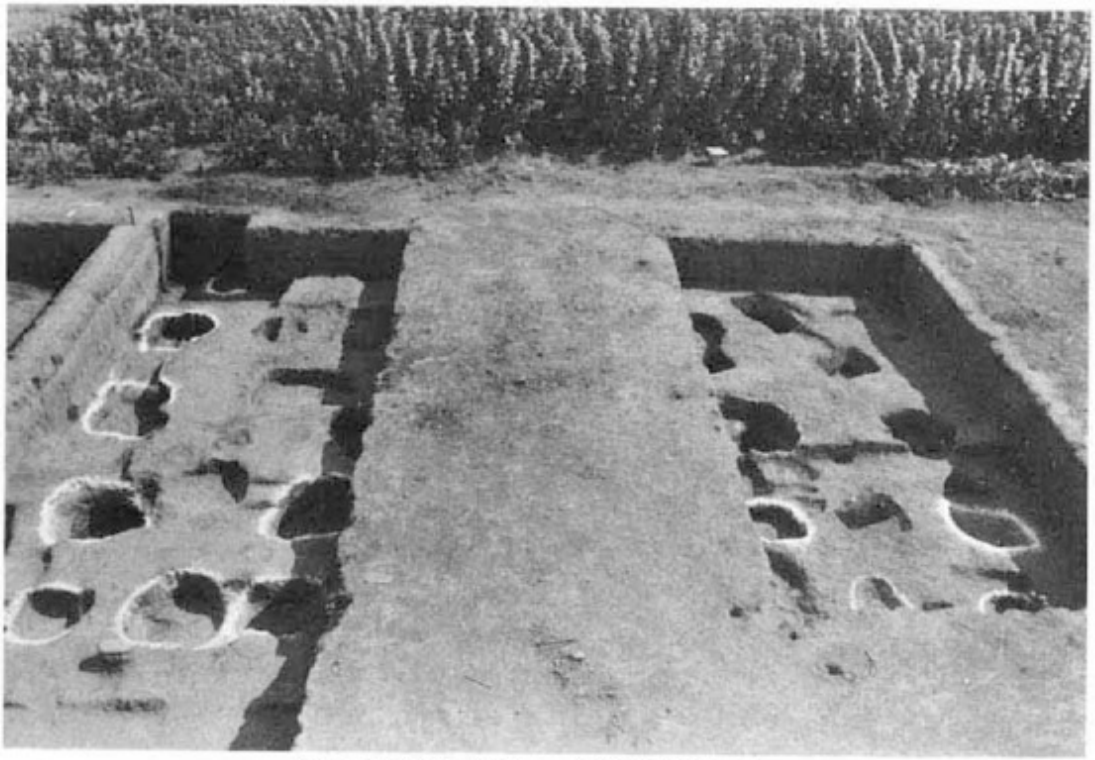

（2）掘立柱建物跡 1　（掘立柱建物跡 6）

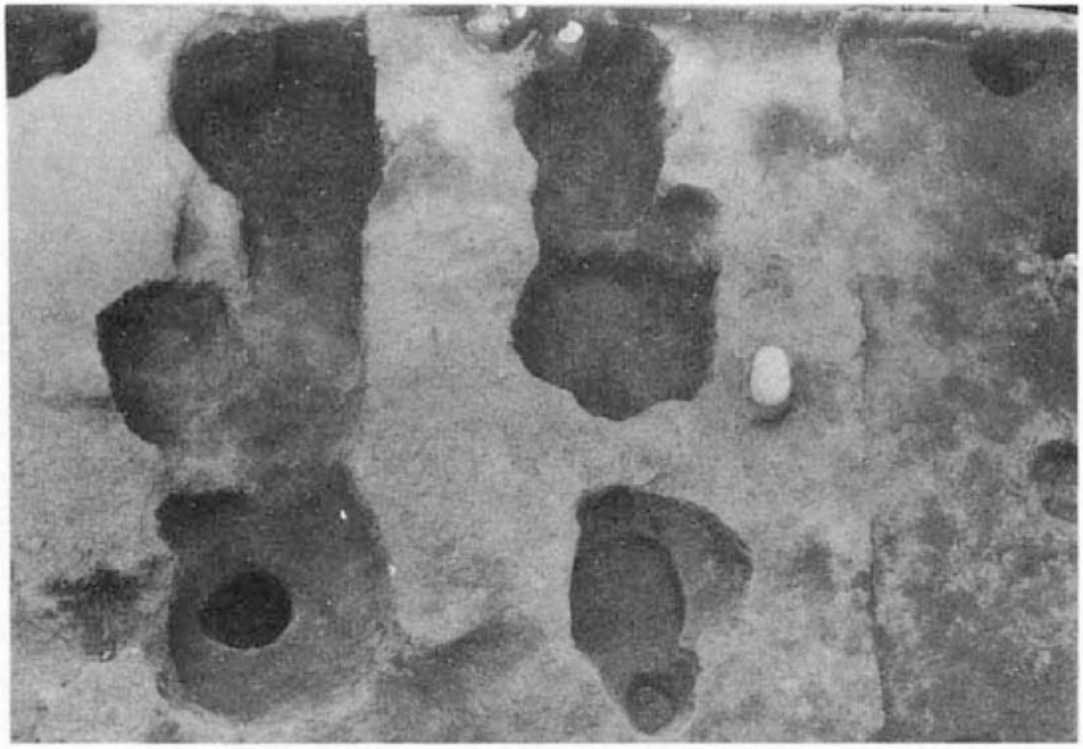

（1）掘立柱建物跡 1（北東隅部）

（2）掘立柱建物跡 1（P.32，P.33）

（1）掘立柱建物跡２・３・４・５（北東より望む）

（2）掘立柱建物跡２・４（北より望む）

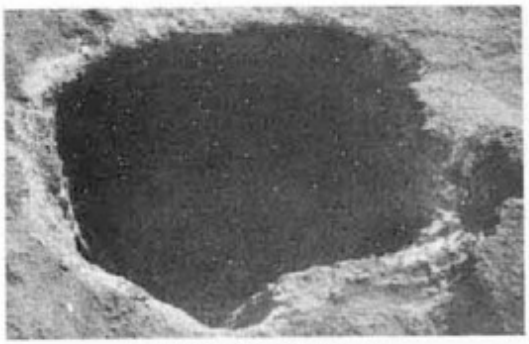

（1）掘立柱建物跡2　P.2

（2）掘立柱建物跡2　P.6

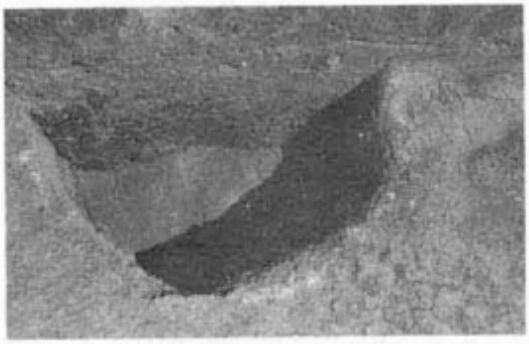

（3）掘立柱建物跡2　P.11

（4）掘立柱建物跡4　P.3

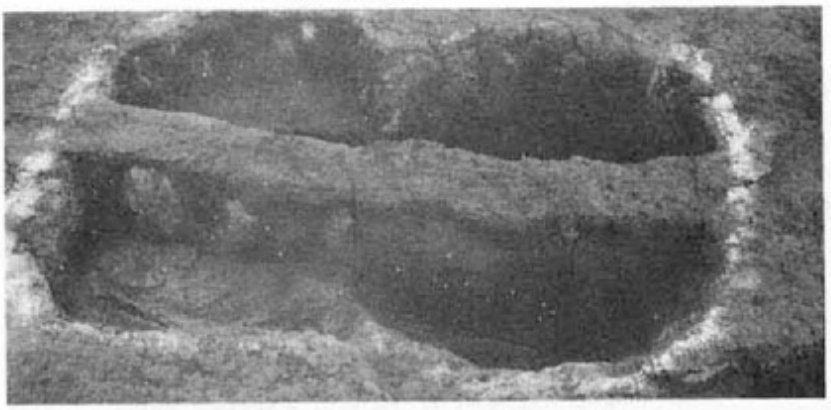

(5)　掘立柱建物跡2　P.12，掘立柱建物跡4 P.1との切り合い

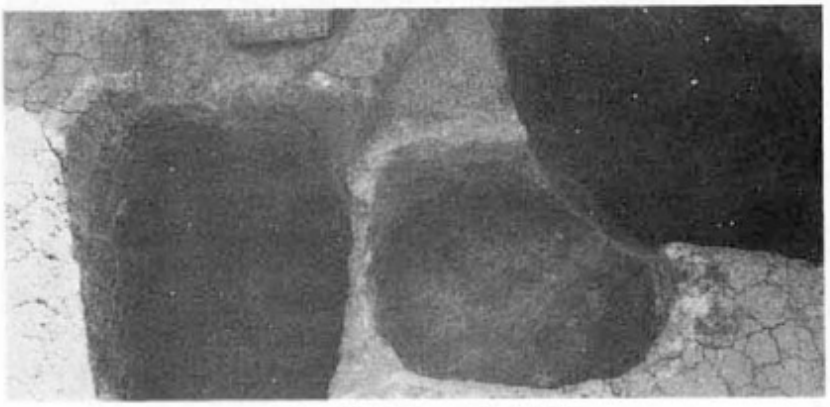

(6)　掘立柱建物跡4　P.13，掘立柱建物跡4 P.2，井戸跡2

掘立柱建物跡2・4柱穴各部

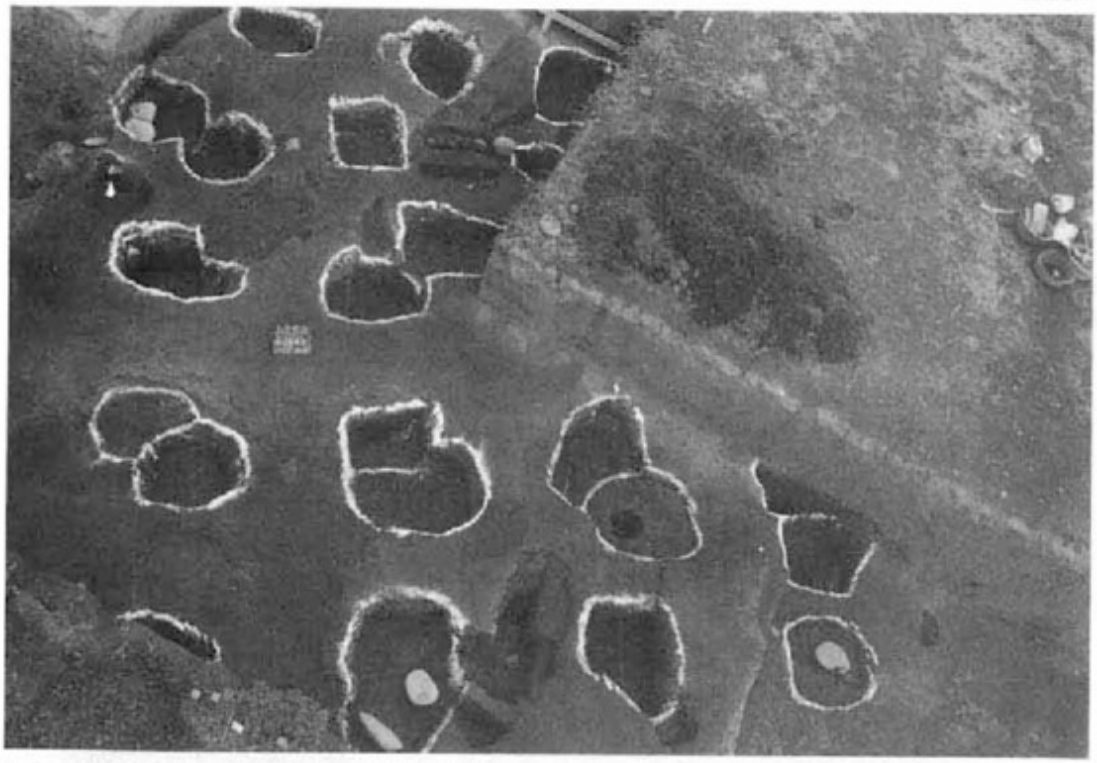

（1）掘立柱建物跡3・5（南より望む）

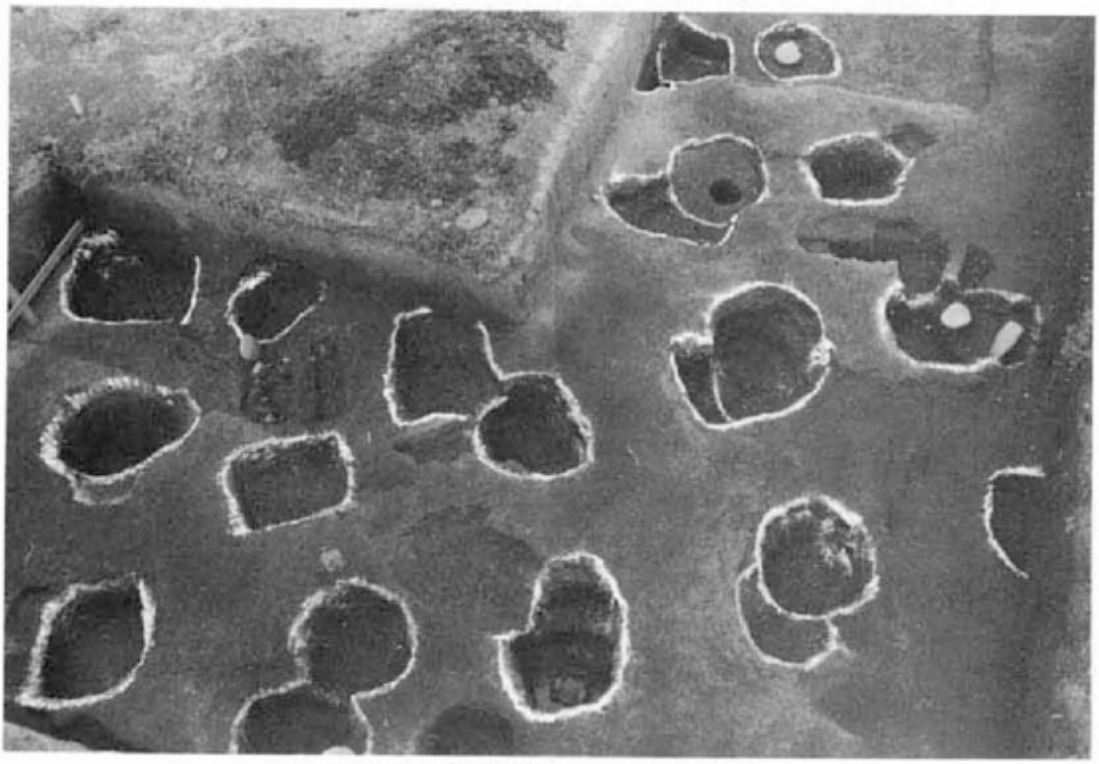

（2）掘立柱建物跡3・5（西より望む）

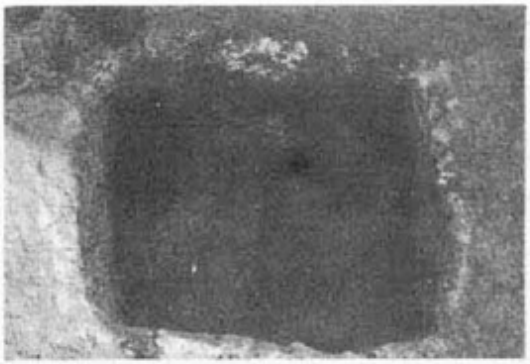

（1）掘立柱建物跡3　P. 2

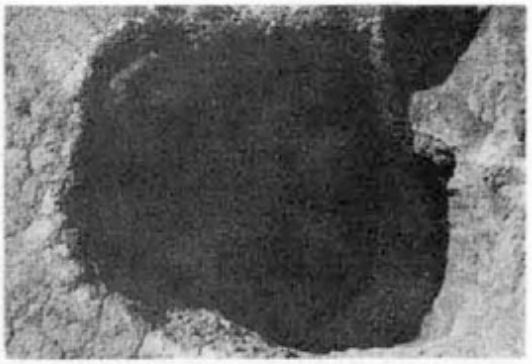

（2）掘立柱建物跡3　P. 5

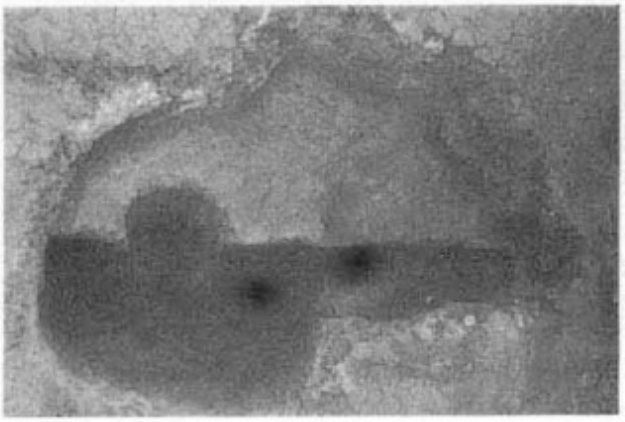

（3）掘立柱建物跡3 P. 7（右），掘立柱建物跡5 P. 8（左）

（4）掘立柱建物跡5 P. 1

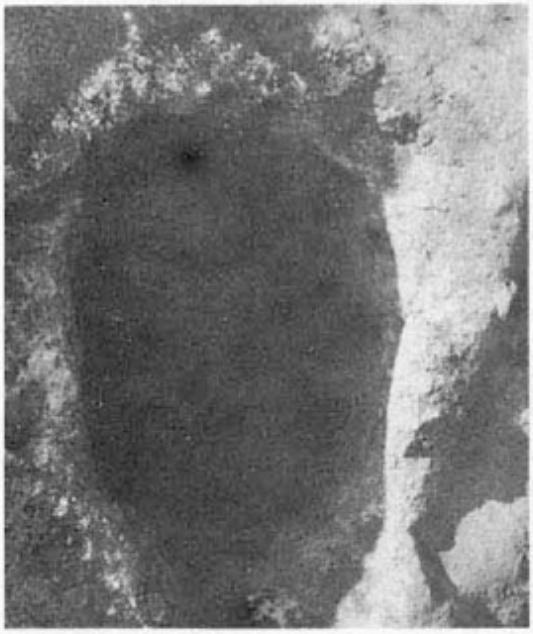

（5）掘立柱建物跡5 P. 2

（6）掘立柱建物跡5　P. 3

掘立柱建物跡3・5柱穴各部

（1）掘立柱建物跡3　P.10(右)，掘立柱建物跡5　P.9(左)

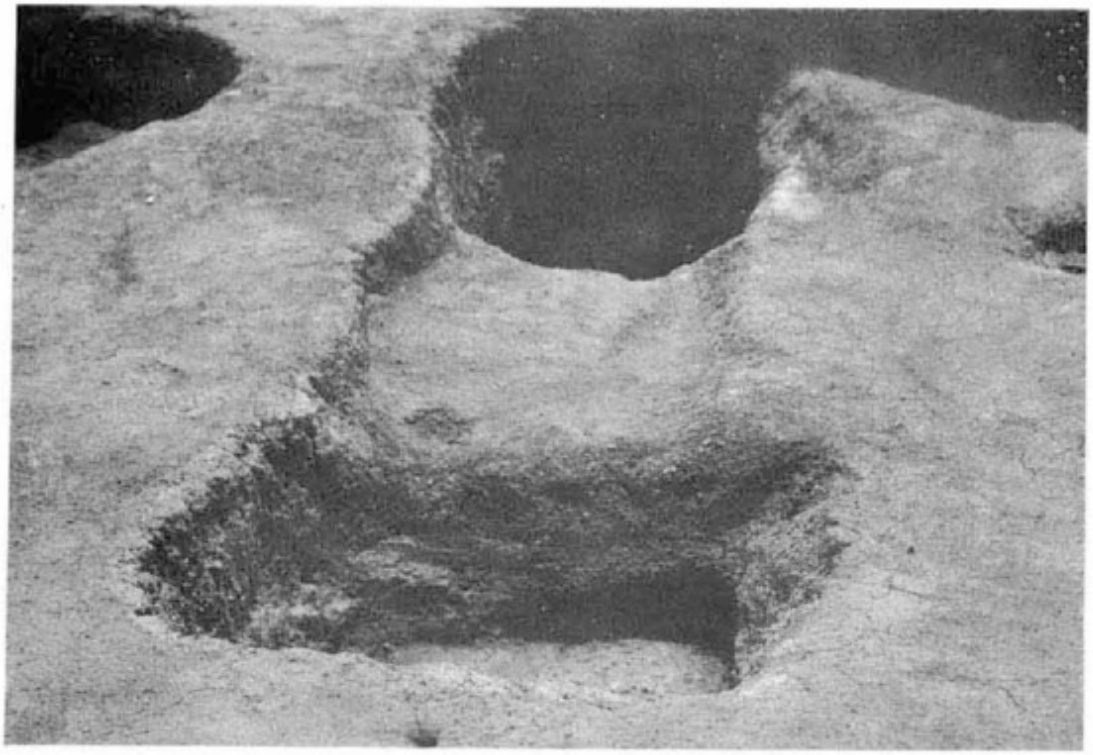

（2）掘立柱建物跡6　P.6　P.7

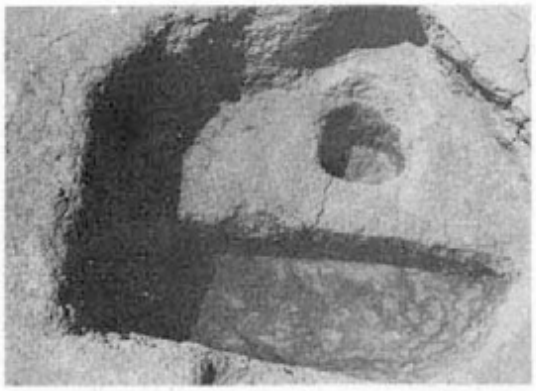

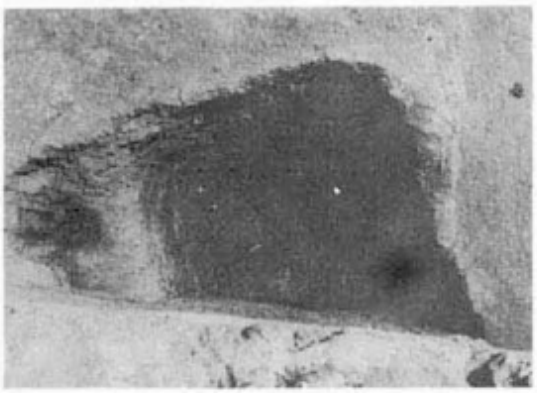

（左上）P5　（右上）P3　（左）P1

（1）掘立柱建物跡6　柱穴各部

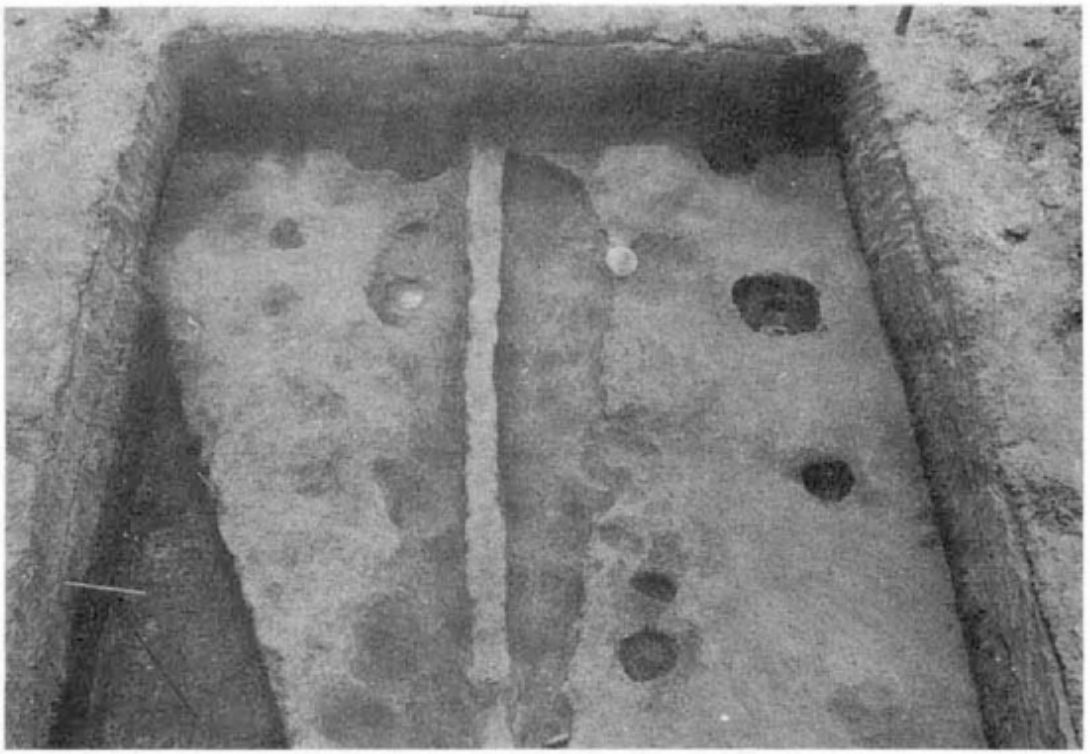

（2）掘立柱建物跡7（溝状跡4，17号住居跡）

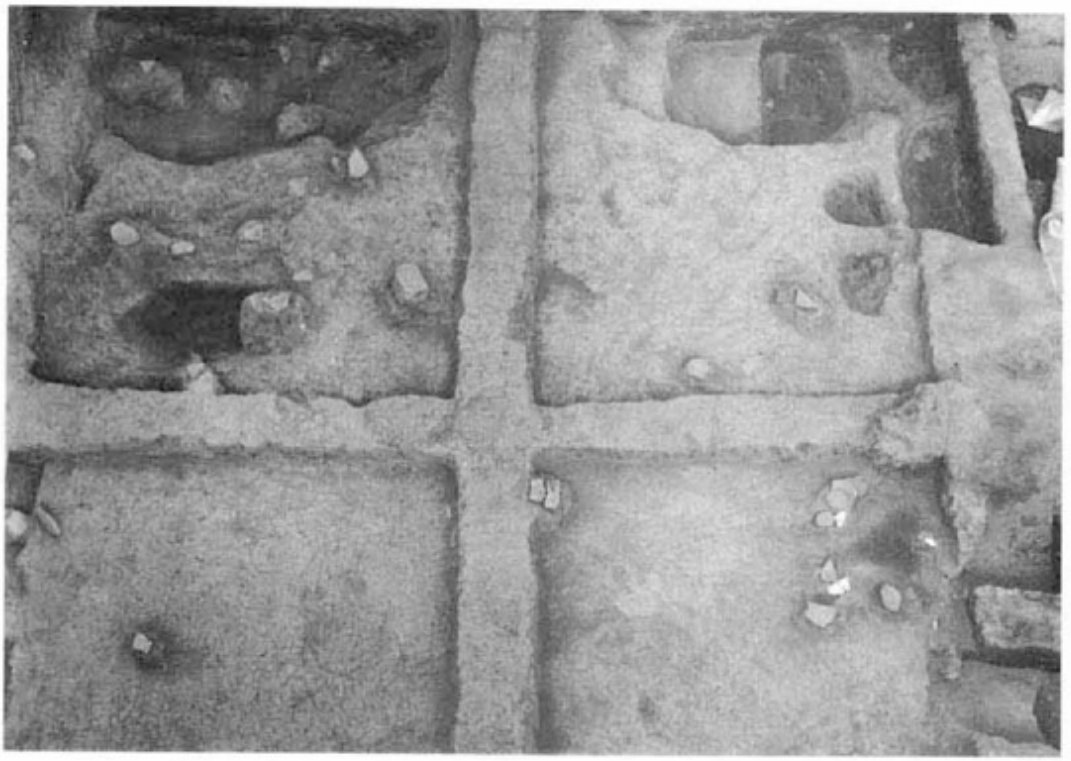

(1) 12号住居跡

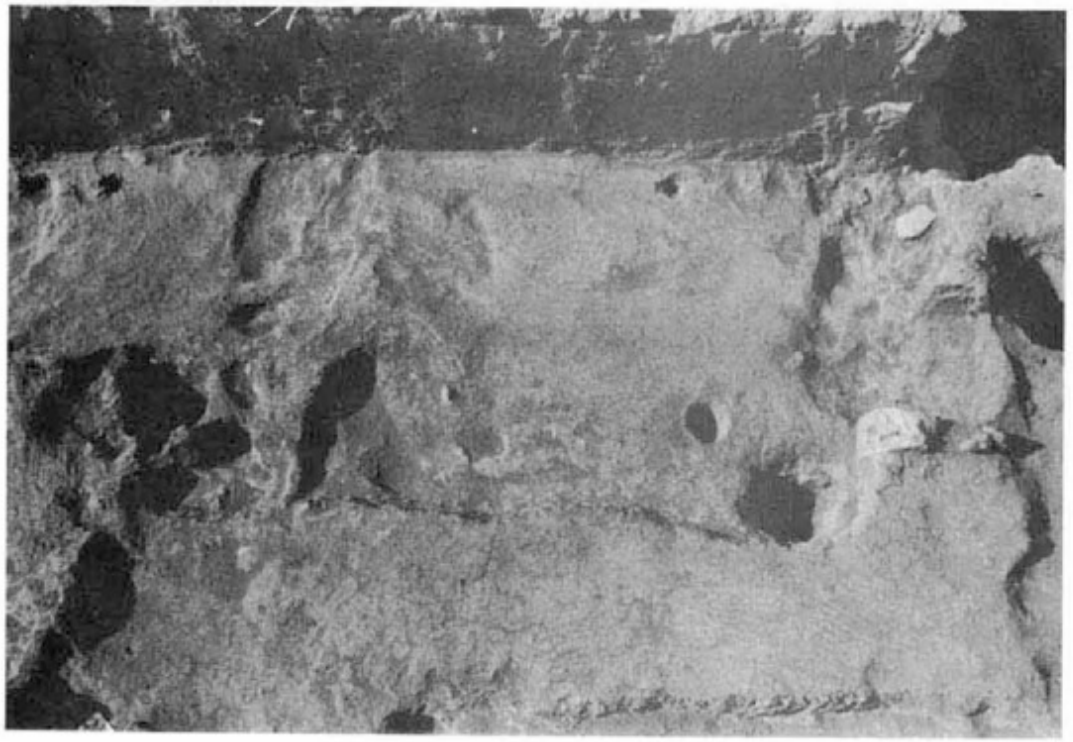

(2) 13号住居跡（右），14号住居跡（左下），16号住居跡（左上）

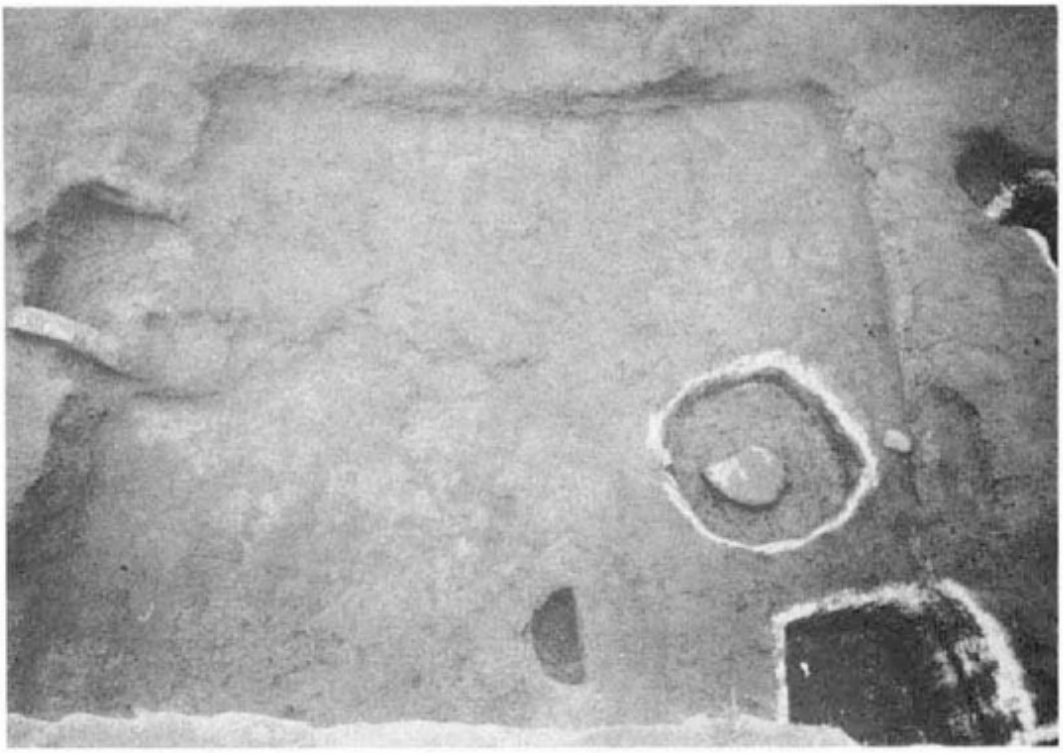

(1)　15号住居跡

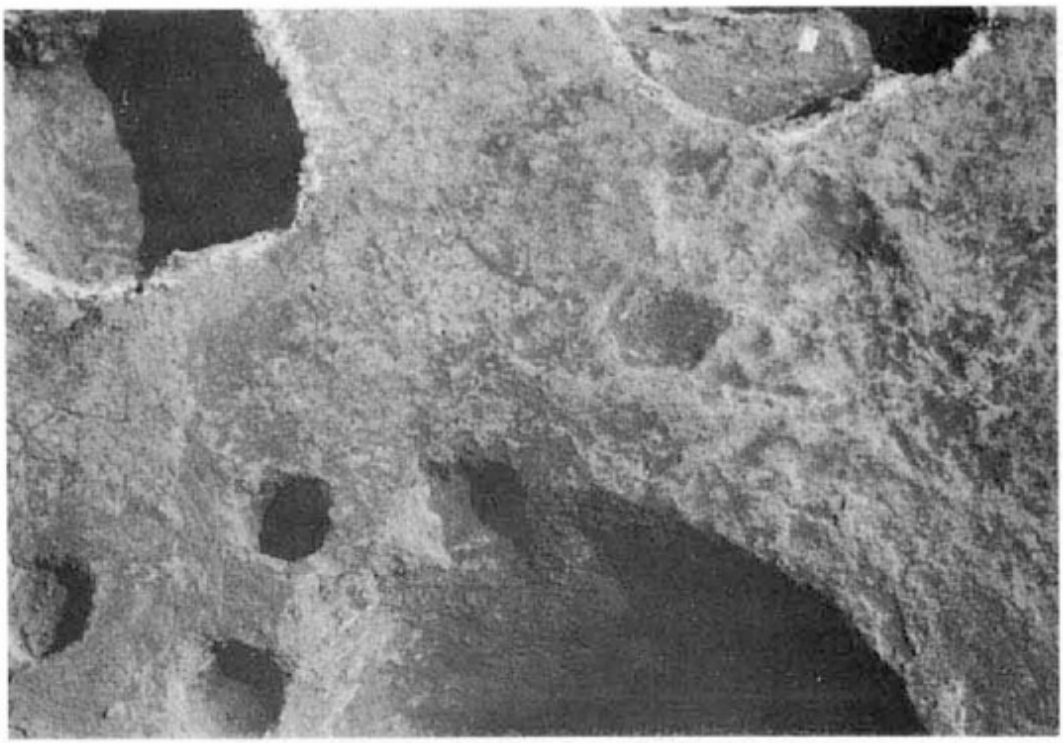

(2)・井戸跡1

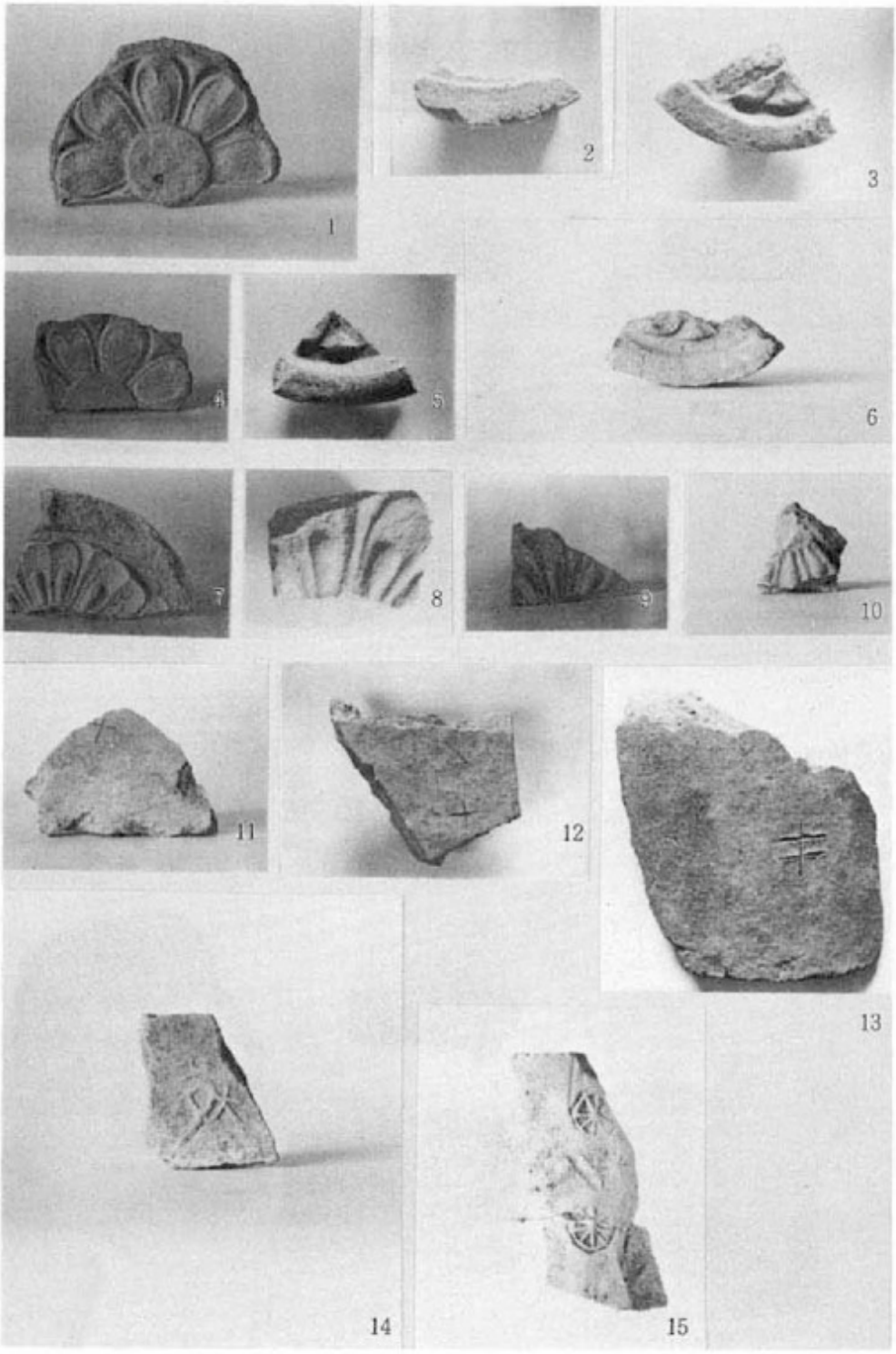

軒丸瓦，文字・刻印瓦

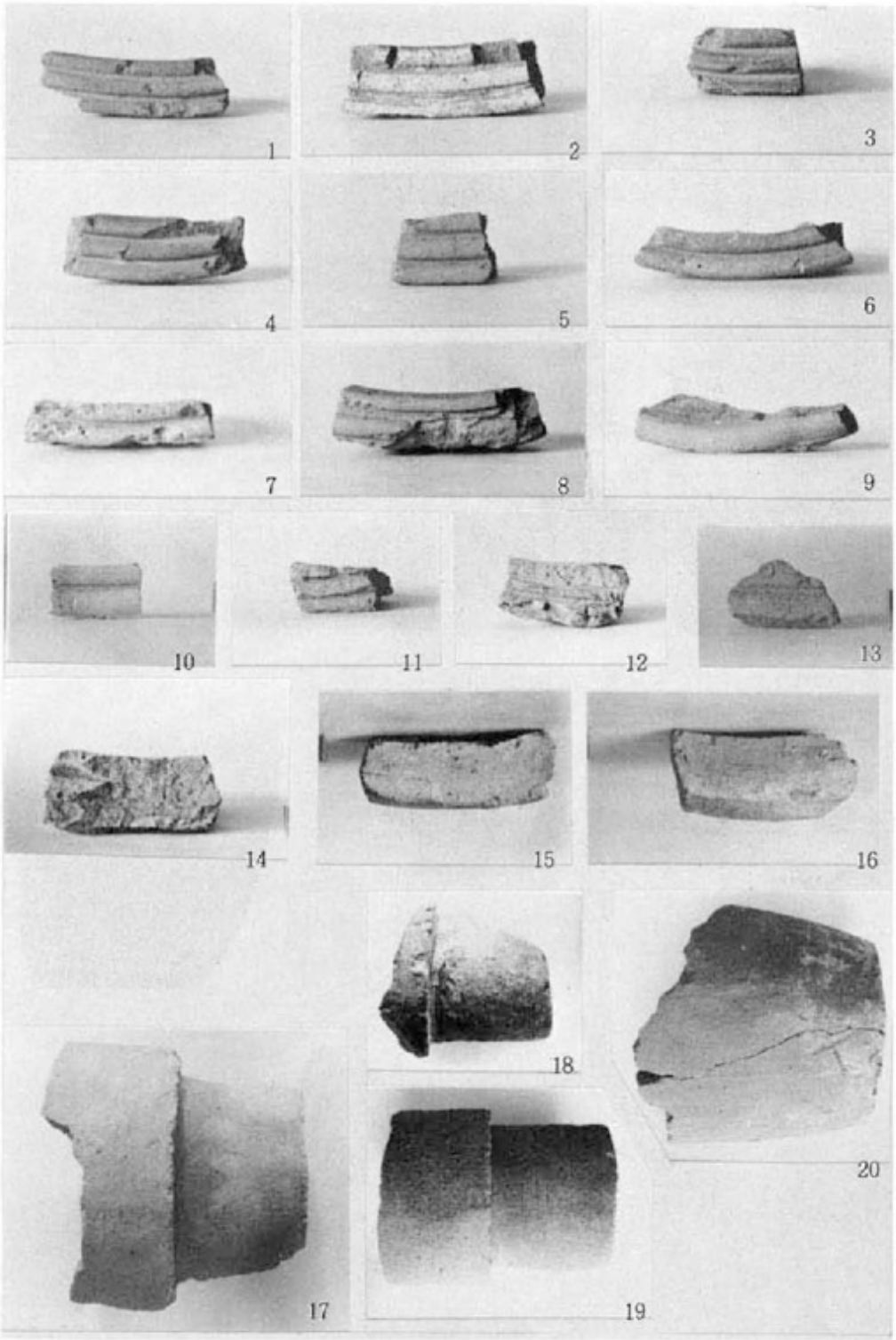

軒平瓦・丸瓦

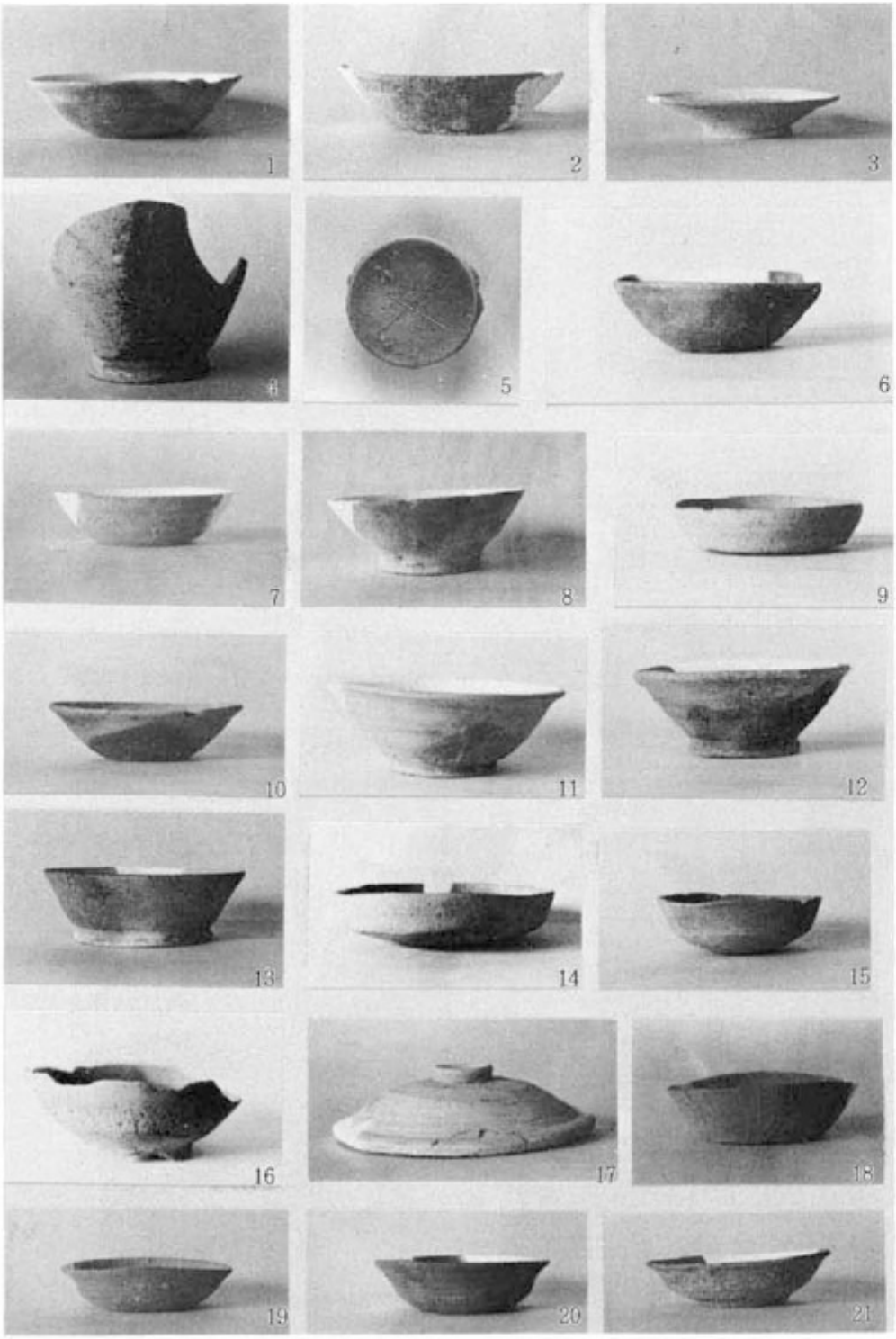

竪穴住居跡出土土器

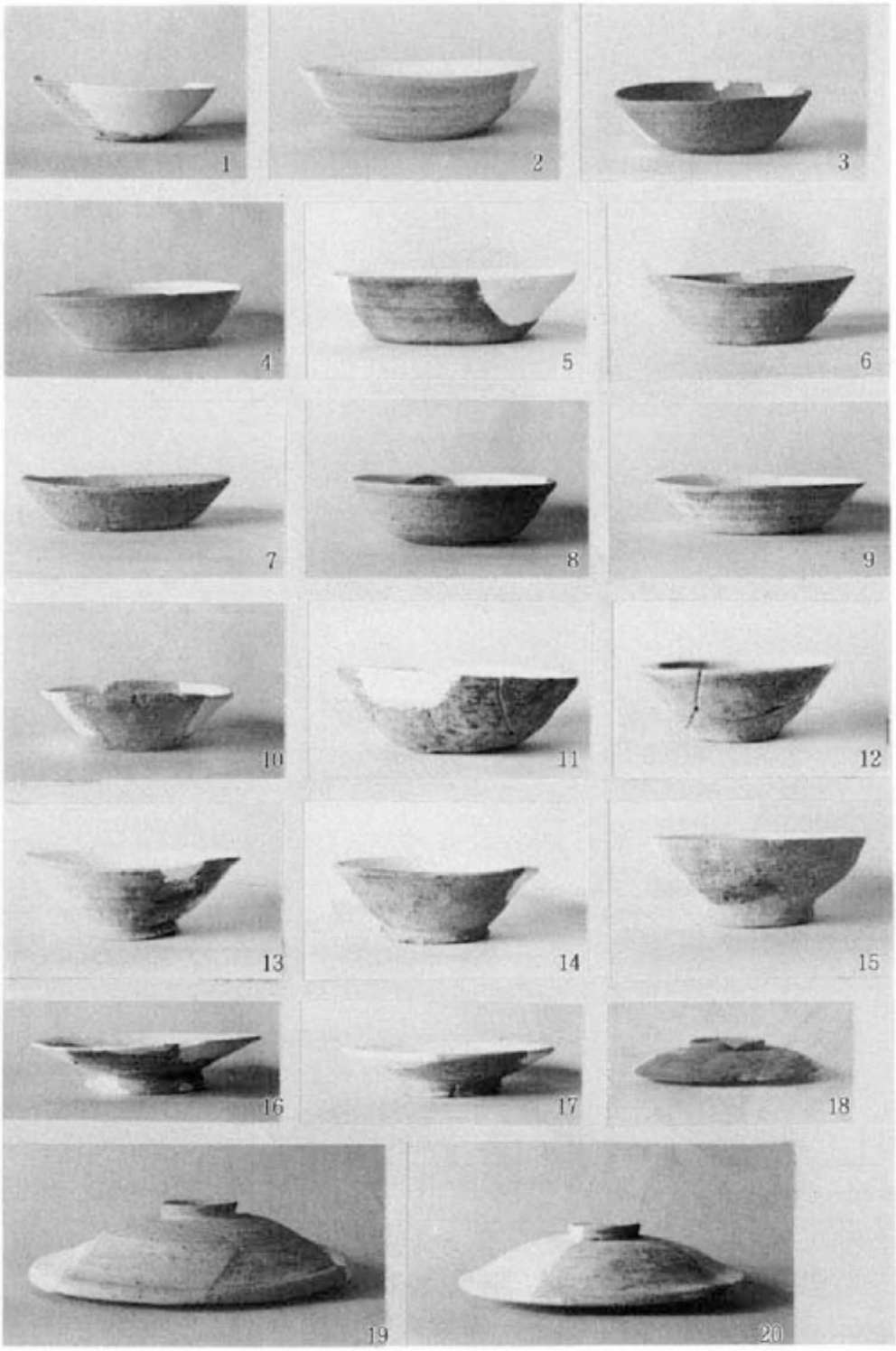

グリッド内出土土器

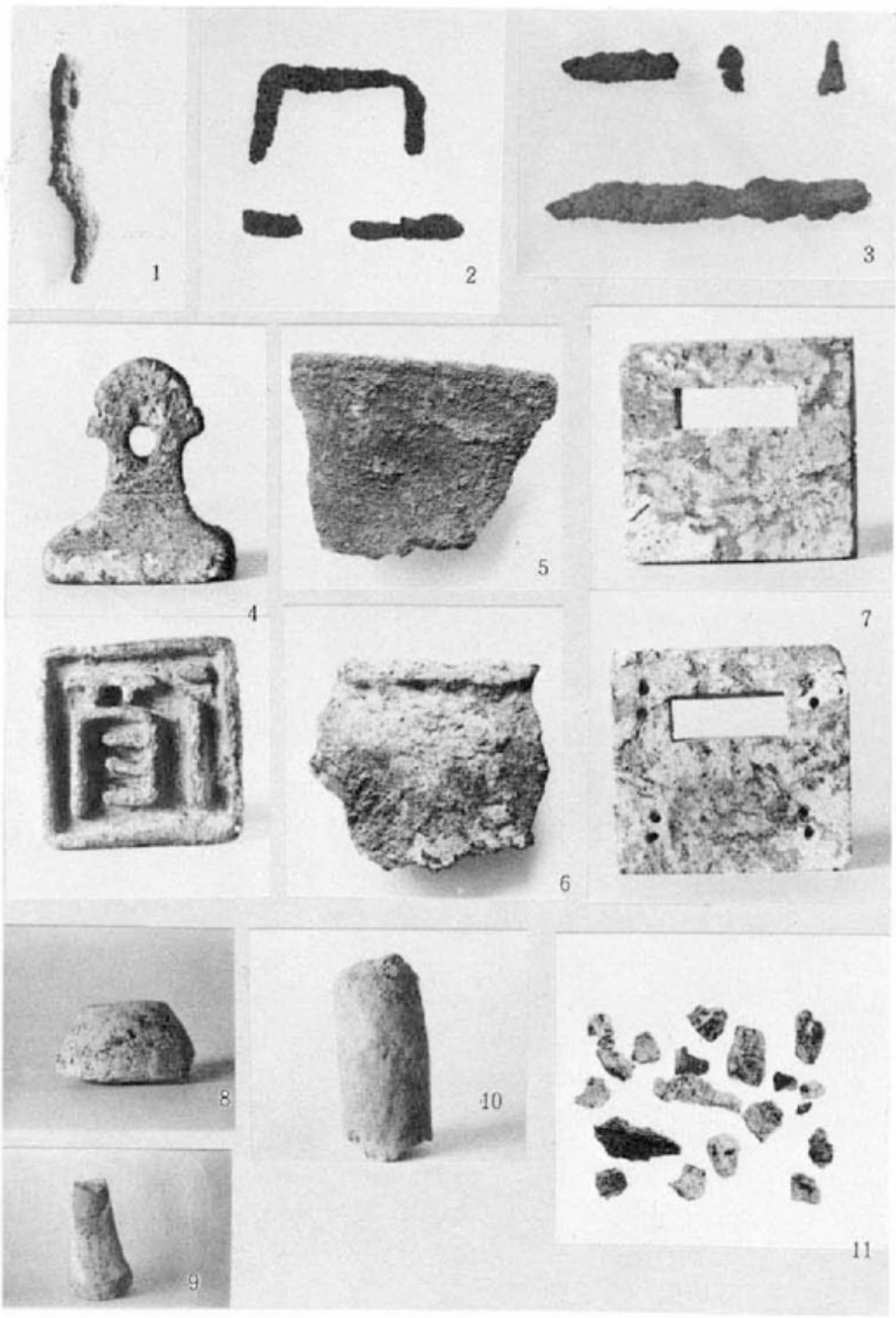

金属・石製品

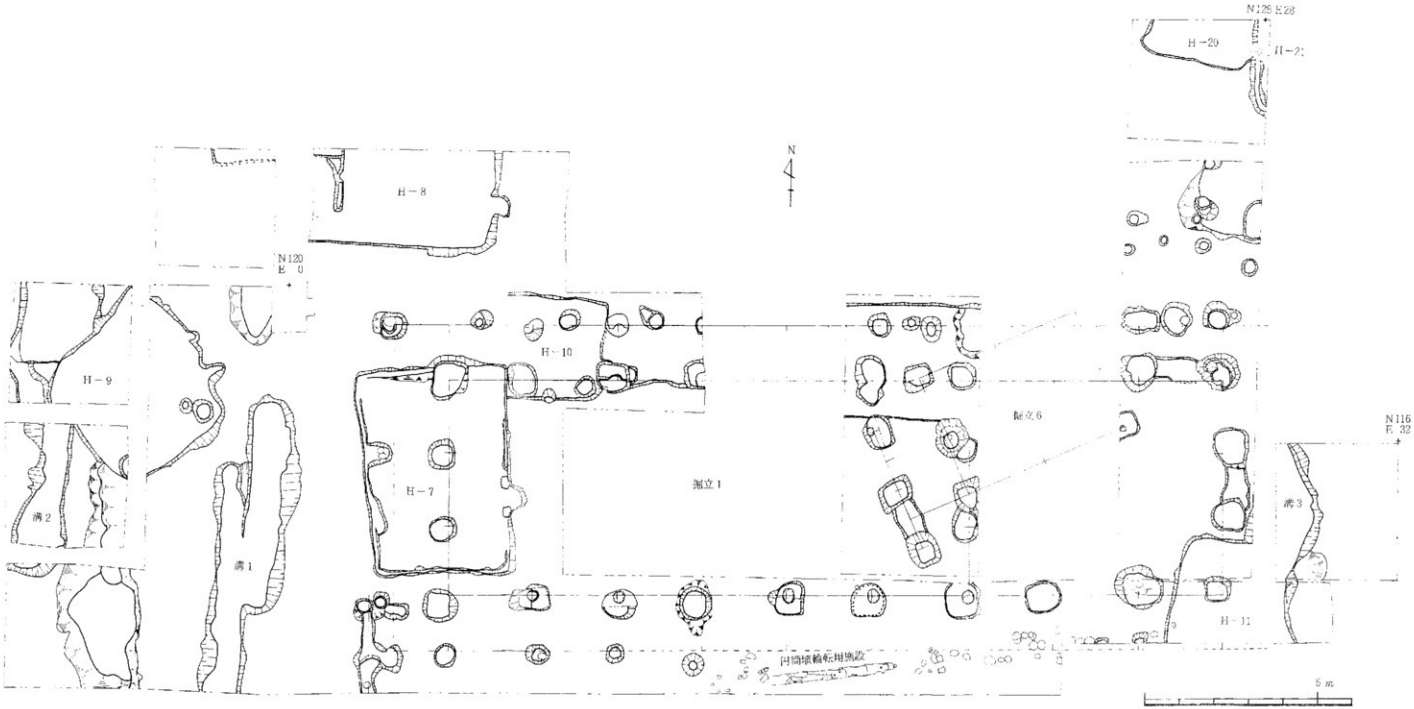
N126 E28
H－20
H－21
N
H－8
N120
E 0
H－9
H－10
H－7
溝2
溝1
掘立1
掘立6
溝3
H－11
N116
E 32
円筒埴輪転用焼成
5 m

遺構全体図（1）

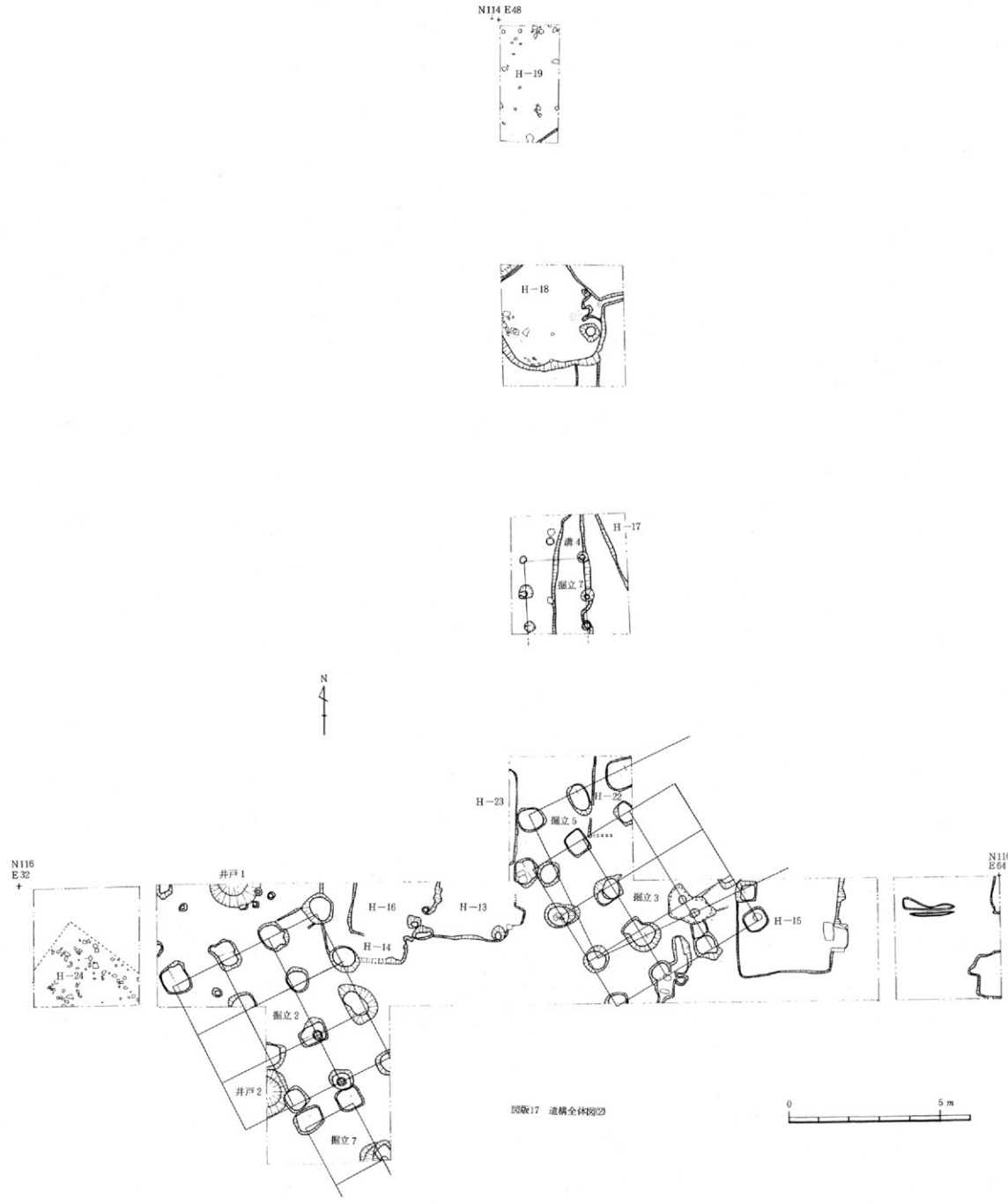
N114 E48
H－19
H－18
H－17
溝4
掘立7
N
N116 E32
井戸1
H－16
H－13
H－14
H－24
掘立2
井戸2
掘立7
H－23
H－22
掘立5
掘立3
H－15
N116 E64
0
5 m

図版17　遺構全体図(2)

山千廃寺跡第5次発掘調査報告書

昭和54年3月31日　印刷
昭和54年3月31日　発行

発行　前橋文化財研究会
前橋市千代田町一丁目8番8号
社会教育課内
印刷　有限会社　原田印刷所